

第2次 はんのうふくしの森プラン

新たなつながりと支え合いが育む
ふだんのくらしのしあわせ

平成26年3月

飯能市／社会福祉法人飯能市社会福祉協議会

新たなつながりと支え合いが育む ふだんのくらしのしあわせ

「市民が決めて、市民が動かす 市民経営の市政」。これが私の目指す市政運営の姿であります。第2次はんのうふくしの森プランの策定に1,000人以上の市民の皆様に携わっていただきましたことは、まさに「市民が決める」ことを実践したものです。私が市長そして社会福祉協議会会长に就任して初めて策定した計画が本計画であることは、大変意義深いことだと感じております。



さて、本市では、平成21年6月に第1次はんのうふくしの森プランを策定し、市民、市、社会福祉協議会の協働により、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。この間、地区にコミュニティソーシャルワーカーが配置され、住民が主体となって地域福祉を推進する組織が4つ設立されたほか、権利擁護の取組として市民後見人の育成、自治会と民生委員児童委員協議会の連携による災害時要援護者リストの作成など、大きな成果があがりました。

しかし、一方では、少子高齢化や核家族化がさらに進行し、孤立死や無縁社会が社会問題となり、東日本大震災の発生などにより、改めて“地域住民のつながり”や“地域での支え合い”といった“人と人との絆”が注目されてまいりました。

このような社会背景や新たなニーズに的確に対応するため、この度、第1次プランを見直し、本市の地域福祉を一層推進するため、第2次はんのうふくしの森プランを策定いたしました。

本計画は、基本理念を「新たなつながりと支え合いが育む ふだんのくらしのしあわせ」と定め、日々の生活における人と人とのつながりを大切にしながら、地域における支え合いを育み、誰もが安心して暮らせる、ふだんのくらしのしあわせを感じることができる地域づくりを進めてまいります。

私は、隣人同士、市民同士がお互いに相手のことを思いやり、大切にすることなくして、皆がつながり、支え合うことができるとは思っておりません。私なりの言葉で言い表すならば、それはまるで一つの百合根のごときものと思っております。鱗（うろこ）のような茎が幾重にも重なり合う一つの球根を形作っている百合根のように、市民の皆様とともに、市、社会福祉協議会が重なり合うよう連携、協力し、本計画の実現に向けて取り組むことが何より肝要なことと思っております。そうしてこそ、市民の皆様に、住んで良かったと心から思っていただけるまちになるのではないかでしょうか。

今後、本計画の実現に鋭意努めてまいりますので、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、御尽力いただいた第2次はんのうふくしの森プラン策定委員会委員の皆様をはじめ、意識調査、地区別ふくし懇談会、社会福祉事業所・ボランティア団体・NPO法人との懇談会、市民懇話会等で貴重な御意見、御提言をいただいた市民・団体・関係機関の皆様に心より感謝を申し上げ、挨拶とさせていただきます。

平成26年3月

飯能市長・社会福祉法人飯能市社会福祉協議会会长

大 久 保、勝

ふくしの森プラン セカンドステージへの船出

多くの市民の参加により、約2年をかけて、「第2次はんのうふくしの森プラン」を策定することができました。本計画は、「はんのうふくしの森プラン」を発展的に継承したセカンド・ステージと位置づけています。



本計画の策定にあたり、地域福祉に関する市民意識調査を実施したうえで、第1次プランと同様に市民みんなでつくり上げ育てる立場から、1年以上の期間をかけて地区別ふくし懇談会を8地区16会場（673人参加）で開催し、様々なご意見やご要望を伺いました。また、社会福祉事業所やボランティア団体、NPO法人との懇談会も開催しました。そして集まったこれらの意見は市民主体の「飯能市の地域福祉をつくる市民懇話会」で整理し、その結果を策定委員会に提案して検討を積み上げてきました。

ここで、本計画の特徴を述べておきたいと思います。

第1は、「第1次プラン」の成果と課題を反映させるために、「はんのうふくしの森プラン推進委員会」が、第2次プランの策定にあたり提言書を提出したことです。第1次プランという土台があったことで、発展の方向性として「協働」を中心軸に位置づけ、4つの基本目標（知・交・支・安）を柱に具体的に表現することができました。また、第1次プランにおいて、4つの地域福祉を推進する組織を立ち上げたことで、今後、すべての地区に地域福祉推進の組織をつくるという目標が明確になりました。

第2の特徴は、基本理念を「新たなつながりと支え合いが育む ふだんのくらしのしあわせ」としたように、「新たな」に願いを込めました。この新たなは、若者や団塊の世代の地域デビュー、福祉を利用している当事者が支え手にもなるという、地域福祉活動を担う新しい人材の発掘、育成を期待したものです。

第3の特徴は、平成30年度までに地域福祉活動や市民交流の拠点をすべての中圏域（8地区）に開設・確保し、そこを拠点にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を5名配置する目標を明確に示したことです。

最後になりますが、本計画ではイラストや写真を沢山取り入れ、見やすくしました。「知っていますか？ ふくしの森の こんなこと」というコラムを随所に取り入れ、住民の様々な活動を紹介しました。

ぜひ、多くの市民の皆様に、この「第2次プラン」を読んでいただき、できるところから自分たちの役割を考えてほしいと思います。そして「ちからを合わせ、いきいきと、きぼうに満ちた、ふだんの くらしの しあわせづくり」に参加しましょう。

平成26年3月

第2次はんのうふくしの森プラン策定委員会委員長

田中 英樹

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨等	2
1 計画策定の趣旨	2
2 地域福祉とは	3
第2節 計画の位置付けと期間	4
1 計画の位置付け	4
2 計画の期間	6
第3節 計画の愛称と策定体制	7
1 計画の愛称	7
2 計画の策定体制	8
(1) 第2次はんのうふくしの森プラン策定委員会	8
(2) 第2次はんのうふくしの森プラン策定委員会作業部会	8
(3) 合同事務局	9
(4) 第2次飯能市地域福祉計画策定庁内検討会議	9
3 計画策定に対する市民参画	10
(1) 地域福祉推進フォーラムの開催	10
(2) 飯能市の地域福祉に関する意識調査の実施	11
(3) 地区別ふくし懇談会の開催	12
(4) 社会福祉事業所、ボランティア団体、NPO 法人との懇談会の開催	13
(5) 飯能市の地域福祉をつくる市民懇話会の開催	14
第2章 計画の基本的な考え方	15
第1節 第1次はんのうふくしの森プランの成果と課題	16
1 はんのうふくしの森プラン推進委員会による評価	16
第2節 計画の基本理念と基本目標	19
1 基本理念	19
2 基本目標	20
第3節 圏域の設定と計画の核（ポイント）	23
1 圏域の設定	23
2 計画の核（ポイント）	24

第3章 施策の展開	29
基本目標1 【知】お互いを知り合う・分かり合う機会をつくろう	29
1 あいさつからコミュニティづくりをはじめよう	30
(1) 気軽に“あいさつ”が交わされるまちをつくろう	30
2 “ふくし”を身近なものとして考える機会をつくろう	33
(1) 交流を通して“ふくし”を学ぼう	33
(2) 人々がふれ合う機会をつくろう	37
(3) 地域や団体の情報を発信しよう	40
3 ふくし懇談会を開こう	43
(1) 人々が知り合い、交流するふくし懇談会を開こう	43
4 情報の受信・発信をしよう	46
(1) 効果的な広聴・広報をしよう	46
基本目標2 【交】暮らしやすい移動・交通の仕組みをつくろう	49
1 助け合いの移動・交通システムを広げよう	50
(1) 助け合いの移送サービスの輪を広げよう	50
(2) 移送ボランティアを育成しよう	54
2 誰もが外出しやすい環境をつくろう	56
(1) 安全な道路等の環境を整備しよう	56
基本目標3 【支】支え合いの仕組みをつくろう	59
1 地区の実状に合った福祉活動を推進しよう	60
(1) 全地区に地域福祉推進組織をつくろう	60
(2) 地域福祉推進組織の活動を充実しよう	63
(3) 様々な組織、団体と連携を図ろう	67
2 自然に交流が生まれる場をつくろう	69
(1) 地域の居場所など、交流の場をつくろう	69
(2) 人々が知り合い、交流するふくし懇談会を開こう（再掲）	72
3 身近な支え合いを広げよう	73
(1) 気軽に相談し合える地域をつくろう	73
(2) 見守り活動を広げよう	74
4 市民活動支援の仕組みをつくろう	77
(1) ボランティア支援の機能を充実しよう	77
(2) 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の活動に参加しよう	82
5 自治会、民生委員児童委員協議会と連携しよう	85
(1) 自治会活動に協力しよう	85
(2) 民生委員・児童委員活動に協力しよう	88

基本目標4 【安】安心して暮らせる仕組みをつくろう	91
1 権利擁護に取り組もう.....	92
(1) 権利擁護に関する理解を深めよう.....	92
(2) 市民後見人を育成し、活用しよう.....	95
2 福祉を担う人材を育成しよう.....	98
(1) 福祉の専門職を育成しよう.....	98
3 相談・支援の体制を整備しよう	101
(1) 総合的な相談・生活支援の仕組みをつくろう.....	101
4 防災・防犯の地域をつくろう	106
(1) 災害時に助け合う体制づくりを進めよう	106
(2) 市民を犯罪から守る地域づくりを進めよう	110
 第4章 計画の推進	113
第1節 計画の推進体制	114
1 計画の推進.....	114
(1) 市民・市・社会福祉協議会の協働による推進.....	114
(2) 第2次はんのうふくしの森プラン推進委員会の設置	115
(3) 合同事務局の設置.....	115
2 計画の普及・実践	116
(1) はんのうふくしの森プラン推進市民会議の充実.....	116
(2) 市、社会福祉協議会による普及・実践	116
3 計画の進行管理と評価	117
(1) 進行管理と評価の方法	117
(2) 進捗状況等の公表	118

資料編

第1節 飯能市の現状	120
1 人口・世帯等	120
(1) 人口の推移	120
(2) 地区別人口の推移	121
(3) 世帯状況の推移	122
2 子どもの状況	123
(1) 出生・保育所児童の推移	123
(2) 小学校児童・中学校生徒の推移	124
3 要介護（要支援）認定者・障害者手帳所持者の状況	125
(1) 要介護（要支援）認定者の推移	125
(2) 障害者手帳所持者の推移	125
4 その他	126

第2節 飯能市の地域福祉に関する意識調査の結果	127
第3節 懇談会等で出された意見	130
1 地区別ふくし懇談会	130
2 社会福祉事業所との懇談会	135
3 ボランティア団体、NPO 法人との懇談会	136
4 飯能市の地域福祉をつくる市民懇話会	137
第4節 第2次はんのうふくしの森プラン策定に関する提言書	139
第5節 策定体制等	143
1 第2次はんのうふくしの森プラン策定委員会	143
(1) 第2次飯能市地域福祉計画策定委員会設置要綱	143
(2) 第3次飯能市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	145
(3) 策定委員会委員名簿	147
(4) 策定の経緯（策定委員会）	148
(5) 策定の経緯（策定委員会作業部会）	149
(6) 報告及び意見募集	150
2 第2次飯能市地域福祉計画策定庁内検討会議	151
(1) 第2次飯能市地域福祉計画策定庁内検討会議設置規程	151

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨等

1

計画策定の趣旨

少子・高齢化や核家族化の進行による生活形態、家庭機能の変化や地域住民のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域では様々な生活課題が生じています。

複雑かつ多様化した生活課題に対応するためには、市、社会福祉協議会を中心とした福祉サービスの充実はもちろんのこと、地域での支え合いなど市民を中心とした取組を合わせた、自助、共助、公助が一体となった取組が必要となっています。

このような中、平成12年に改正された社会福祉法では、「地域福祉の推進」が明確に位置付けられ、その具体化を図る方策として、市町村には、地域福祉計画を策定することが求められています。

飯能市では、平成21年6月に、はんのうふくしの森プラン（飯能市地域福祉計画・第2次飯能市地域福祉活動計画）（以下「第1次プラン」という。）を策定し、「市民一人ひとりの違いをお互いに受け入れ、誰もが社会参加し、いきいきとその人らしい暮らしを送ることができること、“ふだんのくらしのしあわせ” “みんなのしあわせ わたしのしあわせ”を実感できるような暮らしや地域をつくること」を目指し、市民、市、社会福祉協議会が、それぞれの役割を果たし、また協働し、地域福祉の推進に取り組んできました。

この間、少子・高齢化や核家族化はさらに進行し、また、孤立死や無縁社会が社会問題となったり、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、災害時における要援護者支援の重要性が再認識されるなど、改めて人と人との絆が見直されているところであります。

このような社会背景や新たなニーズを的確に捉えつつ、第1次プランを見直し、飯能市における地域福祉を一層推進するため、第2次はんのうふくしの森プラン（第2次飯能市地域福祉計画・第3次飯能市地域福祉活動計画）（以下「第2次プラン」という。）を策定しました。

2

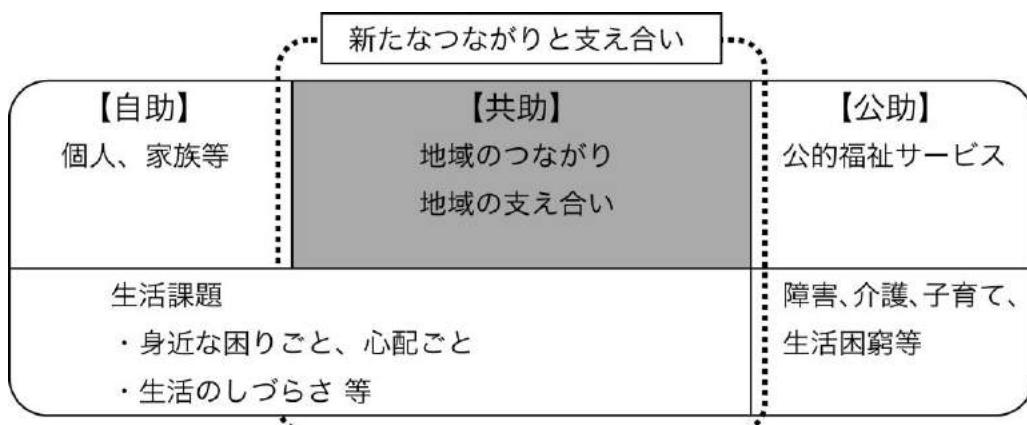
地域福祉とは

従来の「福祉」は、行政が高齢者、障害者、子どもなど“特定の人”に福祉サービスを提供するものであるという考えでした。しかし、私たちの暮らしている地域には“特定の人”以外にも支援を必要としている人はたくさんいます。そして日常生活の中で、ちょっとした手助けや支え合いのサービスを提供することで、生活課題を解決できる人もたくさんいるのです。

つまり、行政だけがその生活課題を解決できるのではなく、地域に住む人同士の支え合いが必要となっています。

個人、家族の力で解決する（自助）、隣近所やボランティアなどの地域の支え合いの力で解決する（共助）、行政が福祉サービスを提供することにより解決する（公助）が、バランスよく地域にあるとともに、市民が主役となって「地域の支え合いの力（共助）」を大きく育て、市、社会福祉協議会と協働の上、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちをつくっていくことが地域福祉であるといえます。

地域福祉のイメージ



第2節 計画の位置付けと期間

1

計画の位置付け

「飯能市地域福祉計画」は、市政運営の基本となる計画である「第4次飯能市総合振興計画（平成18年度～平成27年度）」の分野別計画として位置付けられます。

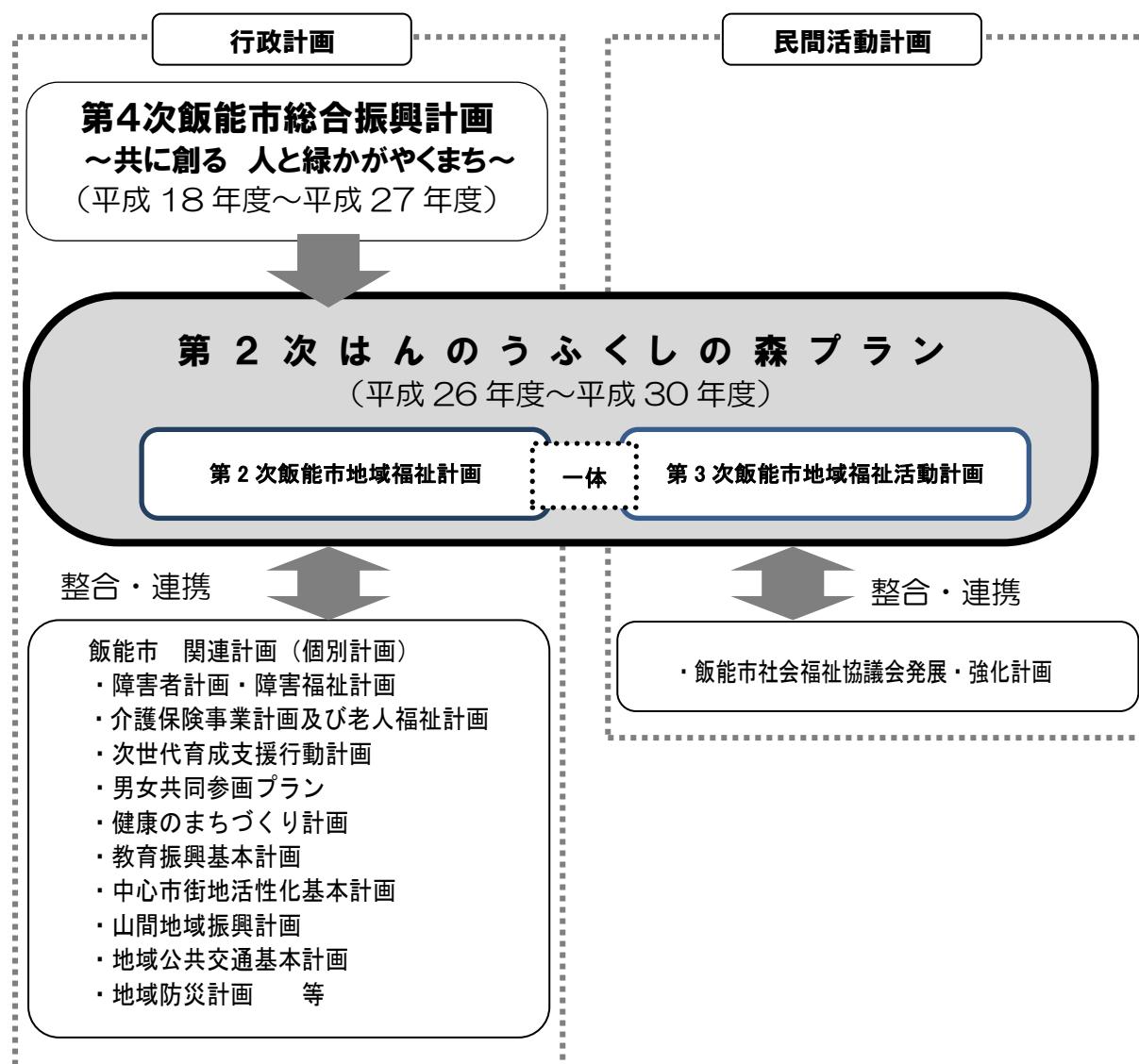
また、「障害者計画・障害福祉計画」、「介護保険事業計画及び老人福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」といった福祉に関する計画のみならず、男女共同参画やまちづくりなど、関連する計画との整合を図り策定しています。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、地域福祉を推進するために、人と人とのつながりや支え合いを基本として、「共に生きるまちづくり」を目指すための「仕組み」をつくる計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が民間活動計画として市民とともに策定するものであり、「地域住民」、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」、「社会福祉に関する活動を行う者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、基本理念や基本目標を同じくするもので、共に地域福祉の推進を目指していることから、本市では両計画を一体的に策定しています。

計画の位置付け



2

計画の期間

本計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

年度 計画名	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
総合振興計画	第4次							第5次(予定)		
	前期基本計画		後期基本計画				前期基本計画(予定)			

はんのう ふくしの森プラン	第1次プラン	第2次プラン
------------------	--------	--------

【市の関連計画(福祉計画)】

障害者計画	第2次	第3次	第4次 (予定)
障害福祉計画	第2期	第3期	第4期(予定)
介護保険事業計画 及び老人福祉計画	第4期	第5期	第6期(予定)
次世代育成支援行動 計画	前期 計画	後期計画
子ども子育て支援事業 計画(予定)			第1次(予定)

【社会福祉協議会の関連計画】

発展・強化計画		第1次	第2次(予定)
---------	--	-----	---------

第3節 計画の愛称と策定体制

1

計画の愛称

平成21年度に策定した「飯能市地域福祉計画・第2次飯能市地域福祉活動計画」は、その愛称を「はんのうふくしの森プラン」としました。この愛称は、飯能市を“ふくしの森”に例えて、森に住む動物や植物のように、人と人、人と環境（社会資源）とが豊かに関わり支え合うことで、誰もが安心して幸せに暮らせる“ふくしの森”をつくっていこうという願いから生まれたものです。

第2次プランは、飯能市の地域福祉をより一層推進するため、第1次プランを発展的に継承することから、愛称についても第1次プランを継承し、「第2次はんのうふくしの森プラン」と定めます。



2**計画の策定体制****(1) 第2次はんのうふくしの森プラン策定委員会**

第2次はんのうふくしの森プラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）は、学識経験者、社会福祉関係者、地域活動団体関係者など、19人で構成し、はんのうふくしの森プラン推進委員会からの「第2次はんのうふくしの森プラン策定に関する提言書」、「飯能市の地域福祉に関する意識調査」の結果、「地区別ふくし懇談会」や「飯能市の地域福祉をつくる市民懇話会」等の意見を参考に、全11回にわたって協議し、計画案を策定しました。

※第2次はんのうふくしの森プラン策定委員会の経緯については、資料編-148ページ参照

(2) 第2次はんのうふくしの森プラン策定委員会作業部会

第2次はんのうふくしの森プラン策定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）は、計画案を策定するために必要な事項について、細目にわたり調査研究などをを行うことを目的として、策定委員会内に設置されました。

また、第2次プランの策定と第1次プランの推進は、相互に密接な関係があるため、平成24年12月13日（木）からは第1次プランの推進（普及・啓発等）を担っている、はんのうふくしの森プラン推進市民会議準備会と合同で調査研究などを行いました。全15回にわたって協議を行ったほか、飯能市の地域福祉をつくる市民懇話会の企画・運営を行いました。

※第2次はんのうふくしの森プラン策定委員会作業部会の経緯については、資料編-149ページ参照



策定委員会における協議



作業部会とはんのうふくしの森プラン推進市民会議準備会との
合同打ち合わせ会

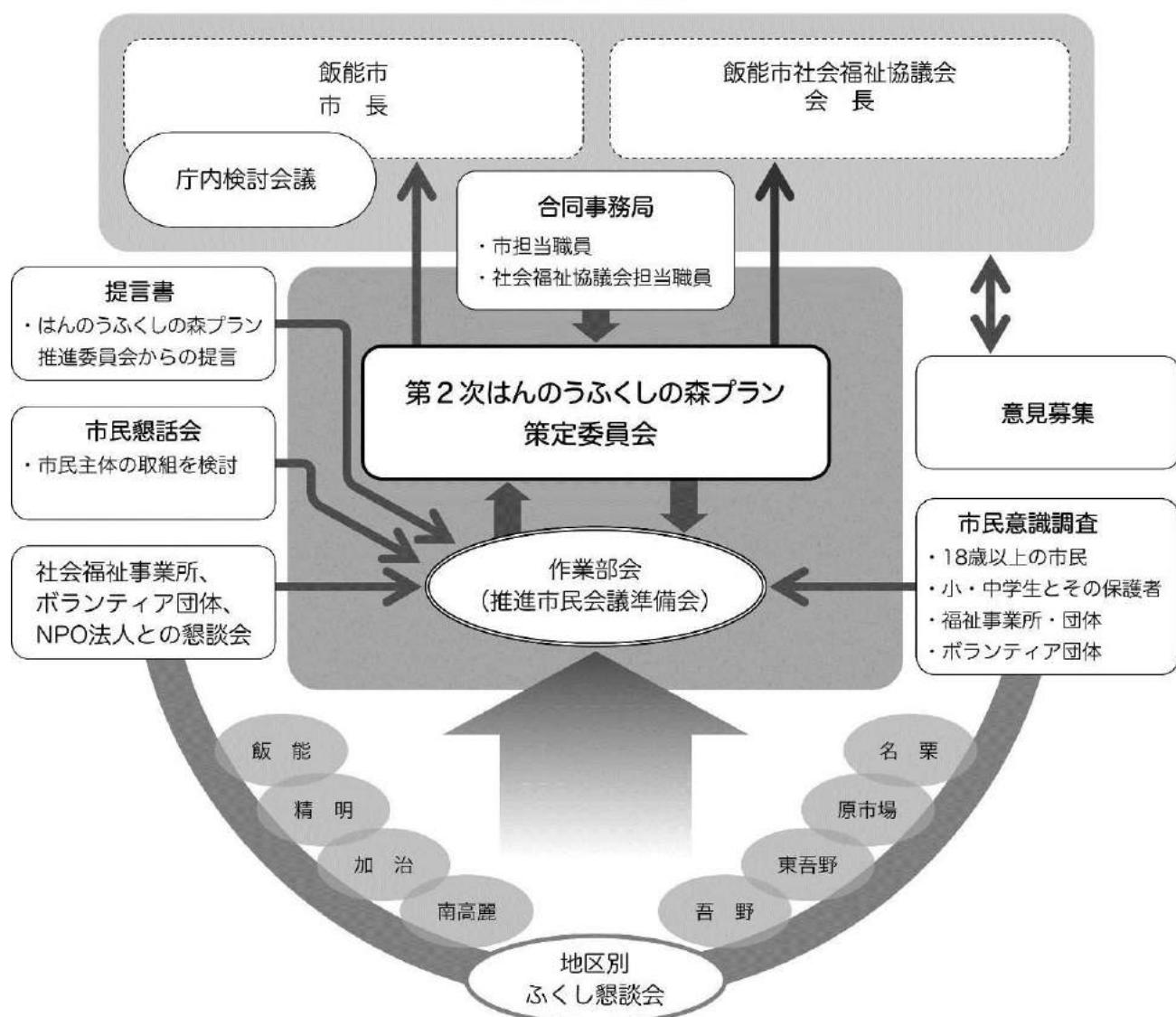
(3) 合同事務局

第2次飯能市地域福祉計画及び第3次飯能市地域福祉活動計画である、第2次プランの策定を円滑に進めるため、市と社会福祉協議会の担当職員で構成する合同事務局を設置し、策定委員会の事務局をはじめ、計画策定に関するすべての事務を連携して行いました。

(4) 第2次飯能市地域福祉計画策定庁内検討会議

市においては、地域福祉に関する部長、課長など 22 人で構成する第2次飯能市地域福祉計画策定庁内検討会議を設置し、庁内連携のもと、策定を行いました。

策定体制



3

計画策定に対する市民参画

第2次プランの策定にあたっては、平成24年度から平成25年度にかけて、「飯能市の地域福祉に関する意識調査」、市内16会場で開催した「地区別ふくし懇談会」、地域の福祉活動に従事している「社会福祉事業所、ボランティア団体、NPO法人との懇談会」、さらには「飯能市の地域福祉をつくる市民懇話会」を開催し、様々な形での市民参画を図りました。

(1) 地域福祉推進フォーラムの開催

市民に、第2次プランの策定が始まることを周知するとともに、第2次プラン策定への参画を呼びかけることを主な目的として、地域福祉推進フォーラムを開催しました。

第1部は、策定委員会の田中英樹委員長を講師に「誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて」と題した基調講演を行い、第2部は、はんのうふくしの森プラン推進市民会議の主催による「あなたの行動が“ふくし”につながる」と題したパネルディスカッション^{※1}を行いました。

地域福祉推進フォーラムの開催状況

開催日	開催場所	参加者数
平成24年9月9日(日)	総合福祉センター	103人



田中英樹委員長による基調講演



パネルディスカッションのパネラー諸氏



会場風景

※1 パネルディスカッション：掲げられたテーマについて、パネラー（複数の討論者）による問題提起の後、聴衆も討論に参加していく公開討論のこと。

(2) 飯能市の地域福祉に関する意識調査の実施

第2次プランの策定にあたり、地域福祉の現状と課題、市民の地域福祉に対する意識などを的確に把握し、計画策定の基礎資料とする目的に意識調査を実施しました。

調査対象者・調査方法等

	市 民	小・中学生、保護者	福祉事業所・団体	ボランティア団体
対象者	18歳以上の市民から2,000人を無作為抽出	小学校5年生、中学校2年生とその保護者 868世帯を抽出	市内で活動する120事業所・団体	市内で活動する60団体
実施時期	平成24年9月28日(金)～10月12日(金)	平成24年9月28日(金)～10月19日(金)	平成24年9月28日(金)～10月19日(金)	平成24年9月28日(金)～10月19日(金)
配布・回収方法	郵送による配布・回収	各学校において配布・回収	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
回収数	749票	702票	83票	46票
回収率	37.5%	80.9%	69.2%	76.7%

※飯能市の地域福祉に関する意識調査の結果については、資料編-127～129ページ参照

(3) 地区別ふくし懇談会の開催

第2次プランの策定には、市民参画が不可欠であるとともに、策定に関わることにより、市民の地域福祉に対する理解や、地域福祉推進の機運の向上、さらには具体的な取組につながることも期待されるため、市内16会場で地区別ふくし懇談会を開催しました。

日頃、お住まいの地域について感じていることや、将来に向けた取組などについてワークショップ^{※2}形式で議論していただき、たくさんの貴重なご意見をいただくことができました。

地区別ふくし懇談会の開催状況

地 区		会 場	開 催 日	参加者数
飯 能	1	飯能中央地区行政センター	平成24年12月 1日(土)	35人
	2	第二区地区行政センター	平成24年11月17日(土)	24人
精 明	3	精明地区行政センター	平成24年10月21日(日)	45人
	4	総合福祉センター	平成24年10月24日(水)	36人
	5	双柳地区行政センター	平成24年10月27日(土)	44人
加 治	6	加治地区行政センター	平成24年11月25日(日)	19人
	7	加治東地区行政センター	平成24年10月27日(土)	38人
	8	美杉台フェスタ会場	平成24年11月11日(日)	147人
	9	矢嵐自治会館	平成25年1月20日(日)	30人
	10	前ヶ貫自治会館	平成24年12月9日(日)	27人
南高麗	11	南高麗地区行政センター	平成24年12月8日(土)	25人
	12	南高麗福祉センター	平成24年12月8日(土)	7人
吾 野	13	吾野地区行政センター	平成24年11月10日(土)	66人
東吾野	14	東吾野地区行政センター	平成25年2月16日(土)	52人
原市場	15	原市場福祉センター	平成24年12月2日(日)	51人
名 栗	16	保健センター名栗分室	平成24年11月18日(日)	27人
合 計				673人

※地区別ふくし懇談会については、資料編-130～134ページ参照



地区別ふくし懇談会でのワークショップ風景



同、発表風景

※2 ワークショップ：参加者が自ら参加・体験し、協働で何かを学び合ったり、つくり出したりする、双方指向的なグループ学習のこと。

(4) 社会福祉事業所、ボランティア団体、NPO法人との懇談会の開催

第1次プランでは、「市民」の定義を、「個人としての市民」、「社会福祉事業所」、「ボランティア団体」、「NPO 法人」等、「市、社会福祉協議会」以外のすべてを広範囲にとらえていたため、地域福祉を推進する主体である市民や社会福祉事業所などの役割が不明確でありました。

そこで、第2次プランにおいては、それぞれの役割を明確化するため、市内の社会福祉事業所、ボランティア団体、NPO 法人を対象とした懇談会を開催し、現在取り組んでいる地域福祉活動に関することなどについて、ワークショップ形式で議論していただきました。

社会福祉事業所、ボランティア団体、NPO 法人が、地域のためにできることや取り組みたいことについて貴重なご意見をいただくとともに、団体などの相互の連携にもつなげることができました。

社会福祉事業所、ボランティア団体、NPO 法人との懇談会の開催状況

	社会福祉事業所との懇談会	ボランティア団体、NPO 法人との懇談会
開催日	平成 25 年 2 月 12 日（火）	平成 25 年 2 月 27 日（水）
開催場所	総合福祉センター	総合福祉センター
参加者数	28 事業所 48 人	20 団体 32 人 (ボランティア団体 18 団体 28 人、NPO 法人 2 法人 4 人)
実施方法	5 グループに分かれてのワークショップ形式による懇談の後、グループごとの発表を行い、懇談内容を共有	3 グループに分かれてのワークショップ形式による懇談の後、グループごとの発表を行い、懇談内容を共有
主なテーマ	・地域福祉推進における社会福祉事業所の役割について ・地域との連携について	・地域福祉推進におけるボランティア団体、NPO 法人の役割について ・地域との連携について

※社会福祉事業所、ボランティア団体、NPO 法人との懇談会については、資料編-135、136 ページ参照



社会福祉事業所、ボランティア団体、NPO 法人との懇談会でのワークショップ風景

(5) 飯能市の地域福祉をつくる市民懇話会の開催

市民が主役となる第2次プランを策定するため、市民が主体となって「飯能市の地域福祉をつくる市民懇話会」を開催し、地域福祉を推進するための市民の取組について話し合いました。

「知」、「交」、「支」、「安」の4つのテーマごとにグループをつくり、それぞれのテーマを実現するための市民の取組について全5回にわたり協議し、意見を取りまとめ、その結果を策定委員会に提案しました。

飯能市の地域福祉をつくる市民懇話会の開催状況

回	タイトル	開催日	参加者数
第1回	はんのうふくしの森プランはどう進んだ!?	平成25年3月30日(土)	42人
第2回	ふくしのまちづくり、私たちに何ができる	平成25年4月13日(土)	42人
第3回		平成25年4月28日(日)	29人
第4回	つながりあおう！ きっとできる!!	平成25年5月18日(土)	35人
第5回		平成25年6月1日(土)	36人
延参加者数			184人

※会場は総合福祉センター

※飯能市の地域福祉をつくる市民懇話会については、資料編-137、138ページ参照



市民懇話会でのワークショップ風景

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 第1次はんのうふくしの森プランの成果と課題

1

はんのうふくしの森プラン推進委員会による評価

第1次はんのうふくしの森プラン（以下「第1次プラン」という。）では、5つのテーマ別目標、【知】お互いを知りあう・分かりあう機会をつくろう、【交】暮らしやすい移動・交通の仕組みをつくろう、【支】地区ごとの支えあいの仕組みをつくろう、【安】安心して暮らせる仕組みをつくろう、【協】協働の仕組みをつくろうを掲げ、そのテーマ別目標を実現するため、それぞれに市民、市、社会福祉協議会の役割を定め、様々な取組を展開してきました。

進行管理にあたっては、学識経験者、社会福祉事業者、市民など 14 人で構成する、はんのうふくしの森プラン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置し、毎年度、きめ細かく第1次プランの進捗と、市、社会福祉協議会の取組についての評価、検証を行った結果、第1次プランの成果と課題を明らかにすることができました。

この成果と課題を踏まえ、推進委員会において、「第2次飯能市地域福祉計画・第3次飯能市地域福祉活動計画（第2次はんのうふくしの森プラン）策定に関する提言書」を作成し、策定委員会へ提出されました。

※第2次はんのうふくしの森プラン策定に関する提言書については、資料編-139～142 ページ参照

【知】お互いを知りあう・分かりあう機会をつくろう

第1次プランでは、社会福祉協議会と小・中学校が連携し「学校での福祉教育」を積極的に実施してきました。

しかし、車いすやアイマスク、高齢者疑似体験に偏った福祉教育プログラムが多く、年をとることや障害などについて「こわい」、「かわいそう」、「大変だ」等の“マイナスの福祉観”を児童・生徒に与えてしまいかねない状況にもありました。

そこで、障害に対する理解や人としての違いを認め合うことを感じ学ぶ機会として、児童・生徒が高齢者や障害者などと自然にふれあい、交流する福祉教育プログラムを提供する必要があります。

また、あいさつに関する具体的な取組を進めることができなかったことが課題として挙げられます。

【交】暮らしやすい移動・交通の仕組みをつくろう

第1次プランでは、「たすけあいあがの」の買物ツアーなど、地域の生活課題の解決に向けたサービスを開始できたことが主な成果として挙げられます。また、これにより、地域福祉の分野（はんのうふくしの森プラン）における移動・交通システムの方向性が明らかになりました。

今後、他地区においても、地域の実状に合った取組が期待される一方、移送サービスを担うボランティアの高齢化や担い手の減少など新たな課題が明らかになってきました。

また、市内を運行する公共交通については、その動向を注視しながら、飯能市地域公共交通基本計画との連携を図り、市民が外出の不便を感じない取組を検討することが望されます。

【支】地区ごとの支えあいの仕組みをつくろう

第1次プランでは、「なぐり広場」、「加治東ふれあい広場」、「たすけあいあがの」、「ふくしの森・東吾野」の4つの地域福祉推進組織が設立され、地域住民のニーズに合った様々な地域福祉活動を展開していることが大きな成果といえます。これにより、既に設立されていた「原市場地区社会福祉協議会」と合わせ、現在、5つの地域福祉推進組織が各地区で活動しています。

今後、地区の実状に合った地域福祉を推進するために、未設置の地区においても地域福祉推進組織を設置することが望されます。

災害時要援護者^{※3}に関する取組では、自治会と民生委員児童委員協議会が連携して、飯能市災害時要援護者避難支援プランに基づく災害時要援護者リストの作成など、地域での助け合いの仕組みづくりが進んでいます。

※3 災害時要援護者：災害時に自らの力で災害から身を守ることができない方及び同居の親族などにより災害から身を守る一連の行動について支援を受けることができない方のこと。

【安】安心して暮らせる仕組みをつくろう

第1次プランでは、権利擁護の仕組みをつくり、成年後見制度^{※4}の普及を図ることを位置付けています。平成23年度には飯能市が厚生労働省のモデル事業に採択され、市民後見推進事業として、市と社会福祉協議会との協働による市民後見人^{※5}の育成や、講演会などによる普及啓発の取組を進めてきたことが大きな成果として挙げられます。

また、市では関係各課が連携し、ワンストップサービス^{※6}の実現のため総合相談窓口の強化に取り組んできました。一方、CSW^{※7}を中心とした地区における総合的な相談・生活支援の仕組みづくりについては、その基盤をつくることができた地区もありますが、CSWが配置されていない地区においては、その仕組みづくりに取り組むことができませんでした。第2次プランにおいては、地区における総合的な相談・生活支援の仕組みを構築することが必要です。

【協】協働の仕組みをつくろう

第1次プランの策定と推進に伴う市民、市、社会福祉協議会の協働や、災害時要援護者リストの作成をきっかけとした自治会と民生委員・児童委員との連携など、様々な場面で「協働」による取組が始まったことが成果として挙げられます。

一方、市と社会福祉協議会のボランティア窓口の整備やボランティアセンター機能の充実については、第1次プランで実現できなかったため、引き続き、第2次プランにおいて取り組む必要があります。

※4 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人が、契約などを行う際に、悪質商法等の被害に遭い不利益を被ることがないよう、権利利益を擁護し、本人の財産の適正な管理を通して、本人の身を護る制度のこと。

※5 市民後見人：弁護士や司法書士などの専門資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い市民で、成年後見人に相応しい知識と技能を身につけ、高齢者や障害者の尊厳を守りながら日常生活の支援を行う人のこと。

※6 ワンストップサービス：ひとつのところで様々な要件に対応できるようにするサービスのこと。

※7 CSW（コミュニティソーシャルワーカー）：26ページ参照。

第2節 計画の基本理念と基本目標

1

基本理念

飯能市では、市の最上位計画である「第4次飯能市総合振興計画」において「共に創る 人と緑かがやくまち」を将来都市像として掲げ、その実現に向けた健康・福祉・医療分野のまちづくりの基本目標を「安心して暮らせる福祉と健康のまち」としています。

また、その基本目標を実現するための基本施策として「市民が互いに支え合うふくしの地域づくり」を掲げ、市民、市、社会福祉協議会の協働により、地域福祉の推進に取り組んでいます。

今後も、市民の生活課題が複雑化、多様化すると予想される中、公的福祉サービスを適切に運営するとともに、市民相互の支え合いを一層強化していくことが求められています。

市民が互いに支え合うふくしの地域づくりのためには、市民自らが考え、市民が主体となって行動することが大切です。

第2次プランにおいては、基本理念を「新たなつながりと支え合いが育む ふだんのくらしのしあわせ」と定め、日々の生活における人と人とのつながりを大切にしながら、地域における支え合いを育み、誰もが安心して暮らせる、ふだんのくらしのしあわせを感じることができる地域づくりを進めていくこととします。

基本理念

新たなつながりと支え合いが育む
ふだんのくらしのしあわせ

2

基本目標

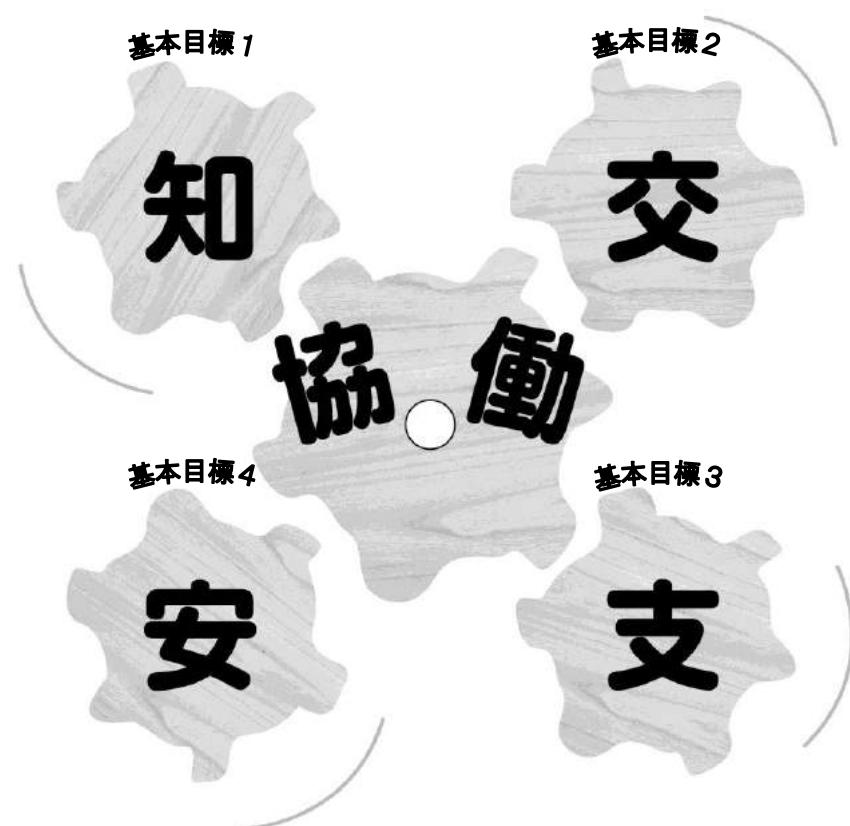
第2次プランでは、基本理念に基づいて【知】お互いを知り合う・分かり合う機会をつくろう、【交】暮らしやすい移動・交通の仕組みをつくろう、【支】支え合いの仕組みをつくろう、【安】安心して暮らせる仕組みをつくろうの4つの基本目標を設定しました。

この4つの基本目標を実現するための方法として、市民、市、社会福祉協議会による【協働】を位置付け、計画を推進していきます。

第2次プランにおける【協働】の考え方

市民、市、社会福祉協議会が、第2次プランにおけるそれぞれの役割を果たすとともに、地域福祉を進める主体としてお互いに認め合い、対等な関係（パートナーシップ）により連携、協力し、第2次プランの実現に向けて取り組みます。

4つの基本目標を協働により推進するイメージ



基本目標1 【知】 お互いを知り合う・分かり合う機会をつくろう

人と人がつながり、支え合い、助け合うためには、お互いを理解し合うことが必要です。あいさつ運動や福祉教育、情報の発信などを通して、お互いが知り合い分かり合う機会をつくります。

基本目標2 【交】 暮らしやすい移動・交通の仕組みをつくろう

地域の中で交流を深めたり、外出を支援するためには、移動交通手段の確保が必要です。地区的実状に合った市民相互の助け合いにより、暮らしやすい移動・交通の仕組みをつくります。

基本目標3 【支】 支え合いの仕組みをつくろう

地域における様々な問題を地域の中で解決していくためには、支える人、組織、活動する場所などが必要です。地域福祉推進組織の設立や活動の充実、居場所づくり、身近な相談相手の確保などを通して、支え合いの仕組みをつくります。

基本目標4 【安】 安心して暮らせる仕組みをつくろう

多くの人が日頃の暮らしや将来に対して不安を感じており、その解決のためには、適切な相談体制の構築と対応が必要です。権利擁護の推進、充実した相談・支援体制の整備、防災・防犯の地域づくりなどを通して、安心して暮らせる仕組みをつくります。

施策の体系

基本理念 新たなつながりと支え合いが育む ふだんのくらしのしあわせ

基本目標1 【知】 お互いを知り合う・ 分かり合う機会をつ くろう	<ol style="list-style-type: none"> 1 あいさつからコミュニティ づくりをはじめよう 2 “ふくし”を身近なものと して考える機会をつくろう 3 ふくし懇談会を開こう 4 情報の受信・発信をしよう 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 気軽に“あいさつ”が交わされるまちをつく ろう (1) 交流を通して“ふくし”を学ぼう (2) 人々がふれ合う機会をつくろう (3) 地域や団体の情報を発信しよう (1) 人々が知り合い、交流するふくし懇談会を開 こう (1) 効果的な広聴・広報をしよう
基本目標2 【交】 暮らしやすい移動・ 交通の仕組みをつく ろう	<ol style="list-style-type: none"> 1 助け合いの移動・交通シス temsを広げよう 2 誰もが外出しやすい環境 をつくろう 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 助け合いの移送サービスの輪を広げよう (2) 移送ボランティアを育成しよう (1) 安全な道路等の環境を整備しよう
基本目標3 【支】 支え合いの仕組みを つくろう	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区の実状に合った福祉 活動を推進しよう 2 自然に交流が生まれる場 をつくろう 3 身近な支え合いを広げよ う 4 市民活動支援の仕組みを つくろう 5 自治会、民生委員児童委員 協議会と連携しよう 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 全地区に地域福祉推進組織をつくろう (2) 地域福祉推進組織の活動を充実しよう (3) 様々な組織、団体と連携を図ろう (1) 地域の居場所など、交流の場をつくろう (2) 人々が知り合い、交流するふくし懇談会を開 こう（再掲） (1) 気軽に相談し合える地域をつくろう (2) 見守り活動を広げよう (1) ボランティア支援の機能を充実しよう (2) 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の活 動に参加しよう (1) 自治会活動に協力しよう (2) 民生委員・児童委員活動に協力しよう
基本目標4 【安】 安心して暮らせる仕 組みをつくろう	<ol style="list-style-type: none"> 1 権利擁護に取り組もう 2 福祉を担う人材を育成し よう 3 相談・支援の体制を整備し よう 4 防災・防犯の地域をつくろ う 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 権利擁護に関する理解を深めよう (2) 市民後見人を育成し、活用しよう (1) 福祉の専門職を育成しよう (1) 総合的な相談・生活支援の仕組みをつくろう (1) 災害時に助け合う体制づくりを進めよう (2) 市民を犯罪から守る地域づくりを進めよう

第3節 圏域の設定と計画の核（ポイント）

1

圏域の設定

地域福祉を進めていくためには、市全体で取り組むこと、地区で取り組むこと、市民が暮らす身近な地域で取り組むことなど、それぞれのエリアにおいて効果的な活動に取り組むことが必要です。そのために、本計画では3種類の圏域設定を行い、それぞれの圏域に応じた取組を進めます。

【大圏域】～飯能市全域

専門的、広域的な取組など、全市的な地域福祉を推進する範囲とします。

【中圏域】～飯能、精明、加治、南高麗、吾野、東吾野、原市場、名栗の8地区を基本に、地区的実状に合わせた活動の範囲

地域福祉推進組織の取組など、組織的な支え合い活動の範囲とします。また、原則としてCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置する範囲とし、地区ごとの相談・支援体制の整備や地域福祉推進組織の設立・運営など、地域福祉推進の中心となる範囲とします。

【小圏域】～自治会など

あいさつの取組など、市民に最も身近な支え合い活動の範囲とします。

圏域イメージ



2

計画の核(ポイント)

第1次プランでは、支え合いの仕組みをつくるための計画の核として、各地区において活動や交流を行うための「拠点の確保」と、それらの活動を調整・支援するための「コーディネーターの配置」が掲げられました。

第2次プランにおいては、「コーディネーター」を「CSW（コミュニティソーシャルワーカー）」とし明確化を図るとともに、これに「人材の育成と確保」を加え、活動を実践する担い手を増やし、“ふくしの森”をさらに広げていくこととします。

①活動・交流の拠点の確保

第1次プランでは、地域福祉の推進を目的として組織化された団体の事務局機能や交流活動などを実施する拠点を確保するため、市が公共施設の活用に向けた調整に取り組んできました。

第2次プランにおいてもこれを継承し、公共施設の活用を中心に、地区の実状に合わせた地域福祉活動の拠点を確保し、地域福祉推進組織をはじめとした市民主体による地域福祉活動を支援します。

②CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の配置と資質向上

第1次プランでは、社会福祉協議会職員をCSWとして地区に配置し、「地域福祉推進組織の設立と運営支援」を中心にコミュニティソーシャルワーク^{※8}を進めた結果、名栗地区、加治東地区、吾野地区、東吾野地区で地域福祉推進組織が設立され、地区における支え合いの仕組みづくりに成果を上げることができました。

第2次プランにおいても、社会福祉協議会職員をCSWとして各地区へ計画的に配置するとともに、各地区行政センター（公民館）との連携を図り、地域福祉の推進に努めます。

なお、CSWの配置については、第2次プランの計画期間で、市と社会福祉協議会が協働して配置計画をつくり実行します。

また、社会福祉協議会では配置したCSWが地区において質の高いコミュニティソーシャルワークを実践できるよう、CSWの資質向上に努めます。

※8 コミュニティソーシャルワーク：地区（中圏域）において様々な生活課題を抱え、支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや人間関係など、本人を取り巻く生活環境を重視した相談援助を行うこと。

③人材の育成と確保

社会福祉法第4条では、地域福祉推進の主体は、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」とされており、本市においても、地域福祉推進組織やボランティア団体をはじめとした地域住民が主体となって地域福祉活動に取り組んでいますが、活動者の確保や後継者不足などの問題も顕在化してきています。地域の課題を解決するためには、地域住民でなければできないことが数多くあり、地域住民それぞれが「自分たちの地域を自分たちで運営していく」意識を持っていただくことが必要となります。

第2次プランでは、地域福祉活動をさらに充実させ、継続性を確保するため、地域福祉活動を担う人材の育成と確保に積極的に取り組むとともに、それらの活動を調整するリーダーを発掘し、育成していくこととします。

また、地域福祉活動を通じて、市内の社会福祉事業所やNPO法人などと地域との連携を深め、その取組の中でも人材の育成と確保に取り組みます。

基本理念、基本目標と計画の核（ポイント）の関係



計画の核(ポイント)

- ①活動・交流の拠点の確保 ②CSWの配置と資質向上 ③人材の育成と確保



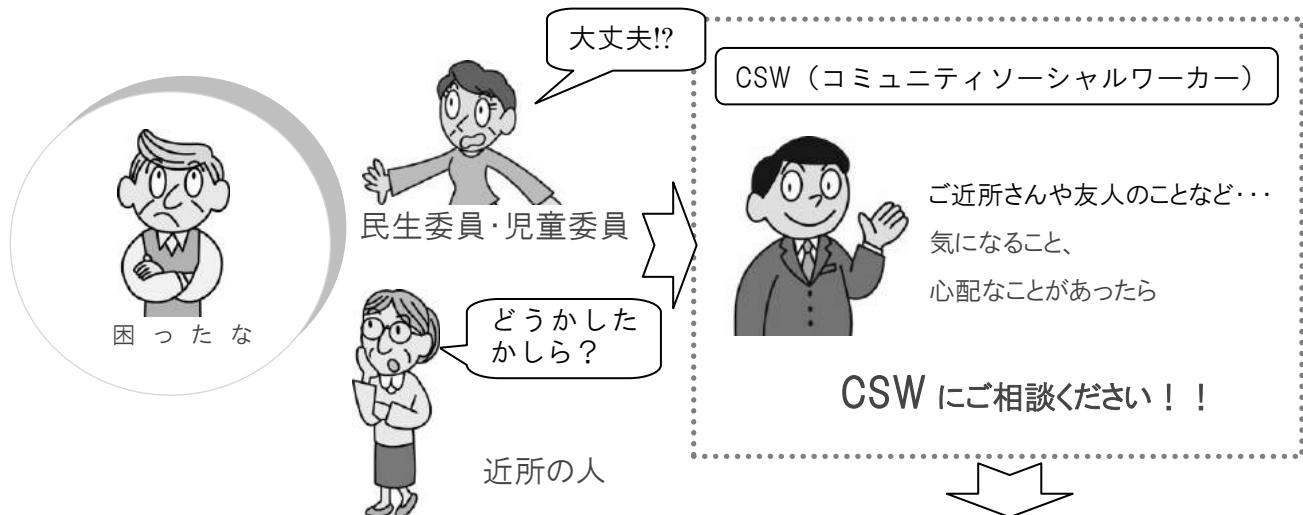
知っていますか？ふくしの森の こんなこと

CSW（コミュニティソーシャルワーカー）は、地域を基盤に活動する

あなたの地区の“生活・福祉の専門相談員”です!!

CSWは、地区（中圏域）において様々な生活課題を抱え、支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや人間関係など、本人を取り巻く生活環境を重視した相談援助を行うための知識と技術を有した生活・福祉の専門相談員です。

本市では、社会福祉協議会が地区の拠点（名栗事務所、ふくしの森ステーション）にCSWを配置しています。



**《CSWは地域を基盤に活動する“生活・福祉の専門相談員”として
主に次のことに取り組みます!!》**

1 生活課題の早期発見、早期解決に取り組みます。

CSWが、地域の皆様のお宅を訪問するなどして、“顔の見える関係づくり”をすることにより、潜在する生活課題の早期発見に努めます。また、公的福祉サービスと市民による支え合いサービスなどを組み合わせ、適切なサービスを提供することにより生活課題の早期解決に結びつけます。

2 福祉のネットワークづくりを進めます。

地域の中で、支援が必要な人を支えることができるよう、地域にある団体や市民のネットワーク（つながり）をつくり、地域力の向上に取り組みます。

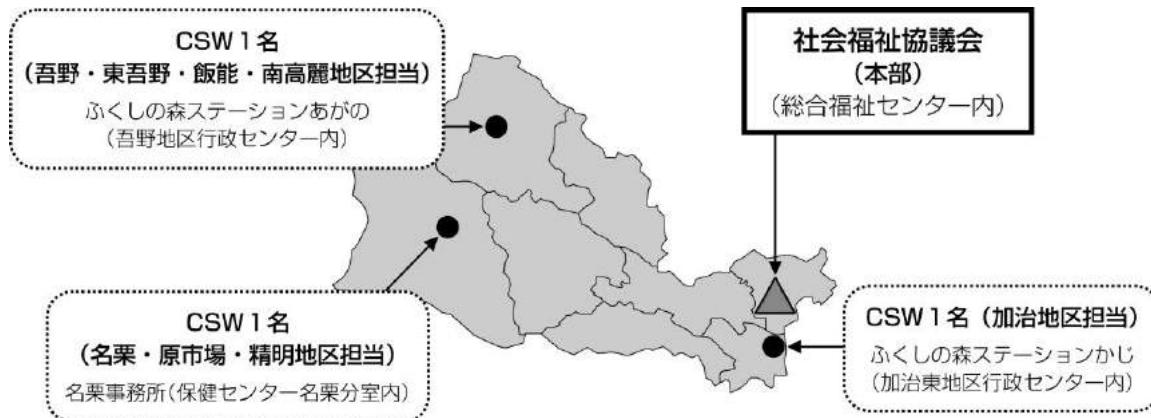
3 “ふくしの地域づくり”を進めます。

地域における市民主体の福祉活動の支援、新たな活動やサービスの開発、人材の育成などを行い、誰もが安心して暮らせる“ふくしの地域づくり”に取り組みます。

◎社会福祉協議会では、平成16年度に名栗地区、平成22年度に加治地区、平成23年度に吾野地区にそれぞれCSWを配置し、地域福祉推進組織の設立と運営支援など、地域福祉の基盤づくりに取り組んできました。

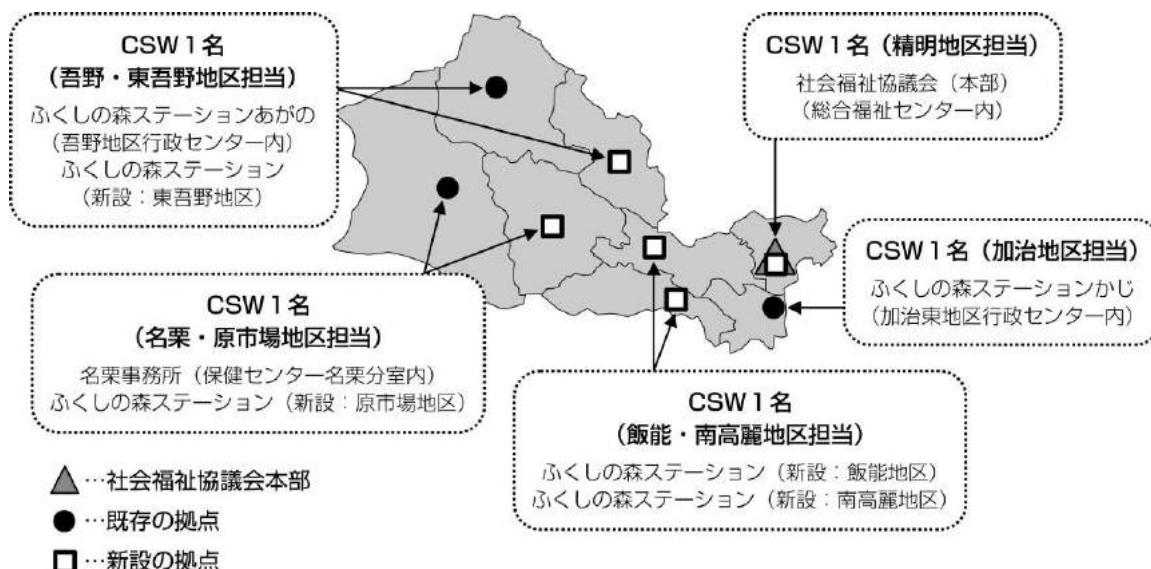
CSW(コミュニティソーシャルワーカー)の配置状況(平成25年度)

【拠点】:3か所 【CSW】:3名

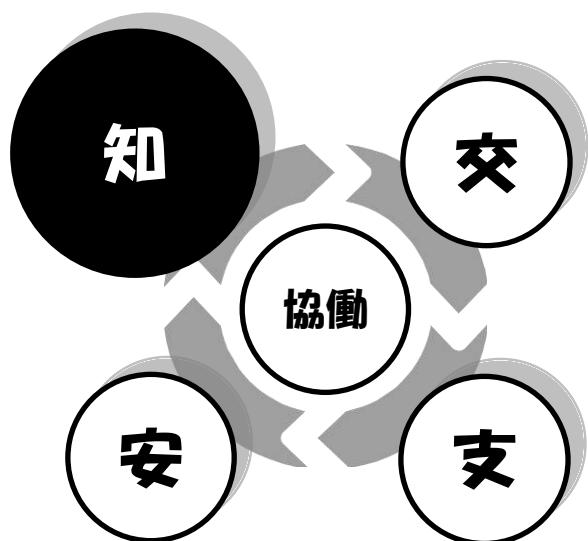


CSW(コミュニティソーシャルワーカー)の配置目標(平成30年度)

【拠点】:8か所 (平成25年度より5か所増) 【CSW】:5名 (平成25年度より2名増)



第3章 施策の展開



基本目標1 【知】お互いを知り合う・分かり合う機会をつくろう

- 1 あいさつからコミュニティづくりをはじめよう
 - (1) 気軽に“あいさつ”が交わされるまちをつくろう
- 2 “ふくし”を身近なものとして考える機会をつくろう
 - (1) 交流を通して“ふくし”を学ぼう
 - (2) 人々がふれ合う機会をつくろう
 - (3) 地域や団体の情報を発信しよう
- 3 ふくし懇談会を開こう
 - (1) 人々が知り合い、交流するふくし懇談会を開こう
- 4 情報の受信・発信をしよう
 - (1) 効果的な広聴・広報をしよう

知

1 あいさつからコミュニティづくりをはじめよう

(1) 気軽に“あいさつ”が交わされるまちをつくろう

日頃から、支え合い、助け合う地域をつくるためには、あいさつにより、お互いを知ることから始まります。地域住民一人ひとりが地域の仲間であるという気持ちを育むため、“気軽にあいさつが交わされるまち”を目指します。

現状と課題

地区別ふくし懇談会において、「飯能市の良いところ、好きなところ」を聞いたところ、「あいさつが日常的に交わされる」、「ほとんどの子どもが、しっかりとあいさつができる」という意見が多く聞かれました。その上で、地域の交流を活性化するためには、「日頃からのあいさつが大切」という意見が、地区別ふくし懇談会や市民懇話会で多く出されました。

小・中学生保護者アンケートでは、「自分から進んであいさつをしている」児童・生徒は 64.5%、「相手からあいさつをされれば、自分でもあいさつをしている」が 33.5% となっています。一方、「近所のおじさん、おばさんなどの知っている人があいさつをしてくれるか」聞いたところ、「相手からあいさつしてくれる」が 59.8%、「自分からあいさつをすれば、相手もしてくれる」が 31.3% となっています。

市民アンケートでは、「地域住民自らが共に支え合う地域づくりのために必要なこと」として、「地域の人々が知り合い、ふれ合う機会を増やすこと」が 47.3% と最も多い結果となりました。

一方、地域には、障害などによりコミュニケーションをとることが難しい人もいますので、障害のある人などに対する配慮を忘れることなく、あいさつを推進していくよう思いやりのある取組が必要です。

協 働 の取組

あいさつの大きさを理解したり、あいさつをするきっかけとして「あいさつ週間」、「あいさつロード」をはじめとした「あいさつ運動」を実践し、はじめての人とも気軽にあいさつが交わされる地域をつくりましょう。

活動主体	それぞれの取組
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○市民一人ひとりが、進んであいさつをしましょう。 ○あいさつロードでは、はじめて会う人とも積極的にあいさつを交わしましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会を中心に、気軽にあいさつが交わされる地域をつくりましょう。 ○各地区で、通学路を中心にあいさつロードを設定しましょう。
地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> ○活動の中で、あいさつの輪を広げましょう。 ○あいさつ運動を進めるための看板などをつくりましょう（西川材の利用等）。
社会福祉事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○地域において、積極的にあいさつを実践しましょう。
ボランティア団体、N P O 法人	<ul style="list-style-type: none"> ○活動の中で、あいさつの輪を広げましょう。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○交流の場において、あいさつの大きさを広めます。 ○あいさつ運動を周知するイベントの開催や周知に努めます。 ○あいさつ運動に参加してくれる人や団体を募ります（バッジ等の配布を検討）。
市（地域福祉課） (地区行政センター <公民館>) (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ週間を設定するとともに、周知に努めます。 ○標語募集やポスター掲示など、あいさつ運動を進めるための取組を実施します。

評価指標

	現状	中間目標 (H28年度)	最終目標 (H30年度)
①自分から進んでいさつをする【小・中学生】	64.5%	70.0%	90.0%
②近所の子どもに、自分から進んでいさつをする【市民】	59.8%	70.0%	90.0%

他計画に位置付けられている関連する取組

計画名	取組	内容
■次世代育成計画	①家庭教育の支援	◇各小中学校における日常的な家庭教育の充実を図るための講座や広報活動 (学校教育課)
	②子どもへの声かけ運動の推進	◇地域の子どもに対して、褒める、叱るなど積極的に声をかける運動 (子ども家庭課)

※計画名を以下のように省略しています。

「次世代育成支援行動計画(後期計画)」⇒「次世代育成計画」

「第3次障害者計画・第3期障害福祉計画」⇒「障害者計画」

「介護保険事業計画及び老人福祉計画(第5期計画)」⇒「老人福祉計画」



知っていますか？ふくしの森のこと

学校応援団のいさつ

双柳小学校応援団ボランティアは、地域の通学路で登下校の児童・生徒や通勤者などにいさつをしています。

学校活動を応援する中で、子どもたちから逆に元気をもらったり、地域の方とのコミュニケーションにつながったりと、“いさつのちから”により、うれしい副産物も生まれています。

そば打ちや木工教室などの課外授業では、子どもたちと言葉を交わしながら、私たち自身楽しんで活動をしています。こんなところにも双方向の“ふくし”があるのでと強く感じています。

いさつは生きがいを感じ、お互いを知り合う第一歩です。



児童を見守る学校応援団ボランティア

知

2 “ふくし”を身近なものとして考える機会をつくろう

(1) 交流を通して“ふくし”を学ぼう

お互いを知り合う、分かり合うためには、隣近所の交流をはじめとした世代や立場を超えた様々な交流が大切であり、交流を通してお互いの理解も深めることができます。大人も子どもも、様々な交流や体験を通して、“ふくし”^{※9}の心が醸成されていく地域を目指します。

現状と課題

福祉教育への関心は高く、「地域福祉を推進するために積極的に取り組むべきこと」として「学校における福祉教育」を挙げる人が市民アンケートでは 19.9%（3位）、小・中学生保護者アンケートでは 36.9%（1位）となっています。

また、「地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと」として「学校や地域における福祉教育の充実」を挙げる人が、市民アンケートでは 22.8%（2位）、小・中学生保護者アンケートでは 29.6%（1位）となっており、「社会福祉協議会が積極的に取り組むべき事業」としては「地域や学校における福祉教育の実施や協力」を挙げる人が、市民アンケートでは 13.9%（8位）と、それぞれ高い割合を占めています。

市内の小・中学校では、社会福祉協議会から協力者の紹介を受け、学校独自のカリキュラムによる福祉教育を実施し、児童・生徒が“ふくし”が自分の生活に身近なものであることに気づき、理解を深めることに努めています。

地区別ふくし懇談会では、「地域に若い世代（20 歳代）が少なく、交流の機会が少ない」という意見がある一方、地区によっては、「子ども会や育成会の活動が盛んで、子どもと地域の交流がある」という意見もありました。

※9 ふくし：「福祉」というと「生活保護や障害者支援などの公的サービス」や「サービスは受けるもの」といった狭義の福祉をイメージしがちです。本計画では、「すべての人、一人ひとりがその人らしく、住み慣れた地域で幸せに生きること」や「お互いに支え合い、つながり合って幸せを目指すこと」といった広義の福祉については、“ふくし”とひらがな表記にしています。

協 働 の取組

学校における福祉教育を支援し、人を思いやる心を育むとともに、福祉体験や講演会、講座などを通して、多くの地域住民が“ふくし”を学ぶことのできる環境をつくりましょう。

活動主体	それぞれの取組
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の行事、イベント、懇談会などに積極的に参加しましょう。 ○“ふくし”に関する講演会、講座などに積極的に参加しましょう。 ○様々な交流の場に参加しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会は、学校との交流を図り、児童・生徒の地域活動への参加を呼びかけましょう。 ○自治会をはじめとした地域で活動する団体は、地域の行事、イベントにより、交流機会の拡充を図りましょう。
地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> ○学校との交流を図り、児童・生徒の地域活動への参加を呼びかけましょう。 ○様々な世代や立場の人が集える場と機会を設けましょう。
社会福祉事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○施設を地域の交流の場として開放しましょう。 ○児童・生徒が“ふくし”への関心を持てるように、学校での福祉教育に協力しましょう。
ボランティア団体、N P O 法人	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒が“ふくし”への関心を持てるように、学校での福祉教育に協力しましょう。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や地域の様々な団体と学校との交流を支援します。 ○学校型福祉教育プログラム※10を提供します。 ○社会福祉協議会が開催する講演会、講座などへの参加を呼びかけます。 ○市民が講演会、講座などで修得した知識や技術を活かせる機会を提供します。
市（福祉部各課） (生涯学習課) (学校教育課) (学校)	<ul style="list-style-type: none"> ○交流を含めた福祉教育を推進します。 ○福祉に関する出前講座を実施します。

※10 学校型福祉教育プログラム：社会福祉協議会が地域に住む様々な人や学校とともに作成する、交流やふれあいの機会を通じて、広く他の人々への思いやりの心を育んだり、安心して暮らせるまちづくりのきっかけとなるような福祉教育プログラムのこと。

評価指標

	現状	中間目標 (H28年度)	最終目標 (H30年度)
①地域や学校における福祉教育の認知度【市民】	5.1%	10.0%	20.0%
②学校における福祉教育実践支援	小学校 7校 中学校 3校	小学校 10校 中学校 6校	全校 小学校 14校 中学校 8校
③福祉に関する出前講座 ^{※11} の開催	4回	7回	10回

他計画に位置付けられている関連する取組

計画名	取組	内 容
■次世代育成計画	①障害児教育・特別支援教育	◇障害のある児童・生徒への正しい理解を深めるための通常学級との交流学習 (学校教育課、教育センター、学校)
	②教育活動を通じた人権意識の啓発活動	◇児童の発達段階に応じた人権尊重の教育 (学校教育課)
	③人権尊重意識の啓発	◇市民一人ひとりが基本的人権の大切さを認識し、潜潜する差別を取り除くための人権啓発研修会 (企画調整課)
	④社会福祉協力校・ボランティア推進校指定事業	◇小学校を社会福祉協力校、中学校をボランティア推進校として指定した福祉教育 (社会福祉協議会)
	⑤小学生ふくし体験事業	◇小学生を対象にした手話、朗読、ホームヘルパーなどの体験 (社会福祉協議会)
	⑥子ども未来会議の充実	◇地域の大人と子どもが集まり、子育てや子どもの育ちの環境向上に向けた会議 (子ども家庭課)
■障害者計画	⑦小・中学校における障害に関する学習の促進	◇小・中学校における福祉教育 (障害者福祉課、教育センター、学校教育課、学校)
■教育振興基本計画	⑧ボランティア・福祉教育の推進	◇児童・生徒が主体的にボランティアに取り組むための関係機関、関係団体との連携を図った体験的な活動 (関係各課)

※11 出前講座：市職員や消防署の職員が市民の皆さんのが主催する学習会などに出向き、行政の取組や暮らしに役立つ情報などについてお話しする講座のこと。

計画名	取 組	内 容
■老人福祉計画	⑨多世代交流モデル事業の検討	<ul style="list-style-type: none"> ◇幼児期・学童期・少年期・青年期の各年齢層に応じた 福祉教育を推進できる体制の構築 ◇市と社会福祉協議会の連携によるモデル事業 (介護福祉課、社会福祉協議会)



知っていますか？ふくしの森の こんなこと

加治小学校5年生、6年生とお年寄りの交流

加治小学校の5年生、6年生は、施設に通所しているお年寄りと手紙のやり取りをしたり、施設へ訪問して一緒に食事やゲームなどを楽しんだりする交流を、自分たちであれこれ考えながら、何年も続けています。

この取組により、子どもたちの中に、相手を思いやる優しい“ふくし”の心が育っています。

施設のお年寄りも子どもたちとの交流を心待ちにしているそうです。



歌や語らいで交流を深める子どもたち



(2) 人々がふれ合う機会をつくろう

地域住民が顔見知りになり、交流を進めていくためには、人々が気軽にふれ合う機会が地域にあることが必要です。地域で行っているイベントや行事（まつり等）に積極的に参加し、ふれあいの地域づくりを目指します。

現状と課題

地域では、自治会や地域福祉推進組織などの主催によるイベントや行事（まつり等）が活発に行われており、市民アンケートでは「イベントのお手伝い」に興味があるという人が 15.6%（4位）となっています。

また、つながり合い、支え合う地域社会の実現に対する意見としては、「イベントや催し物で人々の関係を親密にする（20 歳未満男性）」や「親密になってコミュニケーションできるイベントを開催する（20 歳未満女性）」、「ボランティアに直結できるイベントを開催する（20～24 歳男性）」と、若い世代からふれあいの大切さと、そのためのイベントや行事（まつり等）の必要性が挙げられています。

福祉事業所・団体アンケートでは市や地域に協力できることとしてイベントや行事（まつり等）の「企画」、「場の提供」、「参加協力」等の意見があり、多くの団体などが地域福祉の推進に意欲を持っていることが分かります。今後も様々な団体などが身近な場所でふれ合う機会を増やしていくことが必要です。

協 働 の取組

自治会や地域福祉推進組織、各種団体が行っているイベントや行事（まつり等）に多くの人が参加することにより、人々がふれあい、孤立のない地域をつくりましょう。

活動主体	それぞれの取組
市 民	○地域のイベントや行事（まつり等）に積極的に参加し、ふれあいの輪を広げましょう。
地 域	○地域住民が楽しんで参加できるイベントや行事（まつり等）を開催しましょう。
地域福祉推進組織	○遊休農地を活用し、土にふれあいながら交流できる場をつくりましょう。
社会福祉事業所	○社会福祉事業所は、施設を開放するなど、地域における交流の場づくりを支援しましょう。
ボランティア団体、N P O 法人	○地域や地域福祉推進組織、各種団体が開催するイベントや行事（まつり等）などを支援します。
社会福祉協議会	○遊休農地を活用し、土にふれあいながら交流できる場づくりを支援します。
市（全課）	○遊休農地を活用し、土にふれあいながら交流できる場づくりを支援します。

他計画に位置付けられている関連する取組

計画名	取 組	内 容
■障害者計画	①各種行事における交流を通じた心のバリアフリー化	◇障害に対する理解を深めるための障害者団体と市民団体の活動による、障害（児）者と障害のない人のふれあい ◇市のイベント行事を中心とした障害（児）者が積極的に参画できるイベントづくり (障害者福祉課、市民参加推進課、生涯学習課、観光・エコツーリズム推進課、各公民館他)
	②障害（児）者イベントへ市民が参画する取組	◇市内の障害者支援施設などにおける生産品の販売などのイベントへの参加 ◇障害者地域自立支援協議会における多くの市民が企画段階から参画できる取組についての検討 (障害者福祉課、社会福祉協議会)



知っていますか？　ふくしの森の　こんなこと

ソーシャルファーム “たんぽぽ自然農園”

NPO 法人ぬくもり福祉会たんぽぽでは、介護保険サービス、障害福祉サービスなどのほか、ソーシャルファーム“たんぽぽ自然農園”事業を実施しています。たんぽぽの実施するソーシャルファームとは、農業を通じて障害のある方の仕事を生み出し、雇用の機会を提供することで、障害のある方の自立を促す仕組みです。

ソーシャルファームでは、小・中学校の児童・生徒の体験授業や駿河台大学のインターンシップの受け入れを通じて、若い世代との交流も盛んに行っており、「将来、たんぽぽの職員になりたい」と言う小学生もいました。

また、自治会や地区行政センター（公民館）で行われる生涯学習の発表会などにも積極的に参加し、地域ぐるみで活動の幅を広げています。



たんぽぽ自然農園での春の種まきの準備風景



(3) 地域や団体の情報を発信しよう

第1次プランでは、地域福祉推進組織をはじめとした多くの団体が積極的な地域福祉活動を展開してきました。これらの活動の相互連携や地域住民の参加・利用を促進するため、情報を発信し、さらなる地域福祉の推進を目指します。

現状と課題

市、社会福祉協議会では、「広報はんのう」や「社協だより くらしいきいき情報」、「ボランティア情報紙 JOYJOY」、ホームページなどを通して、地域や団体の活動の情報発信をしています。

また、各地区の地域福祉推進組織においても、「原市場地区社会福祉協議会」の「ねんりん」、「なぐり広場」の「あんだかや!?」、「加治東ふれあい広場」の「あおぞら」等の広報紙により、活動を広く地域住民に伝えています。

一方、地域福祉活動に積極的に取り組んでいる社会福祉事業所やNPO法人なども少なくない中、その活動が地域住民にあまり知られていない状況です。

協 働 の取組

広報紙やホームページにより、地域の情報を発信するとともに、“口コミ”による情報の輪を広げましょう。

活動主体	それぞれの取組
市 民	○地域の情報を積極的に“知る”ようにしましょう。 ○自分が知っている地域の情報を家族や知り合いに伝えましょう。
地 域	○地域の情報や活動を積極的に周知しましょう。
地域福祉推進組織	○広報紙の発行などにより積極的に情報を発信しましょう。
社会福祉事業所	○地域福祉活動や地域と連携した活動について積極的に周知しましょう。
ボランティア団体、N P O 法人	
社会福祉協議会	○地域や団体の情報を収集し、「社協だより くらしいきいき情報」、ホームページなどに掲載します。 ○地域や団体の情報発信を支援します。
市（福祉部各課） (地区行政センター <公民館>)	○「広報はんのう」やホームページにより、地域活動の周知に努めます。

評 価 指標

	現 状	中間目標 (H28 年度)	最終目標 (H30 年度)
①「はんのうふくしの森プラン」の認知度【市民】	2.1%	10.0%	20.0%

他計画に位置付けられている関連する取組

計画名	取 組	内 容
■老人福祉計画	①地域活動に関する情報提供の充実	◇地域での活動機会をガイドブックにまとめ、高齢者の活動を支援 (介護福祉課)
■次世代育成計画	②子育てマップ・子どもマップの作成(子育てバリアフリー推進事業)	◇市民と協力した、子どもの遊び場など子育てに役立つ情報マップ (子ども家庭課)



知っていますか？　ふくしの森のこと

地域福祉推進組織の広報紙

「原市場地区社会福祉協議会」の「ねんりん」や「なぐり広場」の「あんだかや!?」、「加治東ふれあい広場」の「あおぞら」は、各地域福祉推進組織がそれぞれの地区を単位に発行している広報紙です。

地域福祉推進組織の活動紹介だけでなく、地域にある身近なエピソードや生活に関する情報なども満載です。

このようなことから、各地区には発行を心待ちにしている方も増えているとか！

また、最近では紙面をカラーにするなど、より多くの方の目に留まり、読みやすい広報紙づくりに努めています。

広報紙を通じて、もしかしたら、お知り合いの方が活躍されている記事が載っているかもしれませんよ！

各地域福祉推進組織の活動を知っていただくことで、地域に対する熱い想いを感じたことでしょう。



原市場地区社会福祉協議会「ねんりん」



なぐり広場「あんだかや!?」



加治東ふれあい広場「あおぞら」



知

3 ふくし懇談会を開こう

(1) 人々が知り合い、交流するふくし懇談会を開こう

市民、市、社会福祉協議会が地域の生活課題を共有し、その解決方法について話し合ったり、様々な人や団体がつながり合うために、地区別ふくし懇談会を定期的に開催します。

また、社会福祉事業所、ボランティア団体、NPO 法人とのふくし懇談会についても定期的に開催し、組織や専門分野の垣根を越えた交流の場の実現を目指します。

現状と課題

第2次プランの策定にあたって、地区別ふくし懇談会を市内 16 会場で行うとともに、社会福祉事業所、ボランティア団体、NPO 法人との懇談会を開催しました。その他、地域福祉推進組織によるふくし懇談会が定期的に開催されている地区もあります。

地区別ふくし懇談会では、各地区の良いところや困っていることを整理し、地区の5年後、10 年後の目指す姿と、それに向けた取組を考えいただきました。

社会福祉事業所との懇談会においては、「地域の交流・活動の場として施設を開放できる」、「災害時の避難場所として協力できるのではないか」等の積極的な意見が多く出されました。

また、ボランティア団体、NPO 法人との懇談会では、「今まで他の団体の活動をよく知らなかつたが、懇談会に参加したことにより、お互いの理解が深まり、連携・協力ができるのではないかと感じた」、「イベントの時は私たちの団体にも声をかけてほしい」といった新たなつながりが生まれました。

協 働 の取組

市民、市、社会福祉協議会などが連携し、地区別ふくし懇談会を開催しましょう。また、社会福祉事業所、ボランティア団体、NPO 法人との懇談会を開催しましょう。

活動主体	それぞれの取組
市 民	○地区別ふくし懇談会に参加し、地域の生活課題を話し合いながら、地域でできることに取り組みましょう。
地 域	○地域福祉推進組織、自治会、民生委員・児童委員は地区別ふくし懇談会の開催に協力するとともに、積極的に参加しましょう。
地域福祉推進組織	○社会福祉協議会が開催するファシリテーション※12技術を学ぶ機会に参加しましょう。
社会福祉事業所	○地区別ふくし懇談会に、地域の一員として参加しましょう。
ボランティア団体、NPO 法人	○社会福祉事業所、ボランティア団体、NPO 法人との懇談会に参加し、連携を図りましょう。
社会福祉協議会	○地域住民や社会福祉事業所などとの連携により、地区別ふくし懇談会、社会福祉事業所、ボランティア団体、NPO 法人との懇談会を開催します。 ○市民にとって魅力的な懇談会となるよう、職員がファシリテーション技術を学びます。 ○市民にファシリテーション技術を学ぶ機会を提供します。
市（地域福祉課）	○地域住民や社会福祉事業所などとの連携により、地区別ふくし懇談会、社会福祉事業所、ボランティア団体、NPO 法人との懇談会を開催します。

評 価 指標

	現 状	中間目標 (H28 年度)	最終目標 (H30 年度)
①地区別ふくし懇談会の参加者	673 人	800 人	1,000 人

※12 ファシリテーション：会議などにおいて参加者の気付きや合意形成が得られるように、参加者に発言を促したり、意見を整理・集約化していくこと。



知っていますか？ふくしの森のこと

地区別ふくし懇談会

第2次はんのうふくしの森プランは、平成24年度に市内16か所の会場で行った「地区別ふくし懇談会」において出された多くの市民の皆さんの貴重な意見を踏まえ策定されました。

「地区別ふくし懇談会」は、市民が計画策定について意見を述べるだけでなく、計画策定に参加することにより地域福祉に関する理解が深まるとともに、自らが地域福祉の担い手であることに気づき、具体的な地域福祉活動につながっていくことが期待されます。

このようなことから、今後も定期的に「地区別ふくし懇談会」を開催し、飯能市全体に地域福祉の輪を広げていきましょう。



地区別ふくし懇談会でのワークショップ風景



知

4 情報の受信・発信をしよう

(1) 効果的な広聴・広報をしよう

地区別ふくし懇談会をはじめ、あらゆる機会を通じて、市民の声や、地域における生活課題の積極的な把握に努め、市と社会福祉協議会が連携し、効果的な広聴・広報を目指します。

現状と課題

市では、タウンミーティング^{※13}や地区別ふくし懇談会など、市民の意見、提案、ニーズなどの積極的な把握に努め、その意見などについて府内での情報共有を図り、それぞれの業務に活かしています。また、その意見などを取りまとめ、ホームページなどで公表し、情報を提供しています。

市民アンケートでは、「地域住民自らが共に支え合う地域づくりを進めるため」には「地域づくりに関する情報や機会を提供すること」が必要であると28.0%(3位)的人が回答しています。また、社会福祉協議会が積極的に取り組むべき事業では、子育て世代の39.0%が「子育て中の家庭を支援するための機会・情報の提供」と回答するなど、適切な情報提供を求める声が多くなっています。

協 働 の取組

様々な機会を通じて市民の生活課題を把握するとともに、市民サービス向上のため、適切な情報を発信しましょう。

活動主体	それぞれの取組
市 民	○タウンミーティングや地区別ふくし懇談会などに参加し、積極的に意見やアイデアを提案しましょう。
社会福祉協議会	○CSWが地域住民の声を直接聴き、地域の生活課題を把握します。 ○市が収集した市民の意見や提案のうち、地域福祉に関連するものについて把握するとともに、積極的に対応します。 ○地域の生活課題を解決するための情報提供に努めます。
市（全課）	○様々な媒体を活用して、情報収集と情報提供に努めます。

※13 タウンミーティング：市長などが市民に対して行う対話型の集会のこと。

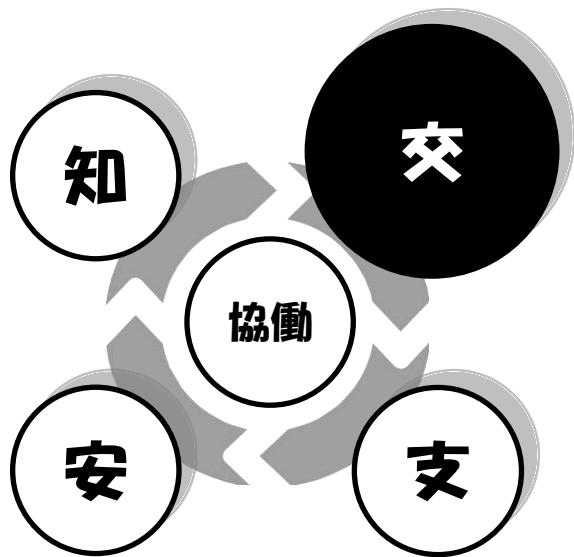
評価指標

	現状	中間目標 (H28年度)	最終目標 (H30年度)
①地区別ふくし懇談会の参加者 『再掲』	673人	800人	1,000人

他計画に位置付けられている関連する取組

計画名	取組	内容
■次世代育成計画	①子育て応援ホームページの管理運営	◇市内の子育て関連情報の収集・発信 (子ども家庭課)
	②子どもホームページの開設	◇子どもが運営・管理する子どもホームページの開設 (社会福祉協議会)
	③子育て情報の拠点をつくる(名栗地区)	◇名栗地区における情報拠点の整備 (子ども家庭課)
	④子育てネットワーク情報紙の発行支援	◇子育てに関する情報を提供し、情報の交流の場となるミニコミ紙の発行支援 (子ども家庭課)
	⑤学校における一貫した情報教育の充実	◇情報機器の操作知識、情報の選択、情報発信方法などについての情報教育 (学校教育課)
■老人福祉計画	⑥介護保険制度に関する広報・周知の推進	◇広く一般市民に対し、制度の理念や仕組み、サービス内容など、介護保険制度全般について広報・周知 (介護福祉課)
	⑦高齢者一般に対する広報活動	◇高齢者に対する介護予防についての広報活動 ①「広報はんのう」、「市ホームページ」、「地区行政センターだより」等による広報 ②自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などによる広報 ③老人クラブなどでのパンフレットの配布・説明や高齢者が集う場所を活用した広報 ④地区行政センター(公民館)の生涯学習講座での「介護予防講座」の開催 (介護福祉課)

計画名	取 組	内 容
■老人福祉計画	⑧65 歳到達時における広報	◇介護保険被保険者証の送付にあわせた介護予防についてのパンフレット配布 (介護福祉課)
■障害者計画	⑨「共に生きる」社会づくり	◇「広報はんのう」での連載やホームページでの情報発信 ◇ワーキンググループによる広報などの紙面づくり ◇新しいメディアを活用した情報提供 (障害者福祉課、秘書広報課)
	⑩情報提供のバリアフリー化	◇障害(児)者などがわかりやすいホームページのバリアフリー、ユニバーサルデザイン化 ◇朗読サービスとして新たなメディア(デジタル録音図書 DAISY 等)、広報紙など印刷物の読み上げシステム(SP コード等)の導入 (障害者福祉課、秘書広報課)
	⑪「飯能市障害者福祉の手引き」の充実	◇障害に対する支援情報など利用しやすい手引きの作成 (障害者福祉課)



基本目標2 【交】暮らしやすい移動・交通の仕組みをつくろう

- 1 助け合いの移動・交通システムを広げよう
 - (1) 助け合いの移送サービスの輪を広げよう
 - (2) 移送ボランティアを育成しよう
- 2 誰もが外出しやすい環境をつくろう
 - (1) 安全な道路等の環境を整備しよう

交

1 助け合いの移動・交通システムを広げよう

(1) 助け合いの移送サービスの輪を広げよう

市民の日常的な生活の基盤であり、社会参加を行う上で重要である移動手段の確保については、公共交通だけでは様々なニーズに対応することが困難であることから、市民主体の助け合いの移送サービスを合わせていく必要があります。

市民の移動手段が確保されることにより、地域が活性化することを目指します。

現状と課題

「原市場地区社会福祉協議会」や「たすけあいあがの」の買い物ツアー、「なぐり広場」や「たすけあいあがの」のサロン送迎など、地域福祉推進組織において、助け合いの移送サービスが実施されています。また、疾病や身体に障害があることで外出が困難な人のために、運転を代行する飯能運転ボランティアグループ「相輪」が活動しています。

社会福祉協議会では、寝たきりや障害などにより外出が困難な人が積極的に地域に出かけていくよう、福祉車両の貸し出しを行っており、また、要介護者や身体障害者などの会員に対して、個別の移送サービスを提供する「福祉有償運送^{※14}」を実施しているNPO法人などもあります。

市民アンケートでは、「買い物や通院などの外出」に不安を感じている人が26.8%（2位）となっており、特に吾野地区（54.5%）、原市場地区（52.5%）では半数を超えていました。また、社会福祉協議会が取り組むべき事業として「身体障害者や要介護者など、外出が困難な人を対象とした有償の移送サービス」を挙げる人が25.8%（4位）となっており、また、つながり合い、支え合う地域社会の実現に対する意見では、「今は自分で運転できるが、将来の移動・交通に不安を感じる」という声が多く寄せられました。

地区別ふくし懇談会においても、「買い物や通院が心配」という移動・交通に関する意見は多く、気軽に利用できる移動・交通システムの構築が求められています。

※14 福祉有償運送：タクシーなどの公共交通機関によっては要介護者、身体障害者などに対する十分な輸送サービスが確保できない場合に認められる、NPO法人や社会福祉法人などが、実費の範囲内（営利とは認められない範囲）の対価により、乗車定員10人以下の自家用自動車を使用して当該法人などの会員に対して行う個別の輸送サービスのこと。

協 働 の取組

地域福祉推進組織やボランティア団体による助け合いの移送サービスを広げましょう。

活動主体	それぞれの取組
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○市民自らが、移動についての市民のニーズの把握に努めましょう。 ○地域の実状に合った移送システムについて、市、社会福祉協議会、関係機関との話し合いの場に参加しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の潜在的ニーズの把握に努めましょう。
地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> ○現在行っている助け合いの移送サービスの充実に努めましょう。 ○他地区へ移送サービスのノウハウを提供しましょう。
社会福祉事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の移送資源（車両・人員）を可能な範囲で地域に提供しましょう。 ○福祉有償運送の実施について検討しましょう。
ボランティア団体、N P O 法人	<ul style="list-style-type: none"> ○移送ボランティアの育成に努めましょう。 ○福祉有償運送の実施について検討しましょう。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○助け合いの移送サービスを実施する地域福祉推進組織やボランティア団体の活動を支援します。 ○地域の実状に合った移送システムについて、市民、市、関係機関などとの話し合いの場を設定します。 ○福祉有償運送の実施について検討します。
市（地域福祉課） (企画調整課) (地区行政センター <公民館>)	<ul style="list-style-type: none"> ○府内が連携し、情報提供や活動費に対する補助など、地域福祉推進組織などが実施する助け合いの移送サービスに関する取組を支援します。 ○地域の実状に合った移送システムについて、市民、社会福祉協議会、関係機関との話し合いの場を設定します。 ○飯能市地域公共交通基本計画との連携を図ります。

評価指標

	現状	中間目標 (H28年度)	最終目標 (H30年度)
①助け合いの移送サービスに取り組む団体	4団体	5団体	6団体

他計画に位置付けられている関連する取組

計画名	取組	内容
■次世代育成計画	①交通環境の充実（移動手段の確保）	◇各地域や地域子育て拠点施設をつなぎ、子育て中の親子のニーズに対応する移動手段（子ども家庭課）
■老人福祉計画	②介護予防活動参加のための移送手段確保の検討	◇移動手段がないため運動サークルに参加できない人への移送手段の確保の検討（介護福祉課）
	③シルバー人材センターの活動促進	◇買い物や通院の際の移動手段の不足や、ごみ出しなど、地域で生活する高齢者が抱える問題を解決する活動内容の検討（介護福祉課）
	④福祉有償運送の促進	◇福祉有償運送市町共同運営協議会の円滑な運営（介護福祉課）



知っていますか？ふくしの森の こんなこと

たすけあい移送サービス “らくだ号”

「たすけあいあがの」では、社会福祉協議会から貸与された車両を活用し、地域の運転ボランティアによる「たすけあいの移送サービス」に取り組んでいます。

車両の愛称は、乗っていて“楽だ”に、のんびりとしたイメージを持つ動物の“らくだ”をかけ、「らくだ号」といいます。

地区内4会場で行われている地域の茶の間への送迎や市内スーパーなどへの買い物ツアーに利用されており、主に高齢者の移動手段として大活躍しています。

らくだ号により、初めて地域の茶の間に参加した高齢者の中には、「数十年ぶりに同級生に会えた」とお喜びになった方もいます！



買い物ツアーに参加するため、らくだ号に乗車する地域の方々



(2) 移送ボランティアを育成しよう

移送サービスに取り組む団体やボランティアの活動を広く伝えるとともに、活動への参加の呼びかけとボランティアの育成を行い、継続的な活動の実現を目指します。

現状と課題

移送ボランティアの高齢化が進む一方、地域では高齢を理由に運転をあきらめる人が増加していくことが予想されます。移送サービスを担う人材の育成と確保が急がれる中、「市民アンケート」では、興味のあるボランティア活動として「運転ボランティア」と回答した人が12.4%（6位）となっています。今後、活動を継続的に実施していくためには、市民の幅広い層に協力を呼びかけていくことが必要です。

また、市民懇話会では、サービスを担う人材の育成と質の向上を目指し、ボランティアが相互に学び合う場が必要であるという提案がありました。

協 動 の取組

移送ボランティアの高齢化が進んでいる現状を踏まえ、将来にわたって継続可能な体制を構築しましょう。

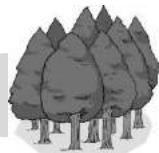
活動主体	それぞれの取組
市 民	○移送ボランティア育成講座などの学びの場に積極的に参加しましょう。 ○自ら活動に参加するとともに、周囲の人々にも呼びかけましょう。
地域福祉推進組織	○地域における移送ボランティアの発掘と育成に努めましょう。
ボランティア団体、N P O 法人	○移送ボランティアの発掘と育成に努めましょう。
社会福祉協議会	○移送ボランティア育成講座を開催します。 ○移送ボランティアの活動の自立に向けた支援をします。
市（地域福祉課） (企画調整課) (市民参加推進課)	○地域福祉推進組織や社会福祉協議会に対して、情報提供などの支援を行います。

評価指標

	現状	中間目標 (H28年度)	最終目標 (H30年度)
①移送ボランティアの登録者	62人	80人	100人

他計画に位置付けられている関連する取組

計画名	取組	内容
■老人福祉計画	①運転ボランティアサービスへの支援	◇運転ボランティアサービスが、増加する高齢者ニーズに対応できるよう、ボランティアの確保に向けた支援(介護福祉課、社会福祉協議会)



知っていますか？ふくしの森の こんなこと

飯能運転ボランティアグループ「相輪」

飯能運転ボランティアグループ「相輪」は、疾病や障害などにより外出が難しい方の通院や通所などを支えています。平成15年に社会福祉協議会が開催したボランティア入門講座をきっかけにスタートし、平成25年で活動10周年を迎えました。

病院、障害者施設、ショッピングセンター、遊園地、芸能鑑賞、墓参り、納骨、引越しなど、行き先や用件は利用者の希望により様々ですが、すべて無償で行われています。

利用者から大変感謝されており、やりがいのある活動ですが、ボランティアが不足していることが課題となっています。



平成25年に10周年を迎えた「相輪」



リフト付き車両で車いすの方の移動支援をしている風景



交

2 誰もが外だしやすい環境をつくろう

(1) 安全な道路等の環境を整備しよう

市民が安心・安全に歩く（移動する）ためには、快適な道路環境の整備と、周囲の人の“こころづかい”が大切です。みんなが歩行者に対してやさしく接することができる地域を目指します。

現状と課題

市では埼玉県の「福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」等に基づき、道路や公共施設のバリアフリー化を進めています。しかし、誰もが安心・安全に歩くことについては、ハード面の整備だけでなく“こころづかい”といったソフト面での取組を進めることができます。

地区別ふくし懇談会では、「自転車の交通マナーが悪く、歩いている時に危険を感じる」という意見がありました。また、小・中学生保護者アンケートでは、「夜間、暗くて怖い」（14.0%）、「道路が狭い」（8.5%）という意見がありました。

協 働 の取組

高齢者、障害者、子どもなど、誰もが安心・安全に外出できるよう、すべての市民が交通マナーを守りましょう。

活動主体	それぞれの取組
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○車いす専用駐車スペースには車を停めないようにしましょう。 ○点字ブロックの上など、歩行の妨げになるところに自転車を停めないようにしましょう。 ○歩行者の安全に配慮して自動車や自転車などを運転しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会は、地域の危険な場所などについて、地域住民に注意を呼びかけましょう。 ○自治会は、地域の道路などの危険箇所を市に報告しましょう。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉教育などを通じて、市民が安心・安全に歩くことができる思いやりの心を啓発します。
市（生活安全課） (道路課)	<ul style="list-style-type: none"> ○交通マナーの遵守を、街頭キャンペーンなどを通じて市民に呼びかけます。 ○自治会などから報告された道路などの危険箇所の改善に努めます。

他計画に位置付けられている関連する取組

計画名	取 組	内 容
■次世代育成計画	①バリアフリーのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◇子ども、障害者、高齢者など、すべての住民にとって生活しやすい、ユニバーサルデザインのまちづくり（都市計画課、道路課）
	②子育てにやさしい居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇子ども達が遊び、親子連れて憩える幅広歩道、親子連れが集い、子ども達が自ら遊びを発見できる公園などの整備 ◇親子が安心して憩える公園の維持管理（都市計画課）
■障害者計画	③まちなかを外出しやすく	<ul style="list-style-type: none"> ◇中心市街地をはじめ、市内における外出時のバリアフリー化（障害者福祉課、産業振興課、道路課）
	④交通のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ◇各公共交通機関・警察署などの関係機関への働きかけ（障害者福祉課、生活安全課、企画調整課）
■ 中心市街地活性化基本計画	⑤安心・安全で心地よいまちなか空間を目指したポケットパークやトイレづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◇ポケットパークの整備 ◇公衆トイレの整備 ◇歩道の整備（バリアフリー化）（産業振興課）



知っていますか？ふくしの森のこと

放置自転車及び自転車盗撲滅キャンペーン

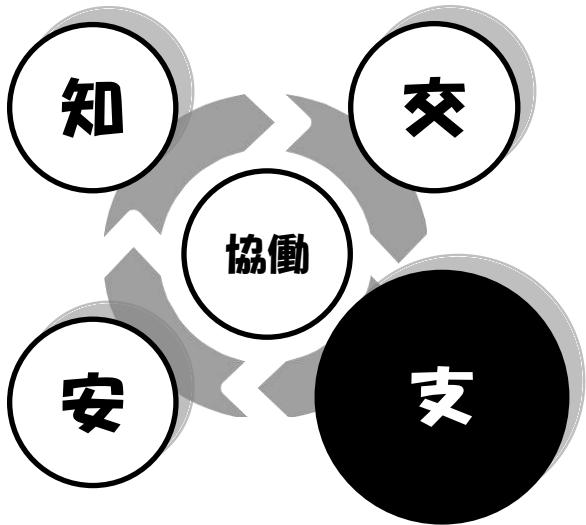
飯能市では、毎年10月、駅周辺地域の放置自転車などを解消するため、「放置自転車及び自転車盗撲滅キャンペーン」を実施しています。

キャンペーンには、飯能市自転車等駐車対策協議会、埼玉県自転車軽自動車商業組合飯能支部、鉄道事業者、商業者の方々のご協力をいただき、放置防止の街頭指導を呼びかけ、駅前広場や路上の放置自転車などの整理と撤去、自転車安全利用の街頭指導と広報啓発活動などを行い、放置自転車に対する問題意識を高めるとともに、自転車の利用マナーの向上を図っています。



放置自転車及び自転車盗撲滅キャンペーンの風景





基本目標3 【支】支え合いの仕組みをつくろう

- 1 地区の実状に合った福祉活動を推進しよう
 - (1) 全地区に地域福祉推進組織をつくろう
 - (2) 地域福祉推進組織の活動を充実しよう
 - (3) 様々な組織、団体と連携を図ろう
- 2 自然に交流が生まれる場をつくろう
 - (1) 地域の居場所など、交流の場をつくろう
 - (2) 人々が知り合い、交流するふくし懇談会を開こう（再掲）
- 3 身近な支え合いを広げよう
 - (1) 気軽に相談し合える地域をつくろう
 - (2) 見守り活動を広げよう
- 4 市民活動支援の仕組みをつくろう
 - (1) ボランティア支援の機能を充実しよう
 - (2) 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の活動に参加しよう
- 5 自治会、民生委員児童委員協議会と連携しよう
 - (1) 自治会活動に協力しよう
 - (2) 民生委員・児童委員活動に協力しよう

支

1 地区の実状に合った福祉活動を推進しよう

(1)

全地区に地域福祉推進組織をつくろう

地域住民が主体となり、地区の実状に合った支え合いの活動を推進するため、市内全地区において、地域における社会資源、人材が連携した「地域福祉推進組織」の設立を目指します。

現状と課題

現在、原市場地区、名栗地区、加治東地区、吾野地区、東吾野地区に地域福祉推進組織が設立され、地区の実状に合った支え合い活動を展開しています。今後は、飯能地区、精明地区、加治地区（加治東を除く）、南高麗地区において地域福祉推進組織の設立が期待されています。

特に、飯能地区や精明地区をはじめとする、人口を多く有する地区においては、山間部と比較し、地域のつながりの希薄化が進んでいると考えられるため、地区の実状に合った新たな支え合いの形をつくる必要があります。

市民アンケートでは、社会福祉協議会が取り組むべき事業として「地域福祉推進組織の設立と運営支援」を挙げる人が 8.5%（9位）となっており、まだ地域福祉に関することや地域福祉推進組織についての認知度が低いと考えられます。

一方、地区別ふくし懇談会では、「地域福祉推進組織を設立し、地域のみんなで福祉を考え、支え合っていく必要があります」という意見がありました。

《地域福祉推進組織の設立状況》

地 区	名 称	設立年月
原市場地区	原市場地区社会福祉協議会	平成15年 3月
名栗地区	なぐり広場	平成21年11月
加治東地区	加治東ふれあい広場	平成23年 3月
吾野地区	たすけあいあがの	平成23年 6月
東吾野地区	ふくしの森・東吾野	平成25年 3月

協 働 の取組

地域福祉推進組織が未設置の地区において、地域福祉推進組織を設立しましょう。

活動主体	それぞれの取組
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の活動に関心を持つとともに、積極的に地域福祉推進組織の設立に参加しましょう。 ○社会福祉協議会が行う地域福祉活動の担い手の育成の機会に参加しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会や民生委員・児童委員は、地域福祉推進組織の設立に参加しましょう。 ○社会福祉協議会が行う地域福祉活動の担い手の育成の機会に参加しましょう。
地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の活動内容を広く伝えるとともに、設立にあたってのノウハウを他地区へ伝えましょう。
社会福祉事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○地区の一員として、自らの業務で得た知識・経験・技術を活かし、地域の生活課題の解決に協力しましょう。
ボランティア団体、N P O 法人	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉推進組織の設立に参加しましょう。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○CSWを中心、地域福祉推進組織の必要性を啓発するとともに設立を支援します。 ○地域福祉活動の担い手を育成します。
市（地域福祉課） (公共施設所管課※15)	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の活用など、地域福祉推進組織の活動・交流の拠点の確保に努めます。

評 価 指標

	現 状	中間目標 (H28 年度)	最終目標 (H30 年度)
①地域福祉推進組織の設立	5地区	8地区	全地区

※15 公共施設所管課：本計画では、市の公共施設を所管する課（所・室）のうち、地域福祉推進の拠点となり得る施設を所管する課（所・室）のこと。



知っていますか？ふくしの森のこと

原市場地区社会福祉協議会～地域福祉推進組織のパイオニア～

「この会は、原市場地区内に居住する市社会福祉協議会員及び趣旨・目的に賛同する者をもって構成し、“自分たちの暮らしている地域は自分たちの力で良くする！”を理念に、地域住民の持てる力を結集し、住民が主体となって、誰もが住みよい助け合いの心豊かな福祉のまちをめざして“原市場らしい福祉活動”を推進します。」

「原市場地区社会福祉協議会」の設立趣旨からの引用です。10年前、市内で初めて地域福祉推進組織を力強く立ち上げた熱気が伝わってきます。以来、活動はますます盛んになり、世代交代が進んでも“ふくしの心”は受け継がれ、原市場に暮らす人々の自信と誇りになっています。



じゃがいもを食べる会での交流の風景



もちつきによる交流の風景

(2) 地域福祉推進組織の活動を充実しよう

地域の生活課題に柔軟に対応するため、地域福祉推進組織の活動の充実を図るとともに、活動の担い手の育成と確保を目指します。

現状と課題

現在、活動している地域福祉推進組織は、地区の実状に合わせた特色のある活動を展開しています。今後、さらに活動を充実させるには、他の組織の良いところを積極的に取り入れたり、活動の担い手が、やりがいを持って活動していくことなどが重要です。

そして、今後も新たな地域の生活課題の把握に努め、柔軟に対応していくとともに、楽しみながら活動していくことが大切です。

〈地域福祉推進組織の状況〉

原市場地区社会福祉協議会

構 成	福祉委員 199人（平成25年5月19日現在）
理 事	27人
地域の状況	人口：8,249人 高齢化率：23.2%（平成25年1月1日現在）
主な活動	①支え合いの活動（見守り活動、配食サービス、買い物ツアー等）
	②地域の居場所づくり（サロン、寺子屋等）
	③住民交流の活動（三世代交流事業、母子交流事業等）
	④住民福祉懇談会の開催
	⑤夏休みボランティア体験の実施
	⑥福祉委員研修会の開催
	⑦広報紙「ねんりん」の発行

なぐり広場

構 成	広場のなかま 90人（平成25年4月27日現在）
運営委員	19人
地域の状況	人口：2,138人 高齢化率：37.1%（平成25年1月1日現在）
主な活動	①ふれあい昼食会（やまぐり会）
	②一時保育ボランティア（ちびっこランド）
	③サロン（あすなろ、中央、湯ノ沢）
	④お茶のみ会（もりがわら、中組地区）
	⑤なぐりの茶の間
	⑥送迎ボランティア（名栗の風）
	⑦広報紙「あんだかや！？」の発行
	⑧たすけあう名栗（有償生活支援サービス）

加治東ふれあい広場	
構 成	サポーター 85人（平成25年4月23日現在）
運営委員	18人
地域の状況	人口：6,457人 高齢化率：26.6%（平成25年1月1日現在）
主な活動	①地域の居場所「うちのえんがわ」（神社、あおぞら、阿須）
	②地域住民交流事業（さくらまつり、七夕まつり、曼珠沙華まつり等）
	③お互いが学び合う活動（うちのえんがわ内の勉強会等）
	④広報紙「あおぞら」の発行

たすけあいあがの	
構 成	サポーター 150人（平成25年5月18日現在）
運営委員	23人
地域の状況	人口：2,363人 高齢化率：38.5%（平成25年1月1日現在）
主な活動	①ふれあい食事会（西川地区、吾野地区、北川地区、南川地区）
	②サロン（坂石、岡房）
	③ママたちのほっとする居場所
	④茶の間（にしかわ、吾野、きたがわ、みなみかわ）
	⑤たすけあい移送サービス（買い物ツアー、事業の送迎）

ふくしの森・東吾野	
構 成	協力委員 143人（平成25年3月9日現在）
幹 事	11人
地域の状況	人口：2,147人 高齢化率：32.7%（平成25年1月1日現在）
主な活動	①全戸対象にアンケート調査を実施し、地区の生活課題、「ふくしの森・東吾野」に期待することなどを把握
	②アンケート結果をもとに各地区（5地区）で活動を検討
	③平成26年度から本格的に活動を開始

協 働 の取組

地域福祉推進組織の活動の充実と円滑な運営のため、活動の担い手の育成と確保に取り組みましょう。

活動主体	それぞれの取組
市 民	○地域福祉推進組織の活動に関心を持ち、地域の一員として活動に参加しましょう。
地 域	○自治会、民生委員・児童委員をはじめとした地域活動団体は、地域福祉推進組織の活動に参加し、協力しましょう。
地域福祉推進組織	○地区の生活課題の解決など、積極的に事業を展開しましょう。 ○継続的な活動のため、活動の担い手の育成と確保に努めましょう。 ○地域福祉推進組織同士の交流、組織未設置の地区との交流を図りましょう。
社会福祉事業所	○地域福祉推進組織の活動に対し、福祉の専門的立場から協力しましょう。
ボランティア団体、N P O 法人	○地域福祉推進組織の活動に参加し、協力しましょう。
社会福祉協議会	○OCSW を中心に、地域福祉推進のパートナーとして、地域福祉推進組織の活動を支援します。 ○地域福祉活動を担う人材を育成します。 ○地域福祉推進組織の活動・交流の拠点の確保について、市への働きかけを行います。
市（地域福祉課） (地区行政センター <公民館> (公共施設所管課)	○公共施設の活用など、地域福祉推進組織の活動・交流の拠点の確保に努めます。 ○庁内連携のもと、地域福祉推進組織の活動を支援します。

評 価 指標

	現 状	中間目標 (H28 年度)	最終目標 (H30 年度)
①地域福祉推進組織の認知度 【市民】	42.1%	50.0%	60.0%

※地区内の組織の認知度の平均値。

他計画に位置付けられている関連する取組

計画名	取 組	内 容
■老人福祉計画	①地域福祉推進組織との連携	◇地域福祉推進組織と連携を図り、高齢者の見守りや声かけなどを促進し、閉じこもりや孤立を防止 (介護福祉課、社会福祉協議会)



知っていますか？　ふくしの森の　こんなこと

なぐり広場　～たすけあう名栗の活動～

名栗地区には、「なぐり広場」の活動の一環として、“たすけあう名栗”という有償の助け合いの仕組みがあります。

助けを必要とする人も助けようという人も会員になります。人は、様々なきっかけで助けを必要とします。近所の方や知り合いの方、民生委員・児童委員、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの方、社会福祉協議会の職員、そして「なぐり広場」の仲間が、助けを必要とする方に、たすけあう名栗を紹介します。また、様々な方が、たすけあう名栗にも情報を伝え、どう援助するかを話し合います。

お年寄りの昼食づくり、草取り、障子張り替え、介護のデイケアへの送り出し、部屋の掃除、電気製品のメンテナンス、ペットの世話…、さまざまな要望があります。

今後、介護保険の適用範囲が狭められることが予想されます。助けを必要とする高齢者はますます増え、家族や親類や近所の方では、できないことも多々あるでしょう。

助け合いの仕組みが、ますます重要になっています。



草取り・障子張り作業をする“たすけあう名栗”的活動風景



(3) 様々な組織、団体と連携を図ろう

第2次プランを「協働」により推進するとともに、地域福祉活動をさらに充実していくため、地域、地域福祉推進組織、社会福祉事業所、ボランティア団体、NPO 法人、市、社会福祉協議会の連携・強化を目指します。

現状と課題

現在、地域福祉推進組織を中心に、市、社会福祉協議会が連携し、地区ごとに地域福祉の推進に取り組んでいますが、多くの社会福祉事業所、ボランティア団体、NPO 法人においても地域福祉活動を実践しています。

福祉事業所・団体アンケートでは、連携が必要な組織・団体として、「市役所」(90.4%)、「社会福祉協議会」(66.3%)、「民生委員・児童委員」(66.3%)、「小・中学校」(63.9%)、「自治会」(62.7%)、「地区行政センター（公民館）」(61.4%)、「ボランティア」(59.0%) といずれも高い割合を示しています。

ボランティア団体アンケートでは、同じく「社会福祉協議会」(72.7%)、「市役所」(61.4%)、「他のボランティア」(52.3%)、「地区行政センター（公民館）」(45.5%)、「自治会」(36.4%)、「小・中学校」(34.1%) となっています。

地域福祉推進組織との連携については、福祉事業所で 32.5%、ボランティア団体で 20.5%となっています。

第1次プランの進行管理を担っている、はんのうふくしの森プラン推進委員会が作成した「第2次はんのうふくしの森プラン策定に関する提言書」では、「各種団体のプランにおける位置付けや役割を明確にするとともに、事業所や福祉団体（NPO 法人等）と地域福祉推進組織との連携についても検討されることが望まれます」と提言されています。

協 働 の取組

地域福祉活動をさらに充実していくため、様々な組織、団体が連携し、情報の共有や協働の活動を推進しましょう。

活動主体	それぞれの取組
市 民	○地域の生活課題や情報を様々な組織、団体に伝えましょう。
地 域	○地域の生活課題を自治会と民生委員・児童委員が共有し、連携して対応しましょう。 ○様々な組織、団体の連携について検討しましょう。
地域福祉推進組織	○社会福祉事業所、ボランティア団体、NPO 法人と連携した地域福祉活動に取り組みましょう。
社会福祉事業所	○地域福祉活動に効果的に取り組むため、様々な組織、団体との連携について検討しましょう。
ボランティア団体、N P O 法人	○地域福祉活動に効果的に取り組むため、様々な組織、団体との連携について検討しましょう。
社会福祉協議会	○様々な組織、団体の連携を調整します。
市（関係各課）	○組織、団体の連携や取組に対して、情報提供、助言などの支援をします。



知っていますか？ ふくしの森の こんなこと

ふくしの森・東吾野～設立のきっかけ 地域の活動～

東吾野地区は、大字ごと5つの地区で山間地域振興支援事業の団体をつくり、活動を展開しています。

いずれの会も40名前後の会員があり、40歳代から80歳代まで幅広い年齢の皆さんのが参加し、遊休農地を利用した交流事業や農作物の栽培、地域の文化遺産を知ってもらうためのエコツアなど、それぞれの団体が特色のある活動を行っています。

このような活動を重ねてきた礎のうえに、各団体が連携し、平成25年3月に「ふくしの森・東吾野」が設立されました。



遊休農地で土に触れて交流を深める活動の風景



支

2 自然に交流が生まれる場をつくろう

(1) 地域の居場所など、交流の場をつくろう

市内では各地区において様々な“地域の居場所（サロン、茶の間）”が開設され、それぞれが特色ある活動を行っています。身近な地域で仲間とふれ合う“居場所づくり”を推進し、地域住民の孤立の防止、社会参加、積極的な交流を目指します。

現状と課題

本市では、子ども・保護者、高齢者、障害者を対象としたサロンや、誰でも参加でき世代間交流もできるサロンなど、地域の実状に応じた様々なサロン活動が行われています。

市民アンケートでは社会福祉協議会が積極的に取り組むべき事業として、「市民が取り組む支え合いや見守り活動など地区別福祉活動の支援」を挙げる人が28.2%（2位）となっています。また、興味のあるボランティア活動では、「ふれあいきいきサロンなどの活動」が8.9%（7位）となっています。

地区別ふくし懇談会では、居場所づくりの課題として、会場の確保、会場までの移動の問題、男性が参加できる仕組み、サロンボランティアの高齢化などが挙げられ、より参加しやすい仕組みづくりと継続的な活動体制づくりが課題となっています。また、「商店街などにおける、空き店舗などを活用した居場所づくりも必要」という意見がありました。

協 働 の取組

地域住民のふれあい、交流の促進と孤立の防止などのため、“地域の居場所（サロン、茶の間）”を身近な地域で取り組みましょう。

活動主体	それぞれの取組
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所と誘い合わせ、地域の居場所に参加しましょう。 ○商店主などは、店舗を活用した市民の憩いの空間づくりに協力しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会は地域の居場所の運営に協力しましょう。
地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の実状に合った地域の居場所の活動に取り組みましょう。
社会福祉事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○サロン活動などに地域の一員として参加するとともに、運営にも協力しましょう。
ボランティア団体、N P O 法人	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の実状に合った地域の居場所の活動に取り組みましょう。 ○地域の居場所の運営に対して、必要に応じて協力しましょう。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の居場所の活動支援や調整を行います。 ○新たな地域の居場所づくりを希望する人の相談に対応し、設立支援を行います。 ○運営に係る費用を補助します。 ○地域の居場所の必要性を広く市民などに知らせます。 ○活動拠点の確保について、市に働きかけます。 ○店舗の活用について、商店主へ働きかけます。
市（地域福祉課） (公共施設所管課)	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の活用など、会場の確保に協力します。

評 価 指標

	現 状	中間目標 (H28 年度)	最終目標 (H30 年度)
①地域の居場所（サロン、茶の間）の設置	51 か所	60 か所	70 か所

他計画に位置付けられている関連する取組

計画名	取 組	内 容
■次世代育成計画	①両親学級	◇妊婦の仲間づくりと、父親の育児参加、父親同士の交流を促進 (保健センター)
	②つどいの広場の充実	◇子育て中の親子が交流し、相談、学習、情報提供などのサービスを受けられる常設の場を地域に拡充 (子ども家庭課)
	③子育て広場(サロン)の拡充	◇地域ごとに定期的に開催される、子育て中の親子の集いの場の開設を支援 (児童館、児童センター、社会福祉協議会)
	④保育所の地域子育て支援の充実及び地域活動事業の検討	◇保育相談、地域交流保育、園庭開放などをすべての公立保育所で実施 ◇保育所を地域に開かれた社会資源として、保育所の持つ専門的機能を活用した育児教室を開催 (子ども家庭課、保育所)
	⑤市内の自然や施設を有効活用した保育内容の検討及び実践の推進	◇市内の自然やあそびの子どもの森公園などの施設を有効活用した保育 (子ども家庭課、保育所)
■老人福祉計画	⑥地域のサロン活動との連携	◇サロン活動と地域包括支援センターが連携を図り、地域への外出機会が必要な高齢者に対し、サロン活動への参加を勧奨 (介護福祉課)
	⑦地域のサロン活動への支援・協力	◇サロン活動へ参加する高齢者の健康づくりや介護予防への技術的支援や講師派遣 (介護福祉課)
■障害者計画	⑧まちなかに障害(児)者が集える場所を	◇中心市街地活性化を検討する場への障害者の参画 ◇空き店舗の活用やソーシャルファームへの支援 (障害者福祉課、産業振興課、市民参加推進課)
	⑨障害(児)者イベントに市民が参画する取組	◇多くの市民が企画段階から参画できるよう障害者地域自立支援協議会による検討 (障害者福祉課、社会福祉協議会)
■中心市街地活性化基本計画	⑩心豊かなコミュニティと安心して暮らせるまちづくり	◇コミュニティ施設の整備、運営 ◇空き店舗を活用した拠り所の整備、高齢者などの環境整備 ◇コミュニティ活動への支援、高齢者などへの支援 (産業振興課)



知っていますか？ふくしの森の こんなこと

加治東ふれあい広場～地域の居場所づくり～

「加治東ふれあい広場」は、加治東地区（岩沢・阿須）内で3つの“地域の居場所”を開いています。

白髪白山神社の社務所での“うちのえんがわ・神社”、加治東地区行政センターでの“うちのえんがわ・あおぞら”、阿須自治会館での“うちのえんがわ・阿須”です。

「加治東ふれあい広場」が設立されてから平成25年で3年目に入り、「加治東ふれあい広場」の名前や活動が、徐々に地域に認知されてきました。

また、最近では、参加者だけでなく、活動に協力してくれているサポーターも一緒に楽しめるようになってきました。

お互いに知り合いになり、助け合い、支え合えるようになるには、まだまだ時間がかかりそうですが、一歩一歩いや半歩ずつでも前進しています。



加治東ふれあい広場の“地域の居場所”的風景

(2)

人々が知り合い、交流するふくし懇談会を開こう(再掲)

※43ページ 【知】一3 ふくし懇談会を開こう 参照

支

3 身近な支え合いを広げよう

(1)

気軽に相談し合える地域をつくろう

地域より身近な隣近所で、お互いに支え合うことが地域福祉の原点といえます。日頃からの交流を深め、隣近所がお互いに気軽に相談し合える地域を目指します。

現状と課題

地域においては、民生委員・児童委員をはじめ、自治会の役員、地域福祉推進組織の福祉委員やサポーター、ボランティアなど、様々な人が、それぞれの立場で地域における相談役として活躍しています。

市民アンケートでは、悩みや不安の相談相手に「家族、親族」(70.2%)、「知人、友人」(36.0%)を挙げる人が多く、以下「隣近所の人」(8.9%)、「市役所」(5.7%)、「福祉サービスの事業所」(5.5%)、「民生委員・児童委員」(2.8%)、「自治会の役員」(2.5%)、「社会福祉協議会」(1.6%)となっています。

飯能市の地域福祉をつくる市民懇話会においては、「ご近所において面倒見の良い世話焼きさんを発掘し、地域内における支え合いを推進する」という提案がありました。市や社会福祉協議会による公的な相談・支援だけではなく、身近な生活の不安や悩みを気軽に相談し合えるような、隣近所の関係づくりを市民一人ひとりがつくっていくことが大切です。

協 働 の取組

市民一人ひとりが気軽に相談し合えるよう、隣近所と良好な関係をつくりましょう。

活動主体	それぞれの取組
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○悩み事などを一人で抱え込まずに、隣近所の人に相談しましょう。 ○一人ひとりが、隣近所の人のことを気にかけて、相談に対応しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○面倒見の良い世話焼きさんを集め、隣近所のつながりを呼びかけましょう。 ○相談しやすい、地域づくり、人（人間関係）づくりに努めましょう。

(2) 見守り活動を広げよう

ひとり暮らしの高齢者や障害者、子育て中の人などの引きこもりや孤立の防止だけではなく、虐待やいじめ、犯罪などから市民を守るために、地域が連携した見守り活動の実施を目指します。

現状と課題

現在、民生委員・児童委員による見守り活動のほか、地域では配食サービスや交流などを通して、高齢者や子どもなどに対する様々な見守り活動が行われています。今後は地域において効果的な見守りを行うためには、それぞれの活動が連携するなど、地区の実状に合った見守りのあり方を検討する必要があります。

市民アンケートでは、社会福祉協議会が取り組むべき事業として「市民が取り組む、支え合いや見守り活動など地区別ふくし活動の支援」が28.2%（2位）となっています。

福祉事業所・団体アンケートでは、地域に対して、「子育て支援や子どもの虐待防止には、身近な地域の見守りやネットワークが不可欠なものだと思うので、より多くの人の目・手・力を期待する」という意見がありました。

協 働 の取組

地域で活動されている団体などが連携して、地区の実状に合った見守り体制を構築しましょう。

活動主体	それぞれの取組
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の人だけではなく、すべての地域住民が見守り活動の担い手だという意識を持ちましょう。 ○認知症サポーター養成講座など、見守りに関連する講座を受講しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○学校応援団^{※16}などが中心となって、子どもの登下校を見守りましょう。 ○見守りが必要な人を把握し、地域ぐるみで連携して見守りましょう。 ○地区の実状に合った見守り活動を検討する機会に積極的に参加するなど、社会福祉協議会と協働して新たな見守り体制を検討しましょう。 ○民生委員・児童委員は、きめ細やかに見守り活動を実践しましょう。 ○業務に伴い、地域を巡回している企業などは、見守り活動に協力しましょう。
地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や社会福祉協議会と連携して、地区の実状に合った見守り活動を実施しましょう。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○OCSW が中心となり、地区の実状に合った見守り活動のあり方を検討する機会を各地区に設け、関係機関などと新たな見守り体制を構築します。 ○業務に伴い、地域を巡回している企業などと協力して、効果的な見守り活動を実施します。
市（福祉部各課）	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所などと見守りに関する協定を締結し、効果的な見守り活動を実施します。 ○地域や社会福祉協議会などの見守り活動を支援します。 ○認知症サポーター養成講座など、見守りに関連する講座を開催します。

※16 学校応援団：学校での教育活動を支援する保護者、地域の方によるボランティアの集まりのこと。

他計画に位置付けられている関連する取組

計画名	取 組	内 容
■次世代育成計画	①要保護児童対策地域協議会の運営	◇児童虐待の予防と早期発見のための情報交換、関係機関との連携による適切な支援 (子ども家庭課)
	②児童環境づくり基盤整備事業の検討	◇児童虐待の予防・防止及び育児不安などの親と子の心の健康支援 (子ども家庭課、保健センター)
■老人福祉計画	③見守り活動の充実	◇近所付き合いの少ない地域を定め、「照明がつかない」、「雨戸が閉めきり」等、近隣の住民による静かな見守り活動 (介護福祉課)
■障害者計画	④虐待予防と早期発見、虐待、被虐待者への相談支援	◇虐待予防に関する啓発、虐待の早期発見・介入のための支援体制の構築 ◇担当者のスキルアップのための研修会・事例検討 ◇障害者虐待防止センターの設置 (障害者福祉課、社会福祉協議会)



知っていますか？　ふくしの森の　こんなこと

黄色いてるてる坊主 “まもるん君”

飯能市には、登下校時など、子どもが万が一危険を感じたときに駆け込むことができ、そして安全に保護してくれる「こどもをまもる家」があります。



軒下のまもるん君

現在、事業所、店舗、個人宅など、938軒の「こどもをまもる家」がありますが、名栗地区では、「こどもをまもる家」の目印として、黄色いてるてる坊主「まもるん君」を手づくりし、玄関や軒下などに吊るしています。

たくさんの黄色いてるてる坊主「まもるん君」が、子ども達を見守っています。



支

4 市民活動支援の仕組みをつくろう

(1) ボランティア支援の機能を充実しよう

市民参画によりボランティアセンター機能の充実を図り、活動の活性化を目指します。

現状と課題

第1次プランでは、ボランティアセンター機能の充実と、市と社会福祉協議会におけるボランティア支援の窓口の統合化を検討することとしていましたが、平成23年度に、市民活動の活性化を図り、協働のまちづくりの推進を目的とした市民活動センターが開設されたことにより、今後は、ボランティアセンターと市民活動センターにおけるボランティア活動支援のあり方を整理するとともに、ボランティアセンター機能のさらなる充実が望まれています。

また、社会福祉協議会では、平成25年3月にボランティアセンター運営委員会を設置し、ボランティアセンター機能の充実、運営の改善に向けて、市民参画、市民目線による協議を進めています。

市民アンケートでは、第2次プランで積極的に取り組むべきこととして、「ボランティア（活動）に対する支援」が18.0%（4位）となっており、社会福祉協議会が積極的に取り組むべき事業としては、「災害発生時のボランティア活動を円滑に進めるための仕組みづくり」が27.5%（3位）となっています。一方、市民にとって興味のあるボランティア活動では、高齢者関係では「話し相手」（34.2%）、障害者関係では「施設等での活動」（22.4%）、子育て関係では「子育てを支援する活動」（28.0%）、「遊び相手」（23.4%）が多くなっています。

ボランティア団体アンケートでは、運営面で困っていることとして、「メンバーの確保」が61.4%と最も多く、次いで「活動費の確保」が29.5%、「人材育成」が22.7%となっています。その他、「他のボランティア団体との連携」、「市役所との連携」、「活動のPR」がともに13.6%となっています。

ボランティア活動を行う上での課題解決に対する支援、調整機能の充実など、市民に分かりやすい仕組みをつくることが必要です。

協 働 の取組

市民のニーズに対応したボランティア活動を行うため、ボランティアセンターの機能を充実するとともに、市民のボランティア活動を支援しましょう。

活動主体	それぞれの取組
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアセンターについての理解を深めましょう。 ○自分にできること、手伝えることを考え、ボランティア活動に参加しましょう。
ボランティア団体、N P O 法人	<ul style="list-style-type: none"> ○活動内容を広く市民に伝えるとともに、積極的に行動しましょう。 ○ボランティア団体同士の交流を深めるとともに、地域で活動している団体との連携に努めましょう。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○分野別ボランティア養成講座を開催し、人材の育成と確保に努めます。 ○「ボランティア情報紙 JOYJOY」の内容の充実に努め、活動を周知します。 ○ボランティア団体などとの懇談会を開催し、現状の把握、課題の解決に努めます。 ○ボランティアセンターと市民活動センターにおける連携のあり方を検討します。
市（市民参加推進課）	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアセンターの運営を支援します。 ○ボランティアセンターと市民活動センターにおける連携のあり方を検討します。

評 価 指標

	現 状	中間目標 (H28 年度)	最終目標 (H30 年度)
①ボランティア養成講座受講者	195 人	220 人	250 人

他計画に位置付けられている関連する取組

計画名	取 組	内 容
■次世代育成計画	①ボランティアのコーディネート事業	◇ボランティアセンターへの子育てに関する相談に対して、ボランティアの派遣や他機関との連携などによる需給調整と体制の充実 (社会福祉協議会)
	②保育ボランティアグループ支援	◇保育所で対応できない多様な保育ニーズに対し、ボランティアや住民互助組織によるグループ活動を支援 ◇ボランティアを育成し、継続的なグループ運営を支援 (社会福祉協議会)
	③育児サポートのボランティア活用	◇親などの疾病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭など緊急かつ一時的に家庭での保育が困難になった場合の登録ボランティアの派遣 (社会福祉協議会)
	④保育ボランティアの育成	◇保育ボランティア育成に向けた研修 (社会福祉協議会)
	⑤小中学生ボランティアの活用	◇市内の小学4～6年生を対象にボランティアを募集し、事業の企画、運営を職員と一緒に使う児童の体験活動となまづくり (社会福祉協議会、児童センター、児童館)
	⑥きょうだいボランティア	◇きょうだいが少ない現代、保育所などでお兄ちゃんやお姉ちゃんになってくれるボランティアを受け入れた異年齢児の交流 (子ども家庭課、保育所)
	⑦高校生地域有償ボランティア事業の検討	◇有償ボランティア登録をした高校生による、地域の中で生じた保育や家事の手伝いのニーズに対応する仕組みづくり (子ども家庭課)
	⑧高校生保育ボランティアの育成	◇夏休みを中心とした保育ボランティアの受け入れ (子ども家庭課、保育所)
	⑨語学ボランティア事業の実施	◇公共機関で通訳・翻訳が必要な場合に、登録された語学ボランティアに通訳・翻訳を依頼 (市民参加推進課)

計画名	取 組	内 容
■老人福祉計画	⑩高齢者のボランティア活動への支援	◇社会福祉協議会と連携し、ボランティア講座の開催などを通じた、高齢者がボランティア活動に参加しやすい環境づくり (介護福祉課)
	⑪インフォーマルサービスを担う人材の育成	◇インフォーマルサービスに対する市民ニーズの把握と、「はんのうふくしの森プラン」に掲げる施策と連動した取組の推進 (介護福祉課)
■障害者計画	⑫潜在的な「市民力」を引き出す仕組みづくり	◇民生委員・児童委員と協議しニーズを抽出 (障害者福祉課、地域福祉課、市民参加推進課、社会福祉協議会)
	⑬ボランティア育成及び活動支援	◇ボランティアの活動のあり方や育成方法について検討 (障害者福祉課、市民参加推進課、社会福祉協議会)
	⑭コミュニケーション支援の担い手の育成	◇手話奉仕員の養成研修を拡大し、修了者に対し、スキルアップ・ステップアップを支援 (障害者福祉課、社会福祉協議会)
	⑮障害(児)者自らのボランティア活動への参加促進	◇活動の周知、障害(児)者のボランティア参加の呼びかけと活動の支援 (障害者福祉課、市民参加推進課、社会福祉協議会)



知っていますか？ふくしの森の こんなこと

ボランティア養成講座

社会福祉協議会の目的別ボランティア講座として、「個性がキラ☆キラ 子どもたちと仲良くなるプログラム～発達障害って？」と「心に寄り添う聴き方講座」を開催しました。

「個性がキラ☆キラ…」では、発達障害のある子どもたちへの接し方に関する講義及びホールプレイを行いました。

一人ひとりが持っている“よいところ”をほめて伸ばす接し方を学び、29名の参加者からは「これからは障害のある子ども達にも積極的に話しかけてみようと思った」、「自分が子育てをするときの参考になった」等の感想が寄せられました。そして、発達障害のある子どもへの接し方は「特別なことではない」ということに、楽しみながら自然と気づくことができました。

「子どもは向日葵（ひまわり）。ほめられた方向に伸びていく」という講師の美和健太郎さん（飯能市教育センター スーパーバイザー）の言葉が印象的でした。



(左)「個性がキラ☆キラ 子どもたちと仲良くなるプログラム～発達障害って？」会場風景

(右)「心に寄り添う聴き方講座」受講風景



(2) 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の活動に参加しよう

募金は最も身近な支え合いの活動です。募金活動の必要性を理解し、善意の心によって支えられた地域福祉活動の充実を目指します。

現状と課題

赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金については、NPO 法人などや民生委員・児童委員をはじめとした街頭募金協力団体と^{※17}埼玉県共同募金会飯能市支会（社会福祉協議会）が連携して、積極的に募金活動に取り組んでいます。

意識調査では、赤い羽根共同募金（歳末たすけあい募金含む。）の内容までよく知っているという回答が、市民アンケートでは 59.3%、小・中学生保護者アンケートでは 59.4%、福祉事業所・団体アンケートでは 89.2%、ボランティア団体アンケートでは 84.1%となっており、名称だけは知っているという回答を合わせると、ほとんどの人が募金について知っていることが分かります。

寄せられた募金は、見守り活動、サロン活動、学校における福祉教育事業、各地区の地域福祉推進組織の事業費などに充てられており、今後も募金の活用方法や配分先などについて積極的に広報し、より多くの協力を呼びかけるとともに、地域福祉活動の貴重な財源として、適切に活用していくことが必要です。

※17 埼玉県共同募金会飯能市支会：(福) 埼玉県共同募金会が行う共同募金を、飯能市を単位として行う組織で、社会福祉協議会がその事務局を担っています。

協 働 の取組

地域福祉に活かされる身近な支え合い活動である赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の活動に、より多くの市民が参加する仕組みをつくりましょう。

活動主体	それぞれの取組
市 民	○赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の活動に積極的に参加しましょう。
地 域	○自治会、地域福祉推進組織は、募金の趣旨を地域住民へ周知しましょう。
地域福祉推進組織	○配分された善意の資金を適切に活用しましょう。 ○街頭募金活動に協力しましょう。
社会福祉事業所	○街頭募金、職域募金、法人募金の活動に積極的に協力しましょう。
ボランティア団体、N P O 法人	○街頭募金活動に協力しましょう。
社会福祉協議会	○埼玉県共同募金会飯能市支会の事務局として、街頭募金協力団体と連携し、募金活動に取り組みます。 ○埼玉県共同募金会飯能市支会の事務局として、募金の活用方法を「社協だより くらしいきいき情報」やホームページなどを通じて積極的に市民に周知し、参加を呼びかけます。
市（地域福祉課）	○募金について、「広報はんのう」やホームページなどで周知します。

評 価 指標

	現 状	中間目標 (H28 年度)	最終目標 (H30 年度)
①街頭募金協力団体	10 団体	15 団体	20 団体



知っていますか？ふくしの森の こんなこと

“地域のため” の赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金

赤い羽根共同募金は目標額の50%と目標額を超えた額が、歳末たすけあい募金については、全額が、飯能市の地域福祉活動を応援するために活用されます。

赤い羽根共同募金は10月1日から12月31日まで、歳末たすけあい募金は12月1日から31日までを募金期間としており、街頭募金、法人募金、学校募金、戸別募金など、多くの善意の気持ちが寄せられています。

毎年、10月初めには、様々な立場の方々がボランティアとして街頭に立ち、市民に協力を呼び掛ける姿が、共同募金運動の到来を告げています。



「赤い羽根共同募金」街頭募金活動の風景



支

5 自治会、民生委員児童委員協議会と連携しよう

(1)

自治会活動に協力しよう

自治会は、最も多くの市民が参加し、地域活動を実施している住民組織です。自治会への加入促進と活動の充実を図ることによって、元気で活力のある自治会を目指します。

現状と課題

飯能市には135の自治会があり、それぞれの自治会において親睦活動、清掃活動、資源回収活動、防犯・防災活動など、身の回りの幅広い分野の活動をしています。

しかしながら、昨今の生活形態の変化などによる自治会加入率の低下や、高齢化、過疎化などによる自治会機能の維持が課題となっています。

市民アンケートでは「地域」の範囲として「自治会」を挙げる人が36.6%と最も多く、次いで「市全体」が22.4%、「隣近所」が15.6%となっています。また、参加している（したことがある）地域活動の中では「自治会活動」が45.1%と最も多く、市民にとって関わりの深い組織であることが分かります。

また、自治会との連携が必要であると、事業所・団体アンケートでは62.7%（5位）、ボランティア団体アンケートでは36.4%（5位）が回答しており、地域で活動するにあたって自治会との連携が重要であると認識されていることがうかがえます。

「第2次はんのうふくしの森プラン策定に関する提言書」では、「地域福祉活動を進める民生委員児童委員協議会と自治会においては、様々な場面における連携がより円滑となり、地域住民への支援がより充実することが望まれます」と提言されています。

協 働 の取組

より多くの市民が自治会に加入することを促進するとともに、自治会活動の充実を図りましょう。

活動主体	それぞれの取組
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の自治会に加入しましょう。 ○自治会活動に積極的に参加しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会は、住みよいまちづくりのため、積極的に地域福祉活動を実施しましょう。 ○自治会は、地域住民の自治会加入を促進しましょう。 ○自治会員は、協力し合い、役員の負担軽減に努めましょう。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会が福祉に関する活動を行うときに、必要に応じて、方法などについてともに考え、実施ついても協力します。
市（市民参加推進課） (地区行政センター 〈公民館〉)	<ul style="list-style-type: none"> ○パンフレットの配布などにより自治会加入を促進します。 ○自治会への依頼事項を整理するなど、負担軽減に努めます。 ○支部の事務局として自治会活動を支援します。

評 価 指標

	現 状	中間目標 (H28 年度)	最終目標 (H30 年度)
①自治会加入率	77.1%	83.0%	85.0%



知っていますか？ふくしの森の こんなこと

飯能市自治会連合会自治会長研修会

飯能市自治会連合会では、毎年度、全自治会長を対象に研修会を開催しています。

平成 24 年度は、地域福祉の推進に「自治会としてどのように関わるべきか」、また「自治会に何が求められているか」について学ぶことにより、自治会の円滑な運営と活動の活性化を図ることを目的に、第 2 次はんのうふくしの森プラン策定委員会の田中英樹委員長に「地域福祉における自治会の関わり」と題した講演をいただきました。

当日は、66 人の自治会長が研修会に参加され、「地域福祉について理解できた」、「今後の自治会は地域福祉の視点も必要だ」等のご感想をいただきました。



田中英樹委員長による講演



会場風景



(2) 民生委員・児童委員活動に協力しよう

民生委員・児童委員の活動について広く市民に伝えるとともに、市や社会福祉協議会、関係機関などが連携し、民生委員・児童委員活動の充実を目指します。

現状と課題

民生委員とは、「民生委員法」に基づき、市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域の身近な相談相手となるとともに、支援を必要とする人と市や関係機関をつなぐパイプ役を務めています。また、民生委員は、「児童福祉法」に基づき、児童及び妊産婦の福祉向上のため、必要な相談と援助などを行う児童委員を兼ねています。

飯能市民生委員児童委員協議会は、市内12地区の民生委員児童委員協議会の連合体です。また、生活援護、児童福祉、高齢者福祉、障害福祉の4つの部会を設置し、それぞれの部会において研修などを通して委員の対応能力の向上に努めています。

民生委員・児童委員の活動などを広く市民に周知するため、「はんのう民児協だより」を年3回発行しています。また、市においても「広報はんのう」により、民生委員・児童委員の制度、活動内容の周知に努めています。

民生委員・児童委員は地域福祉活動を進める上で、大きな役割を担っている団体ですが、昨今の少子・高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化など市民を取り巻く環境が大きく変化する中、その活動は多岐にわたっています。また、市や社会福祉協議会からの依頼事項も多く、負担の増大などが課題となっています。



協 働 の取組

地域住民が、自分の地区の民生委員・児童委員を知るとともに、その活動に協力することにより、民生委員・児童委員活動の充実を図りましょう。

活動主体	それぞれの取組
市 民	○民生委員・児童委員の活動について理解し、積極的に協力しましょう。
地 域	○支援が必要な人の情報を、地区の民生委員・児童委員に伝えましょう。
地域福祉推進組織	○日頃から地区の民生委員・児童委員との交流を深めましょう。
社会福祉事業所	○支援が必要な人の情報を、地区の民生委員・児童委員に伝えましょう。
ボランティア団体、N P O 法人	○日頃から地区の民生委員・児童委員との交流を深めましょう。
社会福祉協議会	○各地区民生委員児童委員協議会の定例会に、必要に応じて CSW が出席し、情報を共有するとともに、連携して地域福祉活動の推進に努めます。
市（福祉部各課）	○民生委員・児童委員の活動について、「広報はんのう」やホームページで周知します。 ○飯能市民生委員児童委員協議会の事務局として活動を支援します。 ○各部会との連携を図ります。

評 価 指標

	現 状	中間目標 (H28 年度)	最終目標 (H30 年度)
①民生委員・児童委員の認知度 【市民】	65.7%	70.0%	80.0%

他計画に位置付けられている関連する取組

計画名	取 組	内 容
■次世代育成計画	①民生委員・児童委員、主任児童委員の仲介的活動	◇民生委員・児童委員及び主任児童委員を中心に、地域の児童の健やかな育成に関する活動支援、必要な情報の提供、援助、指導 (地域福祉課)
■障害者計画	②民生委員児童委員協議会との連携	◇民生委員児童委員協議会と連携した福祉活動の充実 (障害者福祉課、地域福祉課)



知っていますか？ふくしの森のこと

民生委員・児童委員の活動

飯能市では、167人の民生委員・児童委員が、地域の皆さんとの相談役として、また、地域の皆さんと行政とのパイプ役として活躍しています。

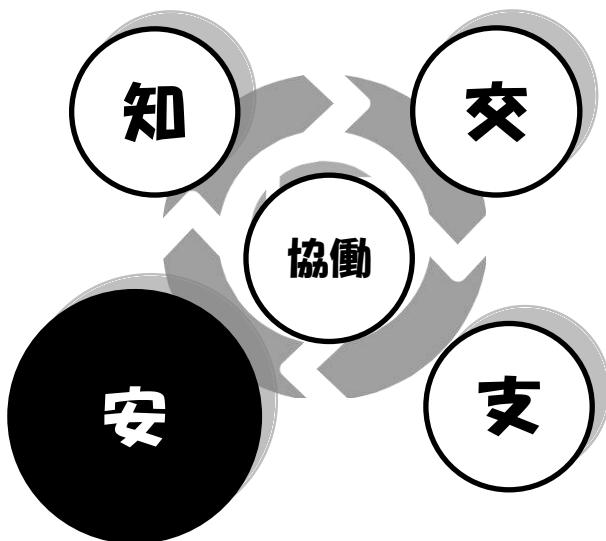
活動内容の多様化など、様々な苦労がありますが、地域の皆さんの笑顔を励みに、日々がんばっています。

地域の皆さんの立場で“見える活動”を行うことにより、地域の皆さんとの信頼関係を構築し、関係機関との連携のもと、誰もが暮らしやすい地域づくりに取り組んでいます。



民生委員・児童委員活動の風景





基本目標4 【安】 安心して暮らせる仕組みをつくろう

- 1 権利擁護に取り組もう
 - (1) 権利擁護に関する理解を深めよう
 - (2) 市民後見人を育成し、活用しよう
- 2 福祉を担う人材を育成しよう
 - (1) 福祉の専門職を育成しよう
- 3 相談・支援の体制を整備しよう
 - (1) 総合的な相談・生活支援の仕組みをつくろう
- 4 防災・防犯の地域をつくろう
 - (1) 災害時に助け合う体制づくりを進めよう
 - (2) 市民を犯罪から守る地域づくりを進めよう

安

1 権利擁護に取り組もう

(1) 権利擁護に関する理解を深めよう

市民が尊厳を持って生活できるような支援の仕組みをつくり、権利擁護に関する市民の理解を深めることによって、お互いに権利を尊重し合える社会を目指します。

現状と課題

市では、人権相談など各種相談事業、権利擁護に関する研修会の開催、広報やパネル展示による権利擁護の普及・啓発など、様々な方法により権利擁護の取組を実施しています。また、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

社会福祉協議会では、判断能力に不安がある高齢者・障害者の権利擁護の取組として、「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）^{*18}」による見守り、日常的金銭管理などを行っています。

しかしながら、市民アンケートでは、第2次プランにおいて「人権に関する取組に積極的に取り組むべき」と回答した人が2.9%（15位）となっており、今後も、権利擁護に関する市民の理解を深める取組を推進する必要があります。

また、権利擁護に関する取組のひとつである成年後見制度を効果的に普及・実践するため、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を推進する成年後見センターを設置する必要があります。

*18 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）：埼玉県社会福祉協議会からの委託により、判断能力に不安のある高齢者、障害者などが安心して生活を送れるように定期的に訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要な金銭の出し入れなどのお手伝いをするサービスのこと。

協 働 の取組

権利擁護に関する理解を深めましょう。

活動主体	それぞれの取組
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護に関する事業、サービスを積極的に利用しましょう。 ○権利擁護を学ぶ機会に積極的に参加しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で権利擁護を学ぶ機会をつくりましょう。
地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> ○市と社会福祉協議会と連携して、成年後見制度を周知しましょう。
社会福祉事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○市や社会福祉協議会が行う権利擁護についての学びの機会づくりに積極的に協力しましょう。 ○市民の権利擁護に努めましょう。 ○市と社会福祉協議会と連携して、成年後見制度を周知しましょう。
ボランティア団体、N P O 法人	<ul style="list-style-type: none"> ○市と社会福祉協議会と連携して、成年後見制度を周知しましょう。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○法人後見事業^{※19}を開始し、事業の充実を図ります。 ○成年後見センターの設置に向けた協議に参加します。 ○福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）、法人後見事業の周知を積極的に行います。 ○福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）のニーズに的確に対応するために、生活支援員の増員と資質向上を図ります。 ○関係機関と連携して、権利擁護について誰もが気軽に学べる機会を設けます。
市（地域福祉課） (介護福祉課) (障害者福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会が行う法人後見事業を支援します。 ○成年後見センターの設置に向けた協議の場を設け、市民が利用しやすい成年後見センターを設置します。 ○成年後見制度利用支援事業の周知に努め、その利用を促進します。 ○関係機関と連携して、権利擁護について誰もが気軽に学べる機会を設けます。

※19 法人後見事業：認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な成年被後見人の意思決定を支援するために、社会福祉法人やN P O 法人などが成年後見人となり、成年被後見人の財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護するとともに尊厳を持って生活ができるように支援するサービスのこと。

評価指標

	現状	中間目標 (H28年度)	最終目標 (H30年度)
①認知症サポーター養成講座受講者	2,878人	3,300人	4,000人
②成年後見センターの設置	未設置	設置・運営	運営

他計画に位置付けられている関連する取組

計画名	取組	内容
■老人福祉計画	①地域包括支援センターによる権利擁護の実施	◇市民や民生委員・児童委員などからの相談によって把握した判断能力に不安があると考えられる高齢者に対し、地域包括支援センターが必要に応じた訪問や総合相談、成年後見の活用を支援 (介護福祉課)
	②成年後見制度の利用支援	◇成年後見制度を利用したくても、相談先がわからない、申し立てに踏み切れないというケースに対する、制度の利用に関するきめ細かな相談支援 ◇申立人がいない場合や費用負担が困難な場合の成年後見制度利用支援事業 (介護福祉課)
■障害者計画	③権利擁護に関する啓発	◇権利擁護のための啓発活動 ◇障害者地域自立支援協議会などによる、権利擁護が必要と思われた事案、権利侵害への対応が必要と思われた事例の把握・対応 (障害者福祉課、地域福祉課、社会福祉協議会)
	④虐待予防と早期発見、虐待、被虐待者への相談支援	◇虐待予防に関する啓発を実施するとともに、虐待の早期発見・介入のための支援体制を構築 ◇担当者のスキルアップのための研修会・事例検討 ◇障害者虐待防止センターの設置 (障害者福祉課、社会福祉協議会)

(2) 市民後見人を育成し、活用しよう

すべての市民が、住み慣れた地域で尊厳を持って生活を送れるよう、成年後見制度の担い手である市民後見人を育成し、判断能力が不十分な人を市民の力で支える仕組みの構築を目指します。

現状と課題

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人で、成年後見制度を利用していない人の中には、介護・医療サービスの契約締結や金銭管理などを自分で行うことが難しい人や、消費者被害に遭う人もいます。さらには、親族による虐待により、判断能力が不十分な人の人権を侵害する事件も発生するなど、成年後見制度の普及は十分とは言えない状況にあります。

現在、後見等業務については、身内である親族のほか、第三者として弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職が担っていますが、今後、高齢者人口のさらなる増加や、市民の権利擁護意識の高まりなどによって、成年後見制度に対するニーズが高まっていく一方で、後見業務などの担い手が不足することが見込まれることから、専門資格は持たないものの、成年後見人に相応しい知識と技能を身に付けた市民後見人の育成に取り組む必要があります。

このような中、市では、平成23年度に市民後見推進事業に着手し、全国37市区町のひとつとして、厚生労働省のモデル事業に採択され、社会福祉協議会との協働により、成年後見制度や市民後見人に対する市民の関心を高めることなどを目的とした講演会の開催と市民後見人養成講座（入門編）を実施しました。

平成24年度には、市から委託を受けた社会福祉協議会が、市民後見人養成講座（基礎編）を実施し、63人が全カリキュラムを修了しました。平成25年度には、市民後見人養成講座（実践編）を実施し、50人が全カリキュラムを修了しています。今後は、市民後見人が活動する仕組みとして、社会福祉協議会の法人後見事業の実施など、具体的な方針に基づき、後見等業務を実践していく必要があります。

協 働 の取組

市民後見推進事業を実施し、判断能力が不十分な人を市民の力で支える仕組みを構築しましょう。

活動主体	それぞれの取組
市 民	○市民後見人養成講座に参加しましょう。
社会福祉協議会	○市民後見人を育成します。 ○市民後見人が活発に活動することができる法人後見事業に取り組みます。 ○市民後見人養成講座修了者が、修得した知識や技術などを地域に還元できる機会をつくります。
市（地域福祉課） (障害者福祉課) (介護福祉課)	○市民後見推進事業を実施します。 ○社会福祉協議会が行う法人後見事業を支援します。

評 価 指標

	現 状	中間目標 (H28 年度)	最終目標 (H30 年度)
①市民後見人養成講座（実践編） 修了者	50 人	80 人	100 人

他計画に位置付けられている関連する取組

計画名	取 組	内 容
■老人福祉計画	①市民後見人の育成・活用	◇市民後見人の育成、活躍の場などについて検討し、成年後見制度の利用を促進するための仕組みを構築（介護福祉課）
■障害者計画	②成年後見制度の利用促進のための仕組みづくり	◇成年後見制度の周知・啓発及び市民後見人の育成のための市民後見人養成講座の実施 ◇成年後見センターの設置、市民後見人の活躍の場の提供 (障害者福祉課、介護福祉課、地域福祉課、社会福祉協議会)



知っていますか？ふくしの森のこと

市民後見人養成講座

講義に臨む受講者からは、「安心と活力みなぎる地域をこれからつくっていこう！」という熱い気持ちがあふれています。これは、市と社会福祉協議会が協働で取り組んでいる市民後見人を養成する講座の様子です。

少子・高齢化が加速する中、誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送ることができるように、判断能力が不十分な方の権利と財産を保護する「成年後見制度」の担い手として、市民の視点で支援を行う市民後見人に大きな期待が寄せられています。

国から示されている標準カリキュラムに飯能市の地域特性や実状を反映した講義・演習は、50時間を超えるものとなっていますが、皆さん疲れも見せず、真剣に取り組まれていました。



「市民後見人養成講座」受講風景



安

2 福祉を担う人材を育成しよう

(1)

福祉の専門職を育成しよう

福祉の仕事に関する情報の共有化を図るとともに、社会福祉事業所職員の“やりがい”を高める機会をつくり、質の高い人材の育成を目指します。

現状と課題

市、社会福祉協議会、社会福祉事業所では、社会福祉士や介護福祉士、訪問介護員などを目指す人に対して、その育成課程に必要な現場実習の機会を積極的に提供することにより、次世代の福祉を担う人材の育成に努めています。

市民アンケートでは、第2次プランで積極的に取り組むべきこととして、「福祉分野の人材育成」が 17.2%（5位）となっています。また、地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことでは、「困っている人と支援できる人との調整を図る人材の育成」が 22.6%（3位）、「ボランティアや福祉に関わる人を育成する」が 22.3%（4位）となっています。福祉事業所・団体アンケートでは、運営面で困っていること・課題として、「職員確保」が 45.8%と最も多く、次いで、「人材育成」が 34.9%となっています。

様々な福祉サービスを支える市内の社会福祉事業所などに優秀な人材が集まるよう、それぞれの関係機関が引き続き人材育成に努めるとともに、連携して人材を育成する環境を整備することが必要です。

協 働 の取組

福祉を担う人材を育成、確保し、福祉基盤を充実させましょう。

活動主体	それぞれの取組
社会福祉事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○職員がやりがいを持って仕事ができるよう、働きやすい職場環境を整えましょう。 ○職員の資質向上につながる勉強会や、お互いに相談、情報交換などが行えるような交流の場をつくりましょう。 ○実習の機会を提供するなど、人材を育成しましょう。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉事業所職員の研修、交流の機会をつくります。 ○実習の機会を提供し、人材を育成します。
市（福祉部各課）	<ul style="list-style-type: none"> ○実習の機会を提供し、人材を育成します。 ○社会福祉事業所が行う人材の育成に関する取組を支援します。

他計画に位置付けられている関連する取組

計画名	取 組	内 容
■次世代育成計画・ ■老人福祉計画	①子育て支援総合コーディネート事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇子育て支援情報の収集一元化、提供、ホームページ作成、子育て支援事業従事者の研修、子育てを考えた地域づくり支援などのコーディネート事業 (子ども家庭課)
	②介護支援専門員協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ◇ケアマネジャーの資質向上を図るために、介護支援専門員協議会における困難事例への対応方法などに関する研修 (介護福祉課)
	③ケアマネジャーに対する研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇ケアマネジャーの専門知識の向上、最適なケアプラン作成のポイントなどについて、事例検討を含めた研修 (介護福祉課)
	④居宅介護支援事業者相互の連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇少人数の居宅介護支援事業者の孤立を防ぐため、地域包括支援センターを中心に各居宅介護支援事業者間の連携づくり (介護福祉課)



知っていますか？ふくしの森のこと

福祉の専門職間の連携

飯能市介護支援専門員協議会では、テーマを決めた研修や事例検討会を行い、介護支援専門員（ケアマネジャー）のスキルアップや情報交換を目的とした定期的な研修を行っています。また、ケアマネジャーが自発的にケアマネサロンなどを行い、医療と介護の連携も図っています。

さらに、災害時に適切な対応がとれるよう、協議会内に防災分科会も立ち上げ、有事の緊急支援体制を地域包括支援センターと連携しながら整え、実際に機能する取組についても検討しています。

その他、訪問介護事業所けあ・しゃきょう（社会福祉協議会）の呼びかけにより、「訪問介護事業所連絡会」を立ち上げ、飯能市の訪問介護サービス向上のために情報交換を行うなど、訪問介護事業所間の連携も深められています。



防災分科会の風景



安

3 相談・支援の体制を整備しよう

(1) 総合的な相談・生活支援の仕組みをつくろう

悩みや心配ごとがある市民が、身近な場所で相談でき、その解決に向けた支援を受けることができるよう、市、社会福祉協議会、社会福祉事業所、地域などが連携して、総合的な相談・生活支援体制の構築を目指します。

現状と課題

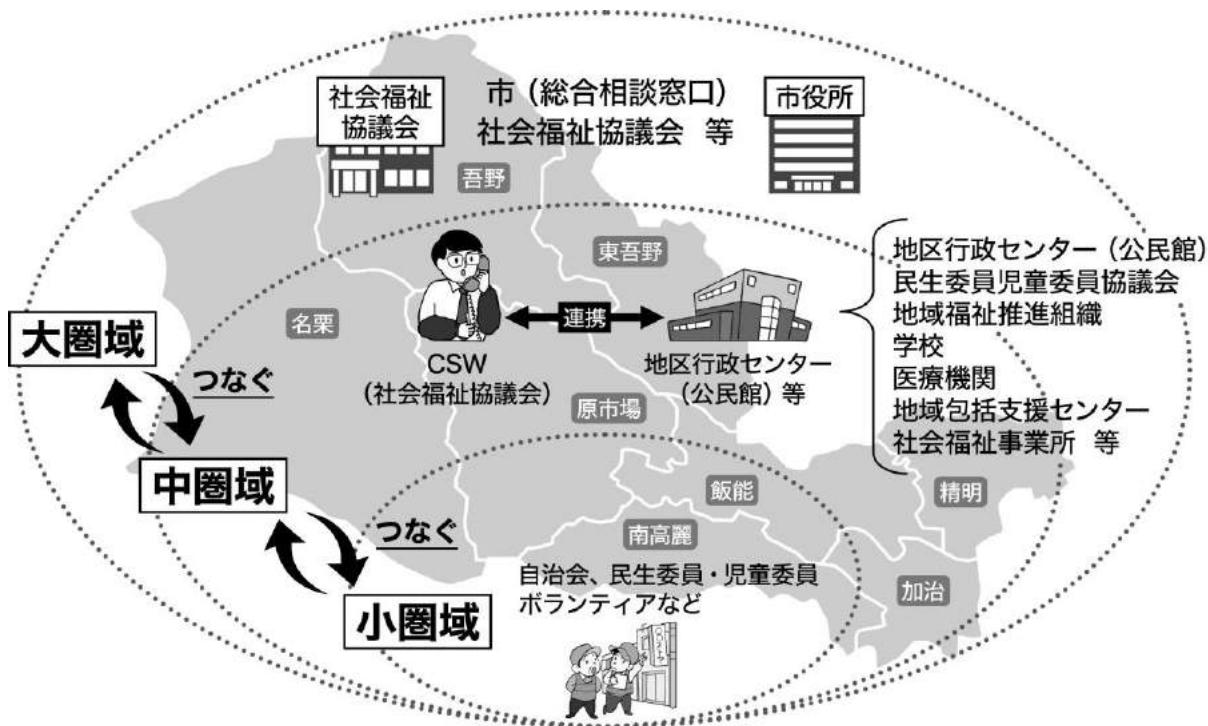
市では、関係各課における相談業務の充実を図るとともに、ワンストップサービスを実現するため、福祉部及び関係各課が連携し、研修の実施や接遇・相談技術マニュアルの作成・活用など、職員の資質向上による総合相談窓口の取組を行っています。

社会福祉協議会では、弁護士や司法書士、人権擁護委員などの相談員が、生活上の悩み事や問題の解決に向けた助言・指導を行う「市民よろず相談」や、地域においてCSWが身近な相談に対応し、市の相談窓口や市民の相談活動との連携を図っています。

市民アンケートでは、悩みや不安の相談先に「市役所」を挙げる人が5.7%（6位）となっており、また、第2次プランで積極的に取り組むべきこととして、「市役所における総合相談窓口の取組」が13.8%（8位）となっています。また、社会福祉協議会が積極的に取り組むべき事業として、「身近な地域で気軽に相談できる場所や、相談を受ける職員の配置」が22.8%（5位）となっています。

市域の広い本市においては、社会福祉協議会のCSWが、身近な相談相手となり、相談を受け付け、必要に応じて、関係機関へつなげたり、連携体制をつくることができる仕組みを検討する必要があります。

飯能市の目指す総合相談・生活支援の姿



【大圏域】～飯能市全域

- 市（総合相談窓口）、社会福祉協議会などが包括的に対応します。

【中圏域】～飯能、精明、加治、南高麗、吾野、東吾野、原市場、名栗の8地区を基本に、地区の実状に合わせた活動の範囲

- 小圏域からの相談に対して、CSW が関係機関と連携し、適切なサービスを検討し、必要に応じて、地域の支え合いによる生活支援を行います。また、公的福祉サービスなどが必要な場合は、市（総合相談窓口）、社会福祉協議会などへつなぎます。

【小圏域】～自治会など

- 自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなどが市民からの相談を受けた場合、必要に応じて、社会福祉協議会の CSW につなぎます。

※圏域の設定については 23 ページ参照

協 働 の取組

個々の相談機関の充実に努めるとともに、地域の組織、団体などが連携した相談支援ネットワークをつくりましょう。

活動主体	それぞれの取組
地 域	○民生委員・児童委員、ボランティアなどは身近な相談相手として相談に対応し、必要に応じてCSWにつなげましょう。
地域福祉推進組織	○地域や地域福祉推進組織、ボランティア団体、社会福祉事業所は、CSWと連携し、小圏域、中圏域における相談支援ネットワークづくりに協力しましょう。
社会福祉事業所	
ボランティア団体、N P O 法人	
社会福祉協議会	○CSWは、地域や地域福祉推進組織、社会福祉事業所、ボランティア団体と連携し、小圏域、中圏域における相談支援ネットワークをつくります。 ○CSWは、民生委員・児童委員、ボランティアなどから受けた相談を中圏域における相談支援ネットワークや大圏域の相談支援機関との連携により解決に努めます。 ○CSWの資質向上を図るために、社会福祉援助技術などの受講促進、社会福祉士などの必要な資格の取得に取り組みます。
市（福祉部各課） (地区行政センター <公民館>)	○公的福祉サービスを提供する機関として、総合的に問題解決に取り組みます。 ○社会福祉協議会が実施する相談支援ネットワークづくりに協力します。

他計画に位置付けられている関連する取組

計画名	取 組	内 容
■次世代育成計画	①家庭児童相談事業	◇子どもが有する問題、子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境などを的確に捉え、個々の子どもや家庭の相談に対応した効果的な援助 (子ども家庭課)
	②母子自立支援員の設置検討	◇ひとり親家庭、寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要かつ適切な助言及び情報提供を行うなどの総合的な対応 (子ども家庭課)

計画名	取 組	内 容
■次世代育成計画	③教育相談	◇子どもの学校生活や、性格・行動又は就学などの悩みに対する面接及び電話での相談 ◇不登校児童・生徒に対する適応指導教室（教育センター）
	④さわやか相談員の配置	◇市内の公立中学校に配置されている、さわやか相談員、不登校児童・生徒支援員、スクールカウンセラーなどによる、いじめ、不登校、友人関係などに対する相談（教育センター）
	⑤女性相談の実施	◇女性の抱えている多様な問題に対応するため、女性相談員による面接と電話による相談対応（市民参加推進課）
■老人福祉計画	⑥地域包括支援センターの増設	◇地理的な事情、高齢者人口の増加、地域ごとの問題点などを考慮した地域包括支援センターの増設 ◇山間部の在宅介護支援センターの継続（介護福祉課）
	⑦総合相談事業	◇地域の高齢者の相談を総合的に対応するため、地域における様々な関係者とのネットワークの構築 ◇ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境の実態把握、サービスに関する情報提供などの初期相談対応、継続的・専門的な総合相談支援（介護福祉課）
■障害者計画	⑧市職員の障害に対する理解促進と相談窓口における体制の充実	◇障害や心の健康に関する理解を深めるための市職員研修（障害者福祉課、職員課）
	⑨基幹型相談支援センターの設置	◇基幹型相談支援センターの設置（障害者福祉課）
	⑩ケアマネジメント手法による障害者相談支援の実施	◇計画相談支援、地域移行相談、地域定着相談、虐待予防に関する相談支援 ◇職員のスキルアップ・ステップアップを図る研修（障害者福祉課）
	⑪コミュニケーション支援事業の充実	◇コミュニケーション支援事業の周知・啓発、利用促進 ◇利用ニーズの把握（障害者福祉課、社会福祉協議会）

計画名	取 組	内 容
■男女共同参画プラン	⑫相談体制の充実	<p>◇女性の多様な悩みに対応するための「女性相談」の実施 (市民参加推進課)</p> <p>◇行政相談委員や人権擁護委員による「行政相談」の実施 (生活安全課)</p>
	⑬DV被害者の安全確保と支援体制の充実	<p>◇相談窓口の周知及び関係各課などの横断的な相談支援の実施</p> <p>◇職員の資質向上のための研修の実施 (市民参加推進課)</p>

安

4 防災・防犯の地域をつくろう

(1)

災害時に助け合う体制づくりを進めよう

地域の助け合いにより、災害時要援護者を支援する体制づくりを進め、安心して暮らせる地域を目指します。

現状と課題

市では、平成22年3月に「飯能市災害時要援護者避難支援プラン」を策定し、これに基づき、自主防災組織、民生委員・児童委員との協働により、災害時要援護者の把握とその避難支援をする地域支援者の確保など、地域の助け合いによる災害時要援護者の避難支援体制を整備しています。

市民アンケートでは、「地域や社会のことでの悩みや不安」として、「災害時の備え」が40.2%と最も多くなっています。また、第2次プランで積極的に取り組むべきこととして、「災害時要援護者に対する支援」が28.6%と最も多く、社会福祉協議会が取り組むべき事業では「災害発生時のボランティア活動を円滑に進めるための仕組みづくり」が27.5%（3位）となっています。小・中学生、保護者アンケートでは、「地域や社会のことでの悩みや不安」として、「災害時の備え」が55.4%と最も多くなっています。また、第2次プランで積極的に取り組むべきこととして、「災害時要援護者に対する支援」は23.5%（3位）となっています。

地区別ふくし懇談会では、「飯能市は大きな災害がなく住みやすいところ」であるという意見が多くありましたが、「自治会に加入して、災害時に備えよう」、「災害時に助け合うために日頃からの交流が大切」という意見も多くありました。

このように意識調査、地区別ふくし懇談会では、市民の災害に対する不安、関心が非常に高い結果となり、今後も地域の助け合いを進めていく必要があります。

「第2次はんのうふくしの森プラン策定に関する提言書」では、「東日本大震災を踏まえ、全市的に災害時要援護者避難支援制度を積極的に周知するとともに、要援護者に対しては、制度の趣旨や内容の周知・啓発をきめ細かく行うほか、災害時要援護者の避難訓練の参加など、作成したリストを活用した、より実践的な取組」が必要であると提言されています。

協 働 の取組

地域の助け合いによる災害時要援護者の避難支援体制を充実しましょう。

活動主体	それぞれの取組
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練に積極的に参加しましょう。 ○日頃から隣近所で声をかけ合いましょう。 ○災害時には助け合って避難活動を行いましょう。 ○飯能市災害時要援護者避難支援プランを理解し、援護が必要な人は積極的に災害時要援護者リストへの登録をしましょう。 ○災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営訓練に参加しましょう。 ○緊急情報キット^{※20}を有効に活用しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織と民生委員・児童委員が連携して、災害時要援護者リストの作成など、災害時要援護者の避難支援体制を構築しましょう。 ○緊急情報キットを広めましょう。
地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急情報キットを広めましょう。
社会福祉事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における要援護者などの施設への受入を検討しましょう（受け入れましょう）。 ○緊急情報キットを広めましょう。
ボランティア団体、N P O 法人	<ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練に積極的に参加しましょう。 ○災害時には、支援が必要な人の避難活動などを支援しましょう。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアセンター立ち上げ及び運営訓練を実施します。 ○災害ボランティアセンター立ち上げ及び運営訓練を通じて、ボランティアの育成と確保を図ります。 ○災害時に力を発揮するボランティア、事業所、団体などの情報の把握と発掘に努めます。
市 (危機管理室) (地域福祉課) (地区行政センター 〈公民館〉)	<ul style="list-style-type: none"> ○飯能市災害時要援護者避難支援プランを普及・啓発するとともに、自主防災組織、民生委員・児童委員と連携し、助け合いの仕組みづくりを推進します。 ○緊急情報キットを普及・啓発します。

※20 緊急情報キット：災害時や緊急時に、駆けつけた救急隊員などが迅速に支援を行うことができるよう、「かかりつけの医療機関」、「服薬」、「持病」等の医療情報などを透明なプラスチック容器などに入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくもの。

評価指標

	現状 (H24年度)	中間目標 (H28年度)	最終目標 (H30年度)
①市の要援護者に占める災害時要援護者リスト登録者の割合	13.4%	17.0%	20.0%

※ 割合については、市が定める災害時要援護者の範囲のうち、要介護認定を受けている人と障害のある人の登録率。

他計画に位置付けられている関連する取組

計画名	取組	内容
■老人福祉計画	①災害時に備えた地域と連携した体制づくり	◇災害時要援護者に該当する名簿未登録の高齢者などに対する周知、登録の勧奨 ◇災害時要援護者名簿登録者の拡大と、地域との連携体制の充実 (介護福祉課)
	②災害時要援護者台帳管理システムの活用	◇災害時要援護者台帳管理システムによる適切な台帳管理、データ更新 ◇平常時の高齢者の安否確認などに向けた有効活用 (危機管理室、障害者福祉課、介護福祉課)
■障害者計画	③自主防災活動への障害(児)者の参加	◇自主防災組織が実施する防災訓練への障害(児)者の参加促進 (障害者福祉課、危機管理室)
	④飯能市災害時要援護者避難支援プランの推進	◇避難支援体制の整備と、障害(児)者及び家族に対するプランの周知・啓発 (障害者福祉課、危機管理室)
	⑤障害(児)者の視点を取り入れた防災対策	◇障害(児)者の視点による災害時に想定される事態の調査とリストアップ化 (障害者福祉課、危機管理室)
	⑥避難所生活の支援	◇障害(児)者の視点による災害時に想定される避難所における問題点の調査とリストアップ化 (障害者福祉課、危機管理室)
	⑦災害時・災害後の心のケア	◇障害(児)者の視点による災害時に必要と想定されるメンタルケア体制の調査とリストアップ化 (障害者福祉課、危機管理室、保健センター、介護福祉課)



知っていますか？　ふくしの森の　こんなこと

自主防災組織（自治会）と民生委員・児童委員の連携による

災害時要援護者を支援する体制づくり

各地区において、自主防災組織と民生委員・児童委員の連携により、災害時要援護者の避難支援体制づくりが進んでいます。

特に、災害時要援護者リストの作成をきっかけに、自主防災組織と民生委員・児童委員の連携が深まることにより、より効果的な地域における支え合いが可能となりました。

また、地区によっては、災害時要援護者の方の避難支援を想定した防災訓練を行うなど、市民の命を守るためのより実践的な訓練も行われており、災害時要援護者の方を地域で支える仕組みが広がっています。



防災訓練で災害時要援護者の避難を支援する地域の方々



(2) 市民を犯罪から守る地域づくりを進めよう

市の実施する防犯に対する啓発、自主防犯グループによる防犯活動、民生委員・児童委員などの見守り活動などにより、犯罪を寄せ付けない安全な地域を目指します。

現状と課題

市では、広報などを通じて犯罪に関する情報などを周知するとともに、出前講座などにより防犯の啓発に努めています。また、社会福祉協議会ではサロンや食事会などの活動を通じて、防犯を呼びかけるようボランティアに向けて情報提供を行っています。

市民アンケートでは、第2次プランで積極的に取り組むべきこととして、「防犯のまちづくりの取組」が27.6%（2位）となっています。

警察と連携した防犯に関する継続的な啓発活動や、自主防犯グループを中心とした防犯活動などにより、市内の犯罪発生の認知件数は減少傾向にありますが、今後も、ほっとメールなどを使った情報提供や出前講座などを積極的に実施し、被害防止と防犯意識の高揚を図る必要があります。

自主防犯グループは、自治会やPTA組織を中心に85グループが登録されており、自主的な見守り活動、夜間パトロールなど積極的に活動しています。このような継続的な防犯活動は、犯罪を起させにくい環境の整備、安心・安全な地域づくりに大きな効果を上げています。

協 働 の取組

関係機関が協力し、地域の防犯活動を推進しましょう。

活動主体	それぞれの取組
市 民	○地域の防犯活動などに、積極的に参加しましょう。
地 域	○自主防犯グループなどは、積極的に地域の防犯活動に取り組みましょう。
地域福祉推進組織	○隣近所のつながりなどにより、犯罪を未然に防ぐ地域づくりを進めましょう。
ボランティア団体、N P O 法人	○サロンや食事会ボランティアは、活動を通じて参加者に防犯に関する情報を伝えましょう。
社会福祉協議会	○サロンや食事会などの地域の交流の場で、防犯に関する情報を提供します。
市（生活安全課）	○自主防犯グループの活動を支援します。 ○防犯に関する出前講座を実施します。 ○消費生活相談など各種相談事業を実施します。 ○犯罪に関する情報を周知し、注意を呼びかけます。

評 価 指標

	現 状	中間目標 (H28 年度)	最終目標 (H30 年度)
①犯罪の認知件数	844 件	820 件	800 件

他計画に位置付けられている関連する取組

計画名	取 組	内 容
■次世代育成計画	①保育所、幼稚園、学校での防犯講習	◇児童の安全を図るため、警察署と協力し、不審者の侵入などに対処する訓練 (学校教育課、子ども家庭課、保育所)
	②あんしんまちづくり 学校パトロール隊	◇児童・生徒が関係する犯罪を防止するための学校、PTA、地域住民などによる学区内のパトロール (学校教育課)



知っていますか？　ふくしの森の　こんなこと

中山自治会自主防犯グループによる子ども見守りパトロール

中山自治会自主防犯グループでは、毎日、小学生の下校時間に合わせて各所で見守り活動を実施しています。

通学路には、狭い踏み切りや大きなバイパス道路を横断する箇所もあるため、注意を呼びかけながら一緒に歩くようにしています。また、声かけを積極的に行うことにより、地域の子ども達とのコミュニケーションを図っています。

毎月第3水曜日には、複数班に分かれての夜間パトロールを実施するとともに、併せて防犯灯の球切れ確認も行い、地域の防犯活動にも積極的に取り組んでいます。



登校する児童の見守りと声かけを行う自主防犯グループ

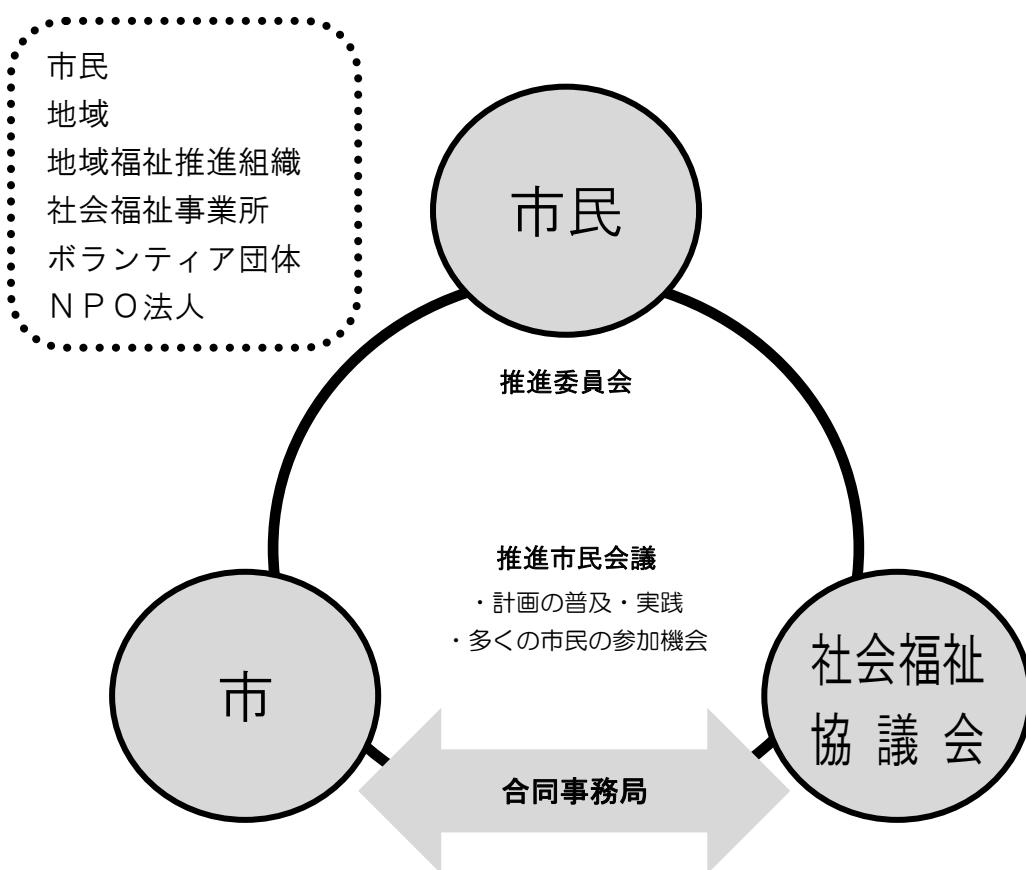


第4章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 計画の推進

市民、市、社会福祉協議会による協働を基本に推進体制を整え、本計画を推進します。



(1) 市民・市・社会福祉協議会の協働による推進

地域福祉は、まちづくりをはじめとした幅広い視点を取り入れ、推進する必要があるため、市民、地域、地域福祉推進組織、社会福祉事業所、ボランティア団体、NPO法人、市、社会福祉協議会など、すべての人、組織が協働して、第2次はんのうふくしの森プラン（以下「第2次プラン」という。）」を推進します。

(2) 第2次はんのうふくしの森プランの推進を調査審議する会の設置

市民や地域活動団体、社会福祉事業者などで構成する第2次はんのうふくしの森プランの推進を調査審議する会（以下「推進委員会」という。）を設置し、計画の推進に関して必要な事項を調査、審議するとともに、進行管理、評価などを行います。

(3) 合同事務局の設置

市と社会福祉協議会による合同事務局を設置し、市民、市、社会福祉協議会の協働による計画の効果的な推進を図ります。

2

計画の普及・実践

(1) はんのうふくしの森プラン推進市民会議の充実

市民、市、社会福祉協議会の協働による地域福祉を推進するためには、はんのうふくしの森プランや地域福祉を知っている人、地域福祉に関心のある人を増やすことが大切です。

第1次プランの推進においては、市民主体のはんのうふくしの森プラン推進市民会議を設置し、はんのうふくしの森プランの普及・啓発に努めてきました。

第2次プランでは、計画の核として地域福祉を推進する「人材の育成と確保」を掲げており、地域福祉を普及し啓発に取り組む、はんのうふくしの森プラン推進市民会議のさらなる充実を図ります。

(2) 市、社会福祉協議会による普及・実践

市、社会福祉協議会においては、広報紙やホームページなどの広報媒体により市民に必要な情報の的確な提供に努めており、さらに、市の出前講座、社会福祉協議会職員の地区担当制など、市民に直接、本計画を周知する機会を持っています。そのようなあらゆる広報媒体を活用し、本計画の普及・実践を図ります。

3

計画の進行管理と評価

(1) 進行管理と評価の方法

推進委員会において、毎年度、計画の進行管理を行うとともに、平成28年度と平成30年度においては、評価指標に基づく評価を実施します。

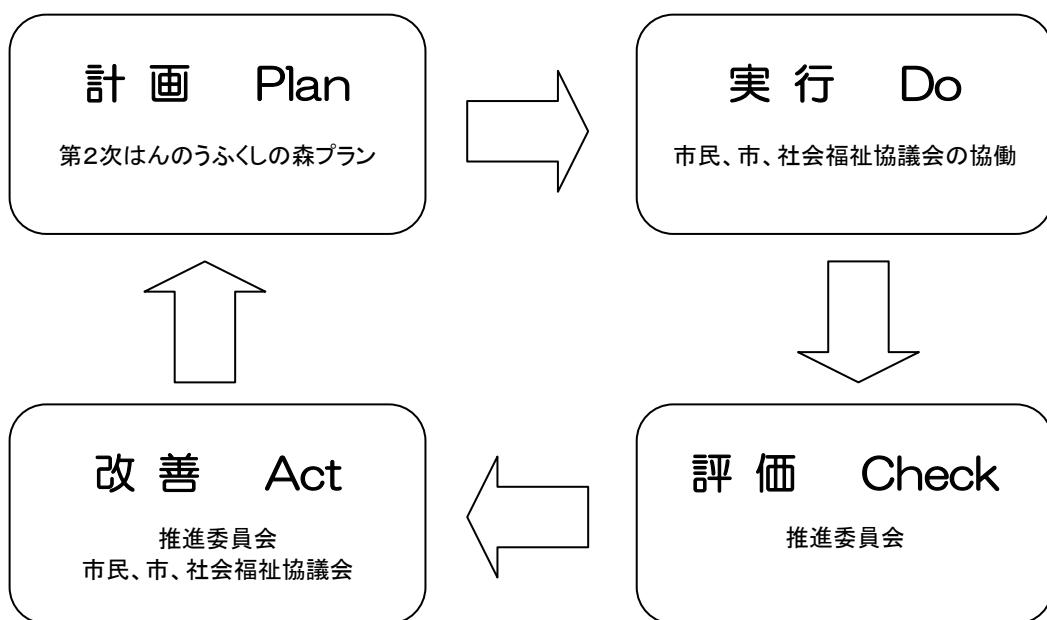
進行管理と評価については、地域福祉計画、地域福祉活動計画である「はんのうふくしの森プラン」の性質上、結果だけではなく、プロセスを考慮することも必要であることから、きめ細かな進捗状況の報告に努めるとともに、様々な立場の委員による多面的なチェックを行い、PDCAサイクル^{※21}の視点を取り入れた効果測定を行います。

《進行管理と評価の方法》

年度	推進委員会	市、社会福祉協議会
平成26年度	進行管理	進捗状況の報告
平成27年度	進行管理	進捗状況の報告
平成28年度	進行管理 中間評価	進捗状況の報告 評価指標の報告
平成29年度	進行管理	進捗状況の報告
平成30年度	進行管理 最終評価	進捗状況の報告 評価指標の報告

※21 PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、継続的に業務を改善すること。

PDCAサイクル



(2) 進捗状況等の公表

推進委員会による評価結果や、毎年度の進捗状況などについては、広報紙やホームページを通じて分かりやすく公表します。

資料編

第1節 飯能市の現状

1 人口・世帯等

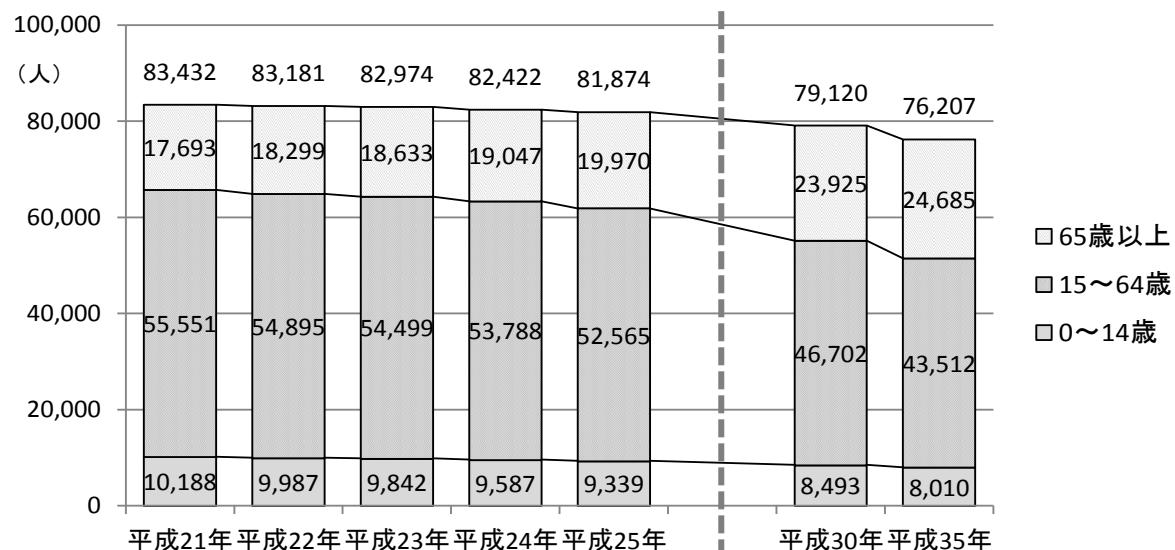
(1) 人口の推移

年齢3区分別人口の推移と推計（各年1月1日現在）
(人)

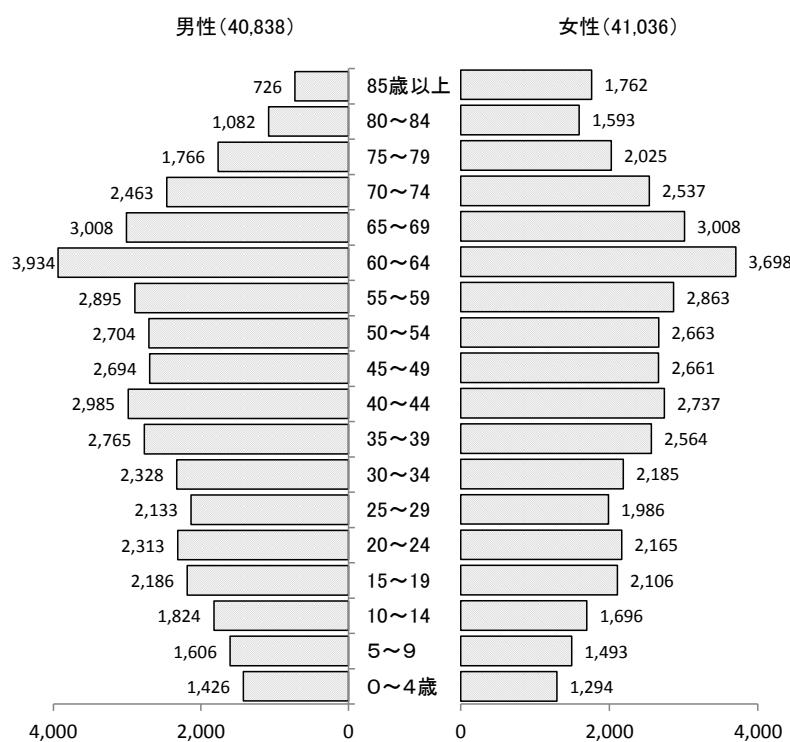
区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成30年 (推計)	平成35年 (推計)
65歳以上人口 (高齢者総数)	17,693	18,299	18,633	19,047	19,970	23,925	24,685
75歳以上 (後期高齢者総数)	7,782	8,000	8,338	8,623	8,954	10,918	12,798
65～74歳 (前期高齢者総数)	9,911	10,299	10,295	10,424	11,016	13,007	11,887
15～64歳人口	55,551	54,895	54,499	53,788	52,565	46,702	43,512
0～14歳人口	10,188	9,987	9,842	9,587	9,339	8,493	8,010
総人口	83,432	83,181	82,974	82,422	81,874	79,120	76,207

資料：飯能市「住民基本台帳」

※人口推計は、コーホートセンサス変化率法により推計(市内8地区の推計値の合算)



人口ピラミッド（平成 25 年 1 月 1 日現在）(人)



(2) 地区別人口の推移

地区別人口の推移と推計（各年 1 月 1 日現在）(人)

区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 30 年 (推計)	平成 35 年 (推計)
飯能地区	22,079	22,070	22,143	22,072	21,870	21,225	20,468
精明地区	16,836	16,811	16,893	16,756	16,712	16,276	15,720
加治地区	25,249	25,305	25,278	25,936	26,033	26,352	26,316
南高麗地区	3,045	3,069	3,101	2,402	2,362	2,058	1,800
吾野地区	2,600	2,541	2,471	2,411	2,363	2,081	1,904
東吾野地区	2,333	2,285	2,236	2,189	2,147	1,976	1,849
原市場地区	8,917	8,797	8,584	8,440	8,249	7,297	6,518
名栗地区	2,373	2,303	2,268	2,216	2,138	1,855	1,632
合 計	83,432	83,181	82,974	82,422	81,874	79,120	76,207

資料：飯能市「住民基本台帳」

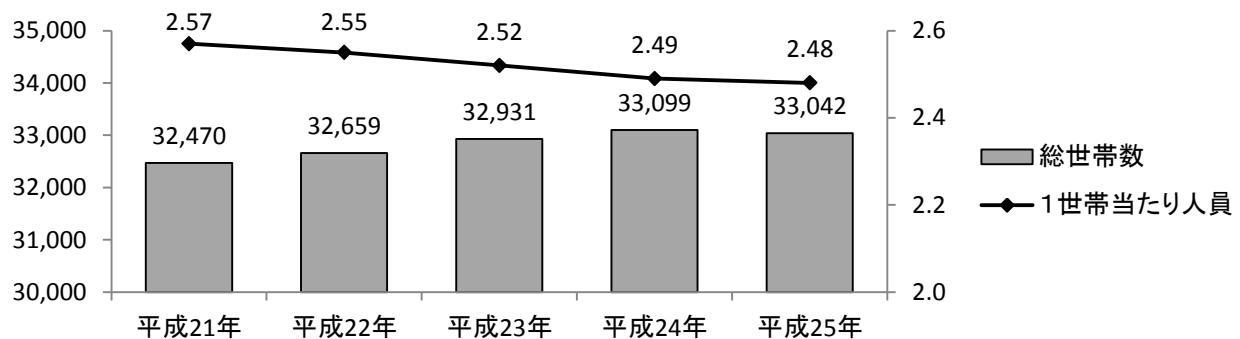
※人口推計は、コーホートセンサス変化率法により推計

(3) 世帯状況の推移

地区別世帯数（各年1月1日現在）（世帯、人）

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総世帯数	32,470	32,659	32,931	33,099	33,042
飯能地区	9,065	9,165	9,236	9,299	9,260
精明地区	6,583	6,631	6,755	6,767	6,760
加治地区	9,649	9,724	9,798	10,106	10,175
南高麗地区	1,079	1,089	1,107	907	901
吾野地区	1,047	1,036	1,036	1,030	1,018
東吾野地区	832	831	839	834	833
原市場地区	3,257	3,239	3,212	3,218	3,174
名栗地区	958	944	948	938	921
1世帯当たり人員	2.57	2.55	2.52	2.49	2.48

資料：飯能市「住民基本台帳」



高齢者世帯数・割合（各年10月1日現在）（世帯）

区分	平成17年		平成22年	
	飯能市	埼玉県	飯能市	埼玉県
一般世帯総数	29,755	—	—	—
高齢者のいる世帯	10,592	35.6%	30.0%	39.9%
高齢者単身世帯	1,795	17.0%	18.4%	19.7%
高齢夫婦世帯	2,619	24.7%	26.5%	27.0%
その他の世帯	6,178	58.3%	55.1%	53.3%

資料：総務省「国勢調査」（平成17年調査、平成22年調査）

※ 高齢者夫婦世帯の基準は、男性65歳以上、女性60歳以上

2

子どもの状況

(1) 出生・保育所児童の推移

出生数、合計特殊出生率（各年12月末日現在）（人）

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
出生数	528	574	525	463
合計特殊出生率	1.08	1.27	1.11	1.00
(参考)全国 合計特殊出生率	1.37	1.39	1.39	1.41
(参考)埼玉県 合計特殊出生率	1.28	1.32	1.28	1.29

資料：埼玉県保健統計

市立保育所児童数（各年4月1日現在）（人）

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
園児総数	769	728	751	722	728
山手保育所	旧第一	72	69	69	139
	旧八幡	81	71	78	
第二区保育所	40	43	42	39	41
富士見保育所	104	98	101	95	92
浅間保育所	94	89	95	98	97
加治保育所	56	59	68	69	68
加治東保育所	103	97	98	96	102
美杉台保育所	114	109	102	96	104
吾野保育所	42	38	35	24	27
東吾野保育所	12	10	14	13	
原市場保育所	51	45	49	51	58

資料：子ども家庭課

(2) 小学校児童・中学校生徒の推移

市立小学校児童数（各年5月1日現在）（人）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
児童総数	4,140	4,066	3,901	3,808	3,795
飯能第一小学校	761	768	755	720	716
飯能第二小学校	97	86	82	83	78
南高麗小学校	106	99	95	91	92
加治小学校	648	635	614	616	610
精明小学校	211	205	194	181	172
東吾野小学校	66	61	58	50	54
西川小学校	65	52	51	46	42
原市場小学校	383	354	321	294	261
富士見小学校	512	519	499	494	502
加治東小学校	222	207	190	196	196
双柳小学校	409	433	436	439	446
美杉台小学校	493	494	471	484	514
吾野小学校	52	48	43	42	43
名栗小学校	115	105	92	72	69

資料：学校基本調査

市立中学校生徒数（各年5月1日現在）（人）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
生徒総数	2,289	2,184	2,184	2,044	1,952
飯能第一中学校	571	567	580	550	547
南高麗中学校	54	56	49	49	42
吾野中学校	117	114	109	99	75
原市場中学校	296	262	241	218	189
飯能西中学校	436	418	432	420	402
加治中学校	469	452	461	419	413
美杉台中学校	279	248	254	227	228
名栗中学校	67	67	58	62	56

資料：学校基本調査

3

要介護(要支援)認定者・障害者手帳所持者の状況

(1) 要介護(要支援)認定者の推移

要介護(要支援)認定者数(各年3月末日現在) (人)

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
要支援1	176	180	147	152	198
要支援2	357	318	319	305	325
要介護1	505	524	594	682	744
要介護2	478	510	600	661	656
要介護3	456	481	489	551	549
要介護4	355	396	397	381	400
要介護5	191	213	274	281	272
合計	2,518	2,622	2,820	3,013	3,144

資料:介護福祉課

(2) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者数(各年3月末日現在) (人)

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
身体障害者手帳所持者 (身体障害者)	2,217	2,236	2,287	2,312	2,314
視覚障害	159	164	165	160	157
聴覚・平衡機能障害	151	150	158	158	168
音声・言語・そしゃく機能障害	31	31	32	36	33
肢体不自由	1,266	1,265	1,275	1,283	1,272
内部障害	610	626	657	675	684
療育手帳所持者 (知的障害者)	350	373	390	406	415
精神保健福祉手帳所持者 (精神障害者)	275	306	347	373	407
合計	2,842	2,915	3,024	3,091	3,136

資料:障害者福祉課

4 その他

生活保護世帯数（各年3月末日現在）（世帯、人）

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
被保護世帯数	435	489	515	517	578
被保護世帯人員数	625	694	741	745	826

資料：生活福祉課

交通事故・火災・犯罪件数（各年12月末日現在）（件）

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
人身事故発生件数	399	355	288	267
火災発生件数	36	32	50	32
犯罪発生件数	1,189	994	970	844

資料：危機管理室、生活安全課

第2節 飯能市の地域福祉に関する意識調査の結果

1. 飯能市の住みやすさ	
市 民	1位 「住みやすいまちだと思う」 74.8% 2位 「住みにくいまちだと思う」 18.4%
小・中学生、保護者	1位 「住みやすいまちだと思う」 67.8% 2位 「住みにくいまちだと思う」 26.5%
2. 自分や家庭の悩みや不安	
市 民	1位 「老後」 46.9% 2位 「健康」 44.2% 3位 「生活費等の経済的なこと」 32.0%
小・中学生、保護者	1位 「子育て（教育含む）」 53.6% 2位 「生活費等の経済的なこと」 52.4% 3位 「老後」 47.3%
3. 地域や社会での悩みや不安	
市 民	1位 「災害時の備え」 40.2% 2位 「買い物・通院などの外出」 26.8% 3位 「隣近所との付き合い」 17.9%
小・中学生、保護者	1位 「災害時の備え」 55.4% 2位 「買い物・通院などの外出」 19.4% 3位 「隣近所との付き合い」 19.2%
4. 福祉サービスの水準と負担のかねあい	
市 民	1位 「住民相互の支え合いを強化することによって、市民の負担増加をできる限り抑える」 54.2% 2位 「福祉サービスを維持させるためには、市民の負担増加もやむを得ない」 20.6% 3位 「市民の負担や労力も増加すべきではないので、福祉サービスの水準が下がるのはやむを得ない」 6.3%
小・中学生、保護者	1位 「住民相互の支え合いを強化することによって、市民の負担増加をできる限り抑える」 61.5% 2位 「福祉サービスを維持させるためには、市民の負担増加もやむを得ない」 17.0% 3位 「市民の負担や労力も増加すべきではないので、福祉サービスの水準が下がるのはやむを得ない」 6.4%

5. 地域福祉を推進するために第2次プランで積極的に取り組むべきこと

市 民	1位 「災害時要援護者に対する支援」 28.6% 2位 「防犯のまちづくりの取組」 27.6% 3位 「学校における福祉教育」 19.9%
小・中学生、保護者	1位 「学校における福祉教育」 36.9% 2位 「防犯のまちづくりの取組」 34.0% 3位 「災害時要援護者に対する支援」 23.5%

6. 地域の助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと

市 民	1位 「地域における福祉活動の意義と重要性をPRする」 23.0% 2位 「学校や地域における福祉教育を充実する」 22.8% 3位 「困っている人と支援できる人との調整を図る人材を育成する」 22.6%
小・中学生、保護者	1位 「学校や地域における福祉教育を充実する」 29.6% 2位 「困っている人と支援できる人との調整を図る人材を育成する」 25.1% 3位 「ボランティアや福祉に関わる人を育成する」 21.2%

7. 地域住民自らが共に支え合う地域づくりを進めるために必要なこと

市 民	1位 「地域の人々が知り合い、ふれ合う機会を増やすこと」 47.3% 2位 「同じ立場や想いのある人同士が力を合わせることのできる仕組みをつくること」 30.6% 3位 「地域住民自らが共に支え合う地域づくりに関する情報や機会を提供すること」 28.0%
小・中学生、保護者	1位 「地域の人々が知り合い、ふれ合う機会を増やすこと」 47.2% 2位 「同じ立場や想いのある人同士が力を合わせることのできる仕組みをつくること」 34.6% 3位 「地域住民自らが共に支え合う地域づくりに関する情報や機会を提供すること」 27.6%

8. 福祉事業所・団体、ボランティア団体が運営において困っていることや課題

福祉事業所・団体	1位 「職員の確保」 45.8% 2位 「人材育成」 34.9% 3位 「財政運営」 32.5%
ボランティア団体	1位 「メンバーの確保」 61.4% 2位 「活動費の確保」 29.5% 3位 「人材育成」 22.7%

9. 福祉事業所・団体、ボランティア団体にとって連携が必要と考える組織・団体	
福祉事業所・団体	1位 「市役所」 90.4% 2位 「飯能市社会福祉協議会」 66.3% 2位 「民生委員・児童委員」 66.3%
ボランティア団体	1位 「飯能市社会福祉協議会」 72.7% 2位 「市役所」 61.4% 3位 「ボランティア」 52.3%

※表中の「小・中学生、保護者」の意識調査結果は、小・中学生の保護者から得られた回答を記載しています。

第3節 懇談会等で出された意見

1

地区別ふくし懇談会

飯能地区

地域の課題を解決するための取組	
《高齢者》について	<ul style="list-style-type: none"> ○足腰の不自由な高齢者の外出をしやすくするために、バリアフリー等の整備だけでなく、地域の取組として、商店街に休憩場所を設けるなど、高齢者に配慮した取組が必要です。 ○高齢者の豊富な知識や経験を活かしてもらうことが必要です。
《地域交流》について	<ul style="list-style-type: none"> ○この地域にも、地域福祉推進組織をつくり、継続して話し合いを行い、地域の課題解決に取り組んでいければ良いと思います。 ○利用していない畠などの土地を有効活用することにより、地域おこしにつなげ、地域を元気にしたいと思います。 ○地域とのつながりを持ちたがらない人を、どのように地域と結び付けるかが課題だと思いますが、地域の行事等を工夫するなどして、多くの人が楽しんでもらうことができれば、つながりができるのではないかでしょうか。 ○子どもは放課後児童クラブ、お年寄りは公民館というように集まる場所を分けないで、一緒にいられる場所をつくることが必要です。
《移動交通》について	<ul style="list-style-type: none"> ○5年、10年後を見据え、今からなるべく外出することを心がけます。

精明地区

地域の課題を解決するための取組	
《子ども》について	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを地域で育てるという意識を持ち、そして子どもを安心して育てられるつながりをつくることが大切です。 ○大人から子どもへ積極的にあいさつすることが大切だと思います。
《高齢者》について	<ul style="list-style-type: none"> ○散歩中に休めるベンチの設置やちょっとしたお茶飲み場など、高齢者が安心して暮らせる地区にするための取組が必要です。
《地域交流》について	<ul style="list-style-type: none"> ○他の地区のように、地域福祉推進組織を立ち上げて、地域のみんなで福祉を考え、支え合っていく必要があります。 ○地域の行事に大勢の人が参加することにより、顔の見える関係をつくることが大切です。そして、それぞれが地域での役割を担ってもらう必要があります。 ○隣近所に住んでいる方の顔を知ることが大事であり、人ととのつながりに関心を持つことが、地域に関心を持つことになるのではないでしょうか。 ○地域交流の場として休耕田を活用し、“花いっぱいのはんのう！”というキャンペーンを企画してみたらどうでしょうか。
《移動交通》について	<ul style="list-style-type: none"> ○有償の移送サービスが必要だと思います。

加治地区

地域の課題を解決するための取組	
《子ども》について	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉教育を充実し、小学生の頃から福祉の気持ちを育むことが必要です。
《高齢者》について	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会内にシルバー人材センターのような組織をつくり、草取りや障子貼りなど、ちょっとした助け合いをする仕組みをつくれないでしょうか。 ○高齢者が集まってお茶を飲んだり、くつろげる場を設置したら良いと思います。集まることで歩く人が増え、認知症対策にもなると思います。
《地域交流》について	<ul style="list-style-type: none"> ○このような懇談会を定期的に開催すれば、地域の人の顔が見えてくるのではないかでしょうか。組長、班長が協力し、地域の人が顔を合わせる取組をすることが大事だと思います。 ○現役時代から自治会活動へ積極的に参加してもらい、早い段階から地域交流を当たり前のものと考えていただく必要があるのではないかでしょうか。
《移動交通》について	<ul style="list-style-type: none"> ○運転ボランティア組織があれば良いと思います。 ○買い物が不便な地区もあるため、買い物のお手伝いを気軽に頼めるような環境づくり、システムづくりが必要です。

南高麗地区

地域の課題を解決するための取組	
《子ども》について	○交通の不便さが児童数の減少に影響しているのであれば、改善する必要があると思います。
《地域交流》について	<ul style="list-style-type: none"> ○お散歩マーケットを活用し、若い世代に南高麗地区をPRできれば良いと思います。 ○学校応援団では、野菜や米づくりなどを通した世代間交流を行っています。その活動を他にも活かしていきたいと思います。 ○同年代のつながりはありますが、世代間を結ぶようなリーダー的存在がないことが地域の課題です。 ○地区外の人からすると、南高麗にはたくさんの「お宝」があると思うので、それをPRすることが大事だと思います。 ○イベントは継続するだけでなく、増やしていくことが大事だと思います。
《移動交通》について	○福祉センターにある車両をもっと南高麗地区のために活用できないでしょうか。

吾野地区

地域の課題を解決するための取組	
《子ども》について	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の子ども達が集まるような行事を企画したいと思います。 ○地域の伝統行事を若い世代に託していきたいと思います。
《地域交流》について	<ul style="list-style-type: none"> ○気兼ねなく、助け合いができるシステムが必要です。「たすけあいあがの」がシステムをつくり、地域住民が共有することが必要だと思います。 ○多くの家が畠で作物や花をつくっていると思いますので、それを持ち寄って売ることができないでしょうか。地域の茶の間に、自分の畠で作った野菜を売りに行くのも良いと思います。 ○男性の交流を深めるために、山での木の伐採作業や畠仕事を協働で行う取組を企画したらどうでしょうか。 ○福祉でまちづくりをした地域は活性化しています。
《移動交通》について	<ul style="list-style-type: none"> ○「たすけあいあがの」が運行している「らくだ号」について、人を運ぶだけではなく、品物を運んで高齢者などに届けることで、さらに活動の幅が広がるのではないでしょうか。 ○地区ごとに車両があれば、運行回数を増やせると思います。

東吾野地区

地域の課題を解決するための取組	
《子ども》について	○家事や子育て中の女性が地域の活動に参加しやすくなるためには、地域が連携して、その負担を軽減してあげることが必要です。
《高齢者》について	○地区の活動は心のよりどころや地域の見守りにもつながっているため、今後も活発な活動をしていきたいと思います。
《地域交流》について	○花がきれいな時期に、大勢で声をかけ合って散歩をしたいと思います。散歩を通して、地域のことが分かるのではないか。 ○自治会館を活用して、「おふくろの味」を継承し、それを懇親会などに活用したら良いと思います。 ○各地区で特色のある物をつくり、それを一堂に会することで大きなお祭りをしたいと思います。
《防災》について	○防災訓練により、地区の防災力の強化に努めていくとともに、地域住民に対する説明会の開催や備品の整備を図っていきたいと思います。

原市場地区

地域の課題を解決するための取組	
《子ども》について	○中学生の地域活動への参加を、学校に呼びかけることが必要です。 ○自治会館を開放し、お茶会や子どもとの交流の場として活用します。サロンに小・中学生が参加するとサロンの雰囲気がより良くなると思います。 ○中学生に地域活動の役割を担ってもらうと良いと思います。責任を持たせることで、やりがいを見つけたり、自立を促したりできると思います。
《高齢者》について	○自治会主導により、核となるグループをつくり、地域の高齢者に雇用の場を提供することにより、生きがいづくり、仲間づくりにつなげていけたら良いと思います。
《地域交流》について	○地域でできることは地域でという考えが大切です。 ○近所持ち回りで家に集まるなど、公共の場に限定しない交流も必要です。 ○市や社会福祉協議会ではできない、地域の方々が中心となって楽しめる企画があると良いと思います。そのためには、地域をコーディネートできる人が必要です。 ○自治会館のあり方や利用方法について検討する必要があります。
《防災》について	○実際に被災した場合は近所で助け合う必要があります。まずは自分の身を守り、それから隣同士が助け合う精神が大切です。

名栗地区

地域の課題を解決するための取組	
《子ども》について	○子どもたちには、あいさつを続けてもらいたい。大人があいさつをしていれば、子どもたちも続けてくれると思います。
《高齢者》について	○地元で採れた野菜などを使った民間の配食サービスが地域にできると良いと思います。そして、お年寄りの見守りも兼ねることができれば、さらに良いと思います。
《地域交流》について	<p>○若い人とコミュニケーションを取り、なるべく若い人の考え方を取り入れていきたいと思います。</p> <p>○名栗では手に入らないものを地域住民が共同で仕入れ販売する、住民出資による市場をつくることが必要だと思います。それを雇用の確保や見守り活動につなげていくことが大切です。</p> <p>○地域の中で解決できる仕組みをつくるべきだと思います。まずは、楽しむことのできる趣味、サークル、イベントを行い、仲間づくりをすることからはじめたら良いと思います。</p>
《移動交通》について	○買い物弱者を救うために、皆の注文を引き受けて、買い物を代行する「共同買い物隊」を組織してほしいと思います。

2 社会福祉事業所との懇談会

1. 社会福祉事業所が取り組みたいこと、できること	
《子育て支援》の場	<ul style="list-style-type: none"> ○母親同士の交流支援（孤独感の解消） ○子どもが気軽に訪問できる場（居場所）の確保 ○病児の通院付き添いや看病など、仕事と子育ての両立支援 ○登下校の児童・生徒に対する声かけ ○子育て中の母親に対する食育支援
《ボランティア活動》の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動に参加意向のある高齢者、障害者と支援を必要とする人とのマッチング ○地域人材の育成やボランティア団体との連携、活動支援
《支援が必要な人》への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアネットワークによる見守り（安否確認）、相談、サポート、通院・買い物支援
《学び合い》の場	<ul style="list-style-type: none"> ○介護教室、認知症予防講座などの勉強会の開催 ○認知症予防のサークルや家族会の立ち上げ、活動の支援 ○ボランティアの受け入れ ○職員同士の交流の場
《安心・安全》の場	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な相談相手（場所） ○福祉制度や市、社会福祉協議会のサービス情報の発信 ○地域住民への健康相談会、福祉相談会に看護師、介護福祉士が参加 ○災害時の避難所として施設を開放
《地域》との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動やイベント等への積極的な参加、協力 ○自治会活動（清掃活動等）への参加、地域住民との交流 ○保育所、小・中学校との交流 ○地域のサロン等に参加して、健康講座や運動教室を開催 ○高齢者を招いての食事会、高齢者の集まりに出向いての食事会 ○出張講座、講演会などの企画・運営 ○地域福祉推進組織との連携
《移動交通》支援	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所が所有する車両の提供 ○買い物弱者に対する「御用聞き」のような取組
《雇用》支援	<ul style="list-style-type: none"> ○生きがいとしての雇用の場の創出 ○福祉人材の育成 ○専門職の育成支援 ○福祉の仕事の紹介

3

ボランティア団体、NPO法人との懇談会

1. 他の団体、市民に協力できること・協力してほしいこと

協力できること	<input type="checkbox"/> 他の団体が行うイベントに協力 <input type="checkbox"/> 団体同士で備品などを貸し借り <input type="checkbox"/> 地域の防災・防犯活動 <input type="checkbox"/> 高齢者や障害者への見守り活動 <input type="checkbox"/> 買い物弱者への移動支援、買い物などの手伝い <input type="checkbox"/> ひとり暮らし高齢者への配食サービス <input type="checkbox"/> 災害時の応援、炊き出し <input type="checkbox"/> 出前の草刈り作業
協力してほしいこと	<input type="checkbox"/> 他団体との交流 <input type="checkbox"/> 活動への理解と協力 <input type="checkbox"/> ボランティア活動に対する参加者の確保 <input type="checkbox"/> 後継者の確保 <input type="checkbox"/> 仕事の発注 <input type="checkbox"/> 作業への参加

2. 市、社会福祉協議会に協力できること・協力してほしいこと

協力できること	<input type="checkbox"/> 市、社会福祉協議会が行うイベントの手伝い <input type="checkbox"/> 備品の貸し出し <input type="checkbox"/> 地域の生の声（要望等）を伝える。
協力してほしいこと	<input type="checkbox"/> 活動する上で必要な情報の提供 <input type="checkbox"/> ボランティアや活動団体の紹介 <input type="checkbox"/> 活動拠点の整備 <input type="checkbox"/> 財政支援 <input type="checkbox"/> 活動などに対する助言 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会との意見交換 <input type="checkbox"/> 荷物などの運搬支援

4

飯能市の地域福祉をつくる市民懇話会

1. 【知】お互いを知り合う・分かり合う機会をつくろう を実現するための市民の取組	
①皆であいさつをしよう	<ul style="list-style-type: none"> ○スローガン「あいさつで 皆つながる 飯能市」 ○児童・生徒の登下校時や夜間パトロールなどに参加してあいさつします。 ○犬の散歩などをしている人に腕章を渡して、お互いにあいさつします。 ○あいさつロードやあいさつ週間などを決めて「ここはあいさつをする、されるところだ」と分かるようにしてあいさつします。
②知り合うきっかけ・機会を大切にしよう	<ul style="list-style-type: none"> ○積極的に地域のイベントに参加します。 ○積極的に情報を発信します。 ○団塊の世代の受け皿をつくります（農業、林業など）。
③つながりを持とう	<ul style="list-style-type: none"> ○団体間の連携が持てるように、情報交換の場を設けます。 ○学校と地域のつながりが持てるようにします。 ○休耕地を活用しての交流の場をつくります。
2. 【交】暮らしやすい移動・交通の仕組みをつくろう を実現するための市民の取組	
①各地区で助け合いの移送サービスを実施しよう	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスを担う人材を確保するために、各地区で市民が市民に対して個別に働きかけます。 ○サービスを担う人材が学び合う場を継続的に用意し、市民自らが人材育成を行います。 ○サービスを円滑に運営するために、市民自ら民間の財団や協会などに働きかけ、財源を確保します。 ○飯能市全域の助け合いの移送サービスのために、飯能を一つと捉えて市民自らが話し合います。 ○公共交通サービスと連携した助け合いの移送サービスを実施するため、各地区で市民自らが、市や公共交通事業者と話し合います。
②助け合いの移送サービスを上手に使おう	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が使いやすい、助け合いの移送サービスにするために、地区ごとに市民が足を使って、市民の声に耳を傾けます。 ○助け合いの移送サービスを使う目的となる地域の行事や居場所などとリンクさせます。

3. 【支】支え合いの仕組みをつくろう を実現するための市民の取組	
①声かけから始まる近所のつながりを深めよう	<ul style="list-style-type: none"> ○ご近所さんがお互いに分かり合うために積極的な声かけを行います。 ○ご近所さんがお互いに支え合える、助け合える関係、仕組みをつくります。 ○ご近所同士で定期的に話し合いをします。 ○ご近所同士でお互いに育て合える関係、仕組みをつくります。
②気軽にふれ合える場を増やそう	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の住民が参加したくなるような魅力あふれるイベント、行事を開催します。 ○気兼ねなく手軽に集える場をご近所に増やします。 ○会場はご近所の空き家を活用します。
③ご近所お助け隊をつくろう	<ul style="list-style-type: none"> ○世話焼きさんを増やすために、情報収集に努め、お互いに協力を呼びかけます。 ○特技を活かし、助け合える仕組みをつくります。
4. 【安】安心して暮らせる仕組みをつくろう を実現するための市民の取組	
①“みんな”が“みんな”的なサポーターになろう	<ul style="list-style-type: none"> ○お互いを知るために、身近で話し合える場所や仕組みをつくろう。 ○「自分にできることは何か」を考えよう。 ○集える場所の確保に協力しよう。 ○近所の人の悩みを聞こう。 ○身近なサービス・制度を学び、悩んでいる人に伝えよう。 ○地域の防災について、情報交換しよう。 ○普段から近所の人を知ろう。 ○福祉マップをつくろう（近所の情報を提供します）。

第4節 第2次はんのうふくしの森プラン策定に関する提言書

提言1 目指す地域福祉の姿について

- 第1次プランでは、「市民一人ひとりの違いをお互いに受け入れ、誰もが社会参加し、いきいきとその人らしい暮らしを送ることができること、「ふだんの暮らしのしあわせ」「みんなのしあわせ わたしのしあわせ」を実感できる」、そのような暮らし、地域をつくることとしています。
- 第1次プラン策定後、孤立死や無縁社会が社会問題として大きくクローズアップされたことや昨年3月11日に発生した東日本大震災により、改めて人と人との絆が見直されたところあります。
- 今後は、特に隣人愛、絆、人と人とのつながりといったことを重視した地域福祉の姿が望まれます。

【具体的な提言】

- 隣人愛、絆、人と人とのつながりを重視した地域福祉

提言2 計画の全体像について

- 第1次プランでは、5つのテーマ別目標として「知」、「交」、「支」、「安」、「協」を掲げ、コーディネーターの配置と活動・交流拠点の確保をしつつ、支え合いの仕組みにより地域福祉を推進することとしています。
- 第2次プランの策定にあたっては、第1次プランを引き継ぐ意味でも、上記のテーマ別目標を基本に策定することが望されます。
- コーディネーターについては、名栗地区を皮切りに加治東地区、吾野地区と順次配置し、地域における支え合いの仕組みづくりにつなげ、併せて活動・交流の拠点を確保することで地域福祉活動を展開してきた実績を踏まえ、第2次プランにおいても同様に取り組むことが望されます。

【具体的な提言】

- 「知」、「交」、「支」、「安」、「協」の5つのテーマ別目標を基本とした策定
- コーディネーターの配置と活動・交流拠点の確保による支え合いの仕組みづくりの推進

提言3 地域福祉の進め方について

- 第1次プランでは、「つながりあう・学びあう・支えあう」を基本に市民、市及び社会福祉協議会がそれぞれ主体的に地域福祉に取り組むこととしています。
- その中でも、市民の取組については、その実施主体が明確になっていないことにより、地域福祉推進組織の設立や活動に焦点が当たり、ボランティア団体、NPO法人、福祉事業所、企業等の取組がクローズアップされにくくなっています。
- 以上を踏まえ、それぞれの取組がよりクローズアップされるよう各種団体の位置付けや役割などを明確にするとともに、事業所やNPO法人等と地域福祉推進組織との連携についても検討されることが望されます。

【具体的な提言】

- 地域福祉推進組織、ボランティア団体、NPO法人、福祉事業所、企業等のプランにおける位置付けと役割の明確化
- 事業所、NPO法人等と地域の連携による地域福祉の推進

提言 4－1 重点目標について 【知】お互いを知りあう・分かりあう機会をつくろう

- 第1次プランでは、市民一人ひとりが福祉に関心を持ち、地域に住む誰もが排除されることのない地域づくりを進めるため、福祉教育の実践に取り組むこととしています。
- そのため、福祉教育は、今後も継続して取り組む必要がありますが、最近の社会情勢を鑑みると、学校と福祉事業所、学校と地域などの連携により、学校や地域での福祉教育の実践が望されます。
- また、小・中学生と地域の高齢者等の交流による相互支援などといった視点を加えた検討が望まれます。

【具体的な提言】

- 子どもの頃からの福祉教育のさらなる実践

提言 4－2 重点目標について 【交】暮らしやすい移動・交通の仕組みをつくろう

- 第1次プランでは、「たすけあいあがの」における無償運送の実施など、地域における助け合いの移送サービスの取組の成果が上がっています。今後、他地区においても、地域の実状にあった取組が実施されることが期待されます。
- 一方、市内を運行するバス会社の撤退問題など、飯能市の公共交通を取り巻く状況が大きく変化しつつあることから、その動向を注視しながら、公共交通計画と連携を図り、市民が外出の不便を感じない取組を検討することが望されます。

【具体的な提言】

- 地域における助け合いの移送サービスの充実
- 公共交通計画との連携

提言 4－3 重点目標について 【支】地区ごとの支えあいの仕組みをつくろう

- 第1次プランでは、地域住民が主体となって地域福祉を推進する組織の設立に取り組み、「なぐり広場」、「加治東ふれあい広場」及び「たすけあいあがの」の3組織が設立され、既に設立されていた「原市場地区社会福祉協議会」と合わせ、全4組織が活動しています。
- 本市は、市街地から山間地といった地理的な条件だけでなく、地区ごとの生活課題も様々であるため、地区的実状に合った生活課題の解決に取り組む地域福祉推進組織の活動を今後も推進するとともに、未設置の地区においては、地域福祉推進組織を設置することが望されます。
- また、災害時要援護者支援については、飯能市災害時要援護者避難支援プランの普及・啓発、自主防災組織と民生委員・児童委員の連携による災害時要援護者リストの作成、地域における助け合いの仕組みづくりなど、順調に進んでいるところではありますが、東日本大震災を踏まえ、全市的に災害時要援護者避難支援制度を積極的に周知するとともに、要援護者に対しては、制度の趣旨や内容の周知・啓発をきめ細かく行うほか、災害時要援護者の避難訓練の参加など、作成したリストを活用したより実践的な取組が望されます。

【具体的な提言】

- 地域福祉推進組織の設立と活動の充実
- 災害時における助け合いの取組の充実

提言 4－4 重点目標について 【安】安心して暮らせる仕組みをつくろう

- 第1次プランにおいても、福祉人材の育成を掲げていますが、昨今の福祉事業所においては、よりきめ細かで良質のサービスの提供が求められていることを踏まえ、福祉従事者のスキルアップのため、市と社会福祉協議会が連携し研修の場などを設けることが望まれます。
- また、市内各地域で行われているサロン活動等においては、孤立防止や見守りに対する効果は勿論のこと、介護予防、認知症対策などの効果も期待されます。
- さらには、認知症サポーター養成講座や市民後見人養成講座等の参加者をみても社会貢献意識の高い市民が多いことが分かることから、それらの市民を福祉分野の人材確保に繋げていく方策も検討することが望れます。

【具体的な提言】

- 地域福祉の観点からの認知症対策と介護予防の充実
- 交流、研修の場を通した人材の育成

提言 4－5 重点目標について 【協】協働の仕組みをつくろう

- 第1次プランでは、ボランティアセンター機能の充実と市と社会福祉協議会におけるボランティア支援の窓口の統合化を検討することとしています。
- その後、平成23年度に市民の交流の場を提供し、もって市民活動の活性化を図り、協働のまちづくりを推進することを目的とした市民活動センターが開設されたことから、ボランティアセンターと市民活動センターにおけるボランティア活動支援のあり方を整理するとともに、ボランティアセンター機能の充実、さらにはボランティアセンターと市民活動センターの連携が望れます。
- また、地域福祉活動を進める民生委員児童委員協議会と自治会においては、様々な場面における連携がより円滑となり、地域住民への支援がより充実することが望れます。

【具体的な提言】

- ボランティア支援のあり方、ボランティアセンター機能の充実、ボランティアセンターと市民活動センターの連携
- 民生委員児童委員協議会と自治会の連携及び地域住民への支援の充実

提言 5 計画の推進について

- 第1次プランでは、市民、市及び社会福祉協議会の協働による推進を軸に、第1次プランの進行管理と評価を行う推進委員会、市と社会福祉協議会の共同事務局であるプロジェクトチーム、市民主体で地域福祉を推進する市民会議を推進体制としています。
- 地域福祉推進組織の設立や運営においては、市民、市及び社会福祉協議会の協働により成果が現れ、また、第1次プランの推進については、様々な場面でプロジェクトチームが機能しています。
- また、推進委員会における進行管理と評価によって、市及び社会福祉協議会の取組が、良い緊張感の中、推進されているところもあります。
- しかし、取組ごとに評価指標が設定されていないことによる評価の難しさ、また、市民、市及び社会福祉協議会の協働による推進であるにもかかわらず、市民の役割を評価できないなど様々な課題が見られるところもあります。
- 地域福祉に対する市民の認知度は決して高いとは言い難いですが、市民会議は、市民主体で地域福祉に取り組む絶好の機会であり、今後も継続するとともに、さらなる充実が望されます。

【具体的な提言】

- 分かりやすい評価指標の設定
- 市民の取組の把握と紹介
- 地域福祉に関する周知・啓発と市民会議の充実

平成24年6月26日、はんのうふくしの森プラン推進委員会(飯能市地域福祉計画推進委員会・飯能市地域福祉活動計画推進委員会)作成

第5節 策定体制等

1

第2次はんのうふくしの森プラン策定委員会

(1) 第2次飯能市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、第2次飯能市地域福祉計画(以下「第2次計画」という。)を策定するため、第2次飯能市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第2次計画に関する事項について調査研究を行い、計画案を策定し、これを市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 知識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2次計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会に、委員会の目的達成に必要な事項について、細目にわたり調査研究等を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員長が指名する者をもって組織する。

3 作業部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長には委員長が指名する者を、副部会長には部会長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 第3次飯能市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における第3次飯能市地域福祉活動計画(以下「地域福祉活動計画」という。)を策定するため、第3次飯能市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画に関する事項について調査、研究を行い、計画案を策定し、これを社会福祉法人飯能市社会福祉協議会(以下「本会」という。)会長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 社会福祉関係者
 - (3) 保健医療関係者
 - (4) 地域活動団体関係者
 - (5) 関係行政機関職員
 - (6) 本会理事
 - (7) その他本会会长が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会に、委員会の目的達成に必要な事項について、細目にわたり調査、検討等を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員長が指名する者をもって組織する。

3 作業部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、委員長が指名し、副部会長は、部会長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、本会会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(3) 策定委員会 委員名簿

選出区分	氏名	所属団体等	備考
学識経験者	田中 英樹	早稲田大学人間科学学術院教授	委員長
社会福祉関係者	岡田 鈴江	飯能市民生委員児童委員協議会 精明第二地区民生委員児童委員協議会会長	H25.2.15～
	平井 哲夫	飯能市民生委員児童委員協議会副会長	～H25.1.31
	田中 祢吉	(福) 飯能市社会福祉協議会理事	
	渡辺 孝子	特定非営利活動法人子育て応援ゆう代表	
	佐藤 智恵美	元特定非営利活動法人あおーら副代表理事	～H26.1.31
	阿部 昇吾	飯能市基幹型地域包括支援センターいなり町 管理者	
保健医療関係者	大野 泰規	(株) ヴェルペンファルマ代表取締役専務	
	増島 宏徳	(社) 飯能地区医師会副会長	
地域活動団体関係者	大野 康	原市場地区社会福祉協議会副会長	副委員長
	松原 恒也	なぐり広場代表世話人	
	野口 博巳	加治東ふれあい広場会長	
	加藤 守	たすけあいあがの会長	
	豊嶋 康雄	飯能市自治会連合会精明支部長	
	古玉 由香子	元(社) 飯能青年会議所	
市民(公募)	野村 五郎	飯能地区	
	小山 博	精明地区	
	後藤 太亮	加治地区	
	町田 千春	東吾野地区	
	大河原義重	吾野地区	

(4) 策定の経緯（策定委員会）

策定委員会

年度	月日	会議名	主な議事内容
平成 24 年度	7月19日(木)	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉及びはんのうふくしの森プランについて ・第2次プランの策定体制（案）及び策定スケジュール（案）について
	8月23日(木)	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次はんのうふくしの森プラン策定に関する提言について ・地域福祉推進フォーラムについて ・アンケート調査について ・地区別ふくし懇談会について ・市民懇話会について
	1月24日(木)	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果の報告について ・地区別ふくし懇談会の中間報告について ・作業部会の報告について ・福祉事業所、NPO 法人、ボランティア団体とのふくし懇談会について ・市民懇話会について
	2月28日(木)	第4回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地区別ふくし懇談会の報告について ・福祉事業所、ボランティア団体等との懇談会の報告について ・市民懇話会について ・骨子案の検討について
	3月29日(金)	第5回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体、NPO 法人との懇談会の報告について ・骨子案について
平成 25 年度	5月31日(金)	第6回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・飯能市の地域福祉をつくる市民懇話会について ・骨子案について
	6月26日(水)	第7回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・飯能市の地域福祉をつくる市民懇話会について ・計画書素案について
	7月29日(月)	第8回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書素案について
	8月26日(月)	第9回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書素案について
	9月26日(木)	第10回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書素案について
	1月30日(木)	第11回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地区別ふくし懇談会、意見募集及び市議会との協議の結果について ・計画案について

(5) 策定の経緯（策定委員会作業部会）

策定委員会作業部会

年度	月日	会議名	主な議事内容
平成 24 年度	9月 3日（月）	第1回作業部会	・作業部会の今後の方向性について
	12月 4日（火）	第2回作業部会	・アンケート調査の速報について ・市民懇話会の開催方法について
	12月 13日（木）	第3回作業部会 ◎市民会議準備会との合同打ち合わせ会（以下、合同打ち合わせ会）【1回】	・合同打ち合わせ会の目的について ・アンケート調査、地区別ふくし懇談会の経過報告について ・福祉事業所、ボランティア団体、NPO 法人との懇談会について
	1月 10日（木）	第4回作業部会 ◎合同打ち合わせ会【2回】	・市民懇話会について
	2月 14日（木）	第5回作業部会 ◎合同打ち合わせ会【3回】	・市民懇話会について ・アンケート結果及び地区別ふくし懇談会の検証について
	3月 13日（水）	第6回作業部会 ◎合同打ち合わせ会【4回】	・市民懇話会について ・骨子案について
平成 25 年度	4月 23日（火）	第7回作業部会 ◎合同打ち合わせ会【5回】	・市民懇話会について ・骨子案について（知・その他）
	5月 7日（火）	第8回作業部会 ◎合同打ち合わせ会【6回】	・骨子案について（支）
	5月 21日（火）	第9回作業部会 ◎合同打ち合わせ会【7回】	・骨子案について（交・安・協・その他） ・市民懇話会について
	6月 4日（火）	第10回作業部会 ◎合同打ち合わせ会【8回】	・市民懇話会の提案について
	7月 9日（火）	第11回作業部会 ◎合同打ち合わせ会【9回】	・計画書素案について
	7月 23日（火）	第12回作業部会 ◎合同打ち合わせ会【10回】	・計画書素案について
	8月 6日（火）	第13回作業部会 ◎合同打ち合わせ会【11回】	・計画書素案について
	8月 20日（火）	第14回作業部会 ◎合同打ち合わせ会【12回】	・計画書素案について
	9月 17日（火）	第15回作業部会 ◎合同打ち合わせ会【13回】	・計画書素案について ・地区別ふくし懇談会について ・意見募集について ・計画書概要版（案）について

(6) 報告及び意見募集

年月日	報告及び意見募集																																																							
平成 25 年 11月 17 日(日) ~12月 21(土)	<p>第2次はんのうふくしの森プラン（案）の報告のための地区別ふくし懇談会の開催</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 区</th><th>会 場</th><th>月 日</th><th>参加者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">飯 能</td><td>飯能中央地区行政センター</td><td>11月 17 日(日)</td><td>17人</td></tr> <tr> <td>第二区地区行政センター</td><td>12月 14 日(土)</td><td>32人</td></tr> <tr> <td rowspan="3">精 明</td><td>精明地区行政センター</td><td>12月 1日(日)</td><td>18人</td></tr> <tr> <td>富士見地区行政センター</td><td>12月 8日(日)</td><td>19人</td></tr> <tr> <td>双柳地区行政センター</td><td>12月 8日(日)</td><td>22人</td></tr> <tr> <td rowspan="3">加 治</td><td>加治東地区行政センター</td><td>11月 30日(土)</td><td>29人</td></tr> <tr> <td>加治地区行政センター</td><td>12月 8日(日)</td><td>21人</td></tr> <tr> <td>美杉台地区行政センター</td><td>12月 14 日(土)</td><td>28人</td></tr> <tr> <td>南高麗</td><td>南高麗地区行政センター</td><td>12月 14 日(土)</td><td>44人</td></tr> <tr> <td>吾 野</td><td>吾野地区行政センター</td><td>11月 30 日(土)</td><td>58人</td></tr> <tr> <td>東吾野</td><td>東吾野地区行政センター</td><td>11月 27 日(水)</td><td>68人</td></tr> <tr> <td>原市場</td><td>原市場福祉センター</td><td>12月 1日(日)</td><td>33人</td></tr> <tr> <td>名栗</td><td>保健センター名栗分室</td><td>12月 21 日(土)</td><td>27人</td></tr> <tr> <td align="right" colspan="3">合計</td><td>416人</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 提出された意見等 15件 ○ 主な意見 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカーについて ・圏域について ・推進の方法について 	地 区	会 場	月 日	参加者数	飯 能	飯能中央地区行政センター	11月 17 日(日)	17人	第二区地区行政センター	12月 14 日(土)	32人	精 明	精明地区行政センター	12月 1日(日)	18人	富士見地区行政センター	12月 8日(日)	19人	双柳地区行政センター	12月 8日(日)	22人	加 治	加治東地区行政センター	11月 30日(土)	29人	加治地区行政センター	12月 8日(日)	21人	美杉台地区行政センター	12月 14 日(土)	28人	南高麗	南高麗地区行政センター	12月 14 日(土)	44人	吾 野	吾野地区行政センター	11月 30 日(土)	58人	東吾野	東吾野地区行政センター	11月 27 日(水)	68人	原市場	原市場福祉センター	12月 1日(日)	33人	名栗	保健センター名栗分室	12月 21 日(土)	27人	合計			416人
地 区	会 場	月 日	参加者数																																																					
飯 能	飯能中央地区行政センター	11月 17 日(日)	17人																																																					
	第二区地区行政センター	12月 14 日(土)	32人																																																					
精 明	精明地区行政センター	12月 1日(日)	18人																																																					
	富士見地区行政センター	12月 8日(日)	19人																																																					
	双柳地区行政センター	12月 8日(日)	22人																																																					
加 治	加治東地区行政センター	11月 30日(土)	29人																																																					
	加治地区行政センター	12月 8日(日)	21人																																																					
	美杉台地区行政センター	12月 14 日(土)	28人																																																					
南高麗	南高麗地区行政センター	12月 14 日(土)	44人																																																					
吾 野	吾野地区行政センター	11月 30 日(土)	58人																																																					
東吾野	東吾野地区行政センター	11月 27 日(水)	68人																																																					
原市場	原市場福祉センター	12月 1日(日)	33人																																																					
名栗	保健センター名栗分室	12月 21 日(土)	27人																																																					
合計			416人																																																					
平成 25 年 11月 5 日(火) ~11月 29(金)	<p>第2次はんのうふくしの森プラン（案）に対する意見募集の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施場所 市ホームページ、社会福祉協議会ホームページ、市政資料コーナー、各地区行政センター、原市場福祉センター、南高麗福祉センター、社会福祉協議会（総合福祉センター）、社会福祉協議会名栗事務所（保健センター名栗分室） ○ 提出された意見等 6件 ○ 主な意見 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカーについて ・表現の仕方について ・計画の実施について 																																																							

2**第2次飯能市地域福祉計画策定庁内検討会議****(1) 第2次飯能市地域福祉計画策定庁内検討会議設置規程****(設置)**

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく第2次飯能市地域福祉計画（以下「第2次計画」という。）の策定に当たり必要な事項を検討するため、第2次飯能市地域福祉計画策定庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第2次計画の策定の総合調整に関する事務。
- (2) その他第2次計画の策定に必要な事項に関する事務。

(組織)

第3条 検討会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には福祉部長を、副委員長には委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 検討会議は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第6条 検討会議に、検討会議の目的達成に必要な事項について調査研究等を行うため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員長が指名する者をもって組織する。
- 3 作業部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長には委員長が指名する者を、副部会長には部会長が指名する者をもって充てる。
- 5 部会長は、作業部会を代表し、会務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 作業部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 検討会議及び作業部会の庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるものほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

危機管理室長	総合政策部長	政策企画課長	市街地活性化推進課長
財政課長	市民生活部長	市民生活部交通政策担当	
市民参加推進課長	地区行政センター管理課長		生活安全課長
商工観光課長	福祉部副参事	生活福祉課長	障害者福祉課長
介護福祉課長	子ども家庭課長	健康政策課長	保健センター所長
教育総務課長	学校教育課長	生涯学習課長	

第2次飯能市地域福祉計画 第3次飯能市地域福祉活動計画

第2次はんのうふくしの森プラン

発行年月: 平成26年3月

・発行 飯能市 社会福祉法人飯能市社会福祉協議会
・編集 飯能市福祉部地域福祉課 社会福祉法人飯能市社会福祉協議会地域福祉係

【飯能市福祉部地域福祉課】

所在地 〒357-8501
埼玉県飯能市大字双柳1番地の1
電話 042(973)2111(代)
ファクス 042(973)2120
Eメール chifuku@city.hanno.saitama.jp
ホームページ <http://www.city.hanno.saitama.jp/>

【社会福祉法人飯能市社会福祉協議会】

所在地 〒357-0021
埼玉県飯能市大字双柳371番地13
電話 042(973)0022
ファクス 042(973)8941
Eメール hannosyakyo@hannosyakyo.or.jp
ホームページ <http://hannosyakyo.or.jp/>

